

第3次東広島市男女共同参画推進計画  
(後期実施計画)  
きらきらプラン

－ 案 －

令和7（2025）年3月  
東広島市

## ～ 目 次 ～

|                                             |    |
|---------------------------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって                              | 1  |
| 【1】計画策定の趣旨                                  | 1  |
| 【2】計画のキャッチフレーズ                              | 1  |
| 【3】本計画の位置付け                                 | 2  |
| 【4】計画の期間                                    | 3  |
| 【5】計画の策定体制                                  | 3  |
| 1 東広島市男女共同参画推進審議会における審議                     | 3  |
| 2 アンケート調査の実施                                | 3  |
| 3 関係団体調査の実施                                 | 4  |
| 4 パブリックコメント（意見公募）の概要                        | 4  |
| 【6】SDGsと男女共同参画                              | 5  |
| 第2章 計画策定の社会的背景                              | 6  |
| 【1】男女共同参画の動向                                | 6  |
| 1 国際社会の動き                                   | 6  |
| 2 国の動き                                      | 7  |
| 3 広島県の動き                                    | 11 |
| 【2】東広島市の男女共同参画を取り巻く現状                       | 14 |
| 1 人口等の動き                                    | 14 |
| 2 仕事と暮らし                                    | 19 |
| 3 男女の平等感                                    | 34 |
| 4 ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメントに関する事            | 39 |
| 5 性の多様性に関する事                                | 42 |
| 6 前期計画における施策目標の達成状況                         | 43 |
| 第3章 計画の内容                                   | 45 |
| 【1】基本理念                                     | 45 |
| 【2】基本目標                                     | 46 |
| 【3】計画の目指す将来像                                | 47 |
| 【4】施策体系                                     | 48 |
| 第4章 施策の展開方向と具体的な取組                          | 50 |
| 領域Ⅰ 仕事と暮らし                                  | 50 |
| 施策の方向1 仕事と子育て・介護等の両立支援（女性活躍推進計画）            | 50 |
| 施策の方向2 女性の活躍推進とあらゆる分野における女性の参画の推進（女性活躍推進計画） | 56 |
| 施策の方向3 誰もが地域で多様な暮らしを認め合い、能力を発揮できる基盤づくり      | 60 |

|                                            |     |
|--------------------------------------------|-----|
| 領域Ⅱ 男女の平等感-----                            | 63  |
| 施策の方向4 固定的な性別役割分担意識の解消-----                | 63  |
| 施策の方向5 男女共同参画の意識づくり-----                   | 65  |
| 領域Ⅲ 安心な暮らし-----                            | 67  |
| 施策の方向6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援（DV対策基本計画）---- | 67  |
| 施策の方向7 多様性を認め合う意識づくり-----                  | 71  |
| 領域Ⅳ 計画の推進-----                             | 74  |
| 施策の方向8 推進体制の充実-----                        | 74  |
| 第5章 資料編-----                               | 77  |
| 【1】策定経過-----                               | 77  |
| 【2】東広島市男女共同参画推進審議会委員名簿-----                | 79  |
| 【3】数値目標一覧-----                             | 80  |
| 【4】男女共同参画のあゆみ-----                         | 82  |
| 【5】SDGs 目標一覧-----                          | 86  |
| 【6】用語解説（五十音順）-----                         | 87  |
| 【7】関係法令-----                               | 93  |
| 1 東広島市男女共同参画推進審議会規則-----                   | 93  |
| 2 男女共同参画社会基本法-----                         | 95  |
| 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）----      | 98  |
| 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）---     | 105 |



## 第1章 計画の策定にあたって

### 【1】計画策定の趣旨

本市では、令和2（2020）年3月に「第3次東広島市男女共同参画推進計画（前期実施計画）きらきらプラン」（以下「前期計画」という。）を策定しました。

この度、前期計画期間の満了に伴い「第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）きらきらプラン（以下「本計画」という。）」を策定します。

本計画は、本市の男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進していくための「男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）」第14条第3項の規定に基づく「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（市町村男女共同参画計画）」であり、前期計画を受け継ぐ計画です。

男女共同参画社会の実現に向けた様々な現状分析や課題の整理をはじめ、社会、経済情勢の変化、国、県の動向や男女共同参画に関する市民意識調査、事業所調査の結果等を踏まえ、より効果的に施策を推進するために策定するものです。

なお、本計画は「女性活躍推進法<sup>※1</sup>」第6条第2項の規定に基づく「市町村推進計画」として、また「DV防止法<sup>※2</sup>」第2条の3第3項の規定に基づく「市町村基本計画」を包含しています。

※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」

※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）」

### 【2】計画のキャッチフレーズ

本計画においては、性別にかかわらず、誰もが輝きながら豊かな人生を送ることができる社会を目指して、前期計画のキャッチフレーズ「あなた、わたし、輝くみんなが創る、東広島」、愛称「きらきらプラン」を継承します。

#### ● 本計画のキャッチフレーズ ●

あなた、わたし、輝くみんなが創る、東広島

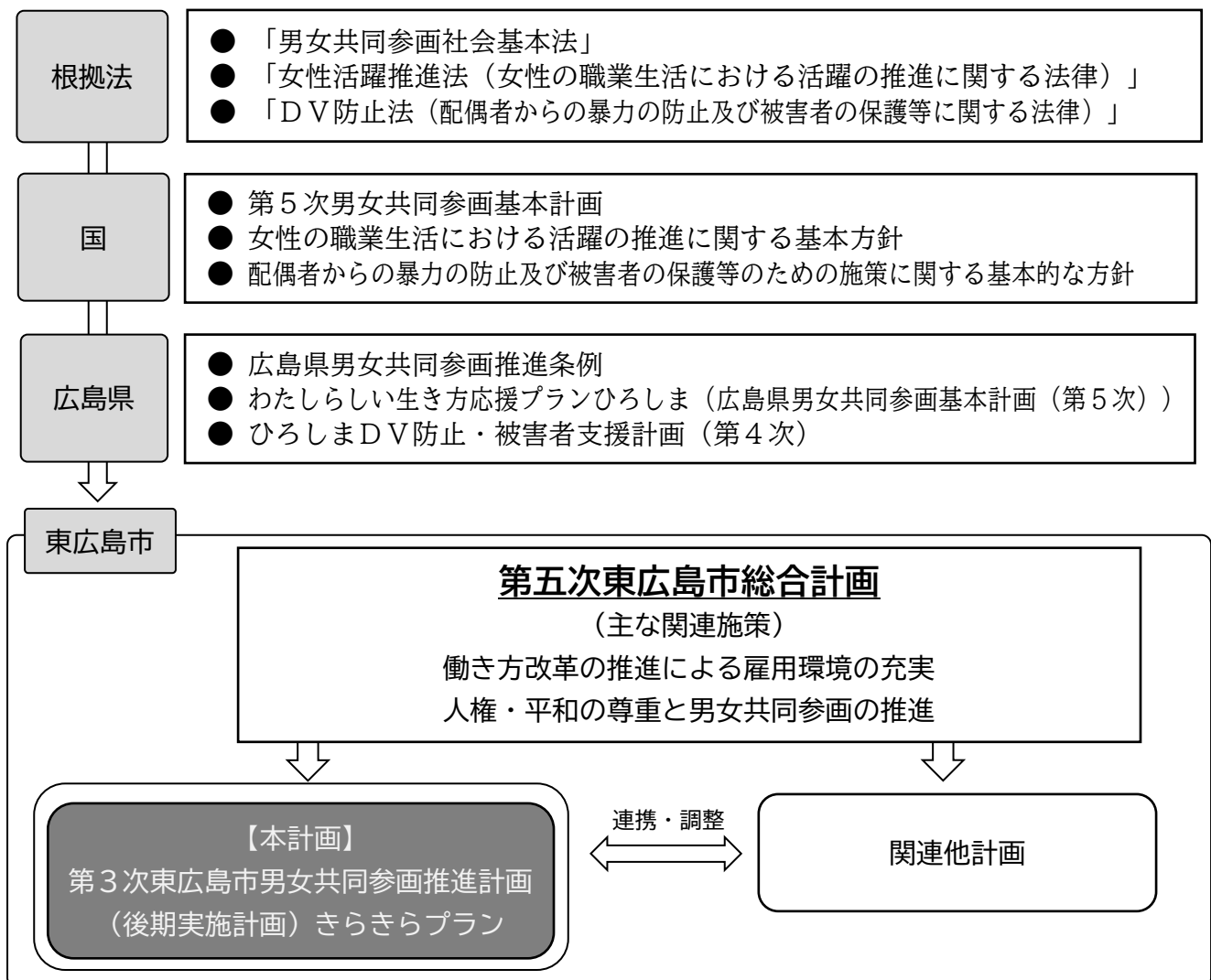
愛称「きらきらプラン」

### 【3】本計画の位置付け

本計画は「男女共同参画社会基本法」をはじめ「女性活躍推進法」「DV防止法」の規定に基づく、市町村の基本的な計画です。

また、本市の最上位計画である「第五次東広島市総合計画」をはじめ「東広島市地域福祉計画」「東広島市こども計画」や「東広島市特定事業主行動計画（第4期計画）」「東広島市地域防災計画」等、関連する他の部門計画との整合に配慮するものです。

#### 【 本計画の位置付け 】



## 【4】計画の期間

本計画の期間は、令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度までの 5 年間と定めます。  
最終年度に、それまでの取組の点検、評価を行い次期計画につなぎます。

なお、社会情勢の変化や制度等の改正、本市の現状の変化等により、適宜、内容についての見直しを行う場合があります。

## 【5】計画の策定体制

### 1 東広島市男女共同参画推進審議会における審議

学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「東広島市男女共同参画推進審議会」における審議を通して、様々な立場から意見をいただきました。

### 2 アンケート調査の実施

計画の策定にあたって、本市在住の 18 歳以上の市民及び市内の事業所を対象としたアンケート調査を行い、男女共同参画に関する意見や問題点、ニーズ等を調査し、施策を検討する上での基礎資料としました。

|      | 市民意識調査                                                               | 事業所調査                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 調査対象 | 東広島市在住の満 18 歳以上の市民<br>2,000 人<br>(女性 1,000 人、男性 1,000 人)             | 東広島市内の事業所<br>200 事業所                                             |
| 調査方法 | 郵送による配布、<br>郵送及びオンラインによる回答                                           | 郵送による配布、<br>郵送及びオンラインによる回答                                       |
| 調査期間 | 令和 5（2023）年<br>11 月 20 日～12 月 8 日                                    | 令和 5（2023）年<br>11 月 20 日～12 月 8 日                                |
| 回答状況 | 配布数 2,000 件<br>有効回答数 807 件<br>(インターネットによる回答 323 件を含む)<br>有効回収率 40.4% | 配布数 200 件<br>有効回答数 88 件<br>(インターネットによる回答 34 件を含む)<br>有効回収率 44.0% |

### 3 関係団体調査の実施

市内の関係団体や事業所等を対象に、男女共同参画の推進に向けての取組の在り方やアイデア等について伺い、今後の東広島市の男女共同参画に関する施策に反映させていくことを目的として実施しました。

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 調査方法 | 郵送による配布・回収、電子メール等による配信・回収、その他手交等による配布・回収 |
| 調査期間 | 令和6（2024）年5月                             |
| 回答状況 | 31団体（配布は49団体）、回収率63.3%                   |

### 4 パブリックコメント（意見公募）の概要

本計画の素案を人権男女共同参画課、各支所（地域振興課）、出張所、地域センター、生涯学習センター、図書館、人権センター、エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）及び市のホームページで公開し、パブリックコメントを実施しました。

|         |                         |
|---------|-------------------------|
| 募集期間    | 令和6（2024）年11月12日～12月11日 |
| 意見提出数   | 5人18件                   |
| 地域別提出者数 | 西条4人、高屋1人               |
| 年齢別提出者数 | 50代2人、60代2人、70代1人       |

## 【6】SDGsと男女共同参画

SDGs<sup>※1</sup>とは、平成27(2015)年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」です。

SDGsは、貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すものです。

第五次東広島市総合計画においても「誰一人取り残さない」という理念に基づき、住み続けられるまち、今、住んでいる人がさらに住みやすくなるまちを目指しています。

本市は、令和2(2020)年7月に、内閣府が進める「SDGs未来都市」に選定され、同年8月には「東広島市第1期SDGs未来都市計画」を策定しました。令和5(2023)年3月には「東広島市第2期SDGs未来都市計画」を策定し、SDGsの考え方に沿ったまちづくり政策を推進しています。

SDGsが掲げるゴールのうち、特に5番目の「ジェンダー平等<sup>※2</sup>を実現しよう」は本計画に深く関連しています。そして、SDGs全体においても「全ての人々の人権を実現し、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメント<sup>※3</sup>を達成すること」を目指すもので、ジェンダー平等の実現はSDGs全体の目的となっています。

さらに、男女共同参画の推進にあたっては、SDGsの方針に即して、誰もが多様性を尊重し公平な機会が提供され、共に参加できる社会を目指す「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン<sup>※4</sup>」の考え方にに基づき、より効果的な施策を推進します。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



※1 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)

※2 性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を一緒に決めていくこと。

※3 自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で能力を発揮し、行動していくこと。

※4 「ダイバーシティ」は、多様性を認め合い、互いに受け入れ合うことを意味し「エクイティ」は公平性を意味する。「インクルージョン」は性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが平等に機会が与えられ、一体感を持って生活できる環境があることを意味する。これらを一体化した「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン (DE&I)」とは、多様な人が生活や活動する組織等において、それぞれの人のニーズに合った支援をすることで、誰もが生き生きと生活し、働き、成果を出し続ける環境をつくり出すことを意味する。

## 第2章 計画策定の社会的背景

### 【1】男女共同参画の動向

#### 1 国際社会の動き

令和6（2024）年6月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数※」では、我が国は146か国中118位と、前年の125位よりやや順位が上がったものの、依然としてOECD加盟諸国の中では非常に低い順位となっています。特に「政治」や「経済」の分野における男女間格差が目立っており、そのうち「政治」は上位国との差の大きさが目立っています。

#### 【ジェンダー・ギャップ指数】

| （146 か国中の順位）   | 総合スコア | 経済    | 教育    | 健康    | 政治    |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アイスランド(1 位)    | 0.935 | 0.815 | 0.992 | 0.962 | 0.972 |
| フィンランド(2 位)    | 0.875 | 0.797 | 1.000 | 0.970 | 0.734 |
| ノルウェー(3 位)     | 0.875 | 0.799 | 0.993 | 0.962 | 0.746 |
| ドイツ(7 位)       | 0.810 | 0.676 | 0.987 | 0.972 | 0.605 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| 英国(14 位)       | 0.789 | 0.717 | 1.000 | 0.966 | 0.474 |
| 南アフリカ共和国(18 位) | 0.785 | 0.653 | 0.997 | 0.979 | 0.513 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| フランス(22 位)     | 0.781 | 0.726 | 1.000 | 0.970 | 0.428 |
| フィリピン(25 位)    | 0.779 | 0.775 | 1.000 | 0.968 | 0.373 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| カナダ(36 位)      | 0.761 | 0.746 | 0.996 | 0.968 | 0.334 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| 米国(43 位)       | 0.747 | 0.765 | 1.000 | 0.970 | 0.251 |
| シンガポール(48 位)   | 0.744 | 0.779 | 0.994 | 0.971 | 0.230 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| ブラジル(70 位)     | 0.716 | 0.667 | 0.996 | 0.980 | 0.220 |
| ベトナム(72 位)     | 0.715 | 0.751 | 0.992 | 0.947 | 0.168 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| イタリア(87 位)     | 0.703 | 0.608 | 0.996 | 0.967 | 0.243 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| 韓国(94 位)       | 0.696 | 0.605 | 0.980 | 0.976 | 0.223 |
| インドネシア(100 位)  | 0.686 | 0.667 | 0.971 | 0.970 | 0.138 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| 中国(106 位)      | 0.684 | 0.738 | 0.934 | 0.940 | 0.123 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| 日本(118 位)      | 0.663 | 0.568 | 0.993 | 0.973 | 0.118 |
| ↓              |       |       |       |       |       |
| スーダン(146 位)    | 0.568 | 0.337 | 0.940 | 0.965 | 0.030 |

資料：Global Gender Gap Report 2024

※ スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。

## 2 国の動き

### (1) 第5次男女共同参画基本計画の策定

国においては、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」が閣議決定されました。

この計画においては、指導的地位に女性が占める割合が低い要因として、政治分野や経済分野における取組の進展が不十分であることに加え、社会全体における「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」の存在が指摘されています。さらに、配偶者等からの暴力や女性の雇用、所得への影響など、配慮を必要とする女性への支援をはじめ、年齢や国籍、性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）に関する課題の解決も含め、多様な全ての人が幸福を感じることができる社会の実現を目指すとしています。

#### 【 第5次男女共同参画基本計画における目指すべき社会 】

- 
- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
  - ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
  - ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
  - ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
- 

#### 【 基本的な視点及び取り組むべき事項 】

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ あらゆる分野における、<u>男女共同参画・女性活躍の視点の常時確保</u>と施策への反映</li><li>・ 指導的地位に占める女性の割合を、<u>2020年代の可能な限り早期に30%程度</u>となるよう目指すこと</li><li>・ 男女共同参画や<u>女性活躍の視点</u>を企業組織のみならず、家庭や地域などの<u>生活の場全体</u>に広げること</li><li>・ <u>人生100年時代</u>を見据えた取組</li><li>・ <u>AIやIoT等の科学技術の発展に男女が共に寄与</u>すること、その発展が男女共同参画に資する形で進むこと</li><li>・ 女性に対する<u>あらゆる暴力の根絶</u>に向けた取組の強化</li><li>・ 女性が<u>安心して暮らせるための環境</u>の整備</li><li>・ 男女共同参画の視点による<u>防災・復興対策</u>の浸透</li><li>・ 地域における様々な主体が<u>連携・協働</u>する推進体制のより一層の強化</li><li>・ 男女共同参画社会の形成を牽引する<u>人材の育成</u></li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## (2) 女性版骨太の方針2024の策定

令和6(2024)年6月、内閣府男女共同参画局の「すべての女性が輝く社会づくり本部」及び「男女共同参画推進本部」において「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024(女性版骨太の方針2024)」が策定されました。

この方針では、我が国の女性活躍、男女共同参画を持続的に推進していくため、企業や地域における女性活躍、男女共同参画推進のリーダーや担い手の育成及び専門性の向上など「人材の育成」を軸とした取組を進めるとともに、令和6(2024)年に発生した能登半島地震及び豪雨災害における現状等を踏まえ、防災分野における女性の参画拡大等を一層推進することとしています。また、地域における女性活躍、男女共同参画の推進において、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消に向けて、啓発に取り組むとしています。

### 【 女性活躍・男女共同参画の重点方針の取組体系 】

- 
- I 企業等における女性活躍の一層の推進
  - II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進
  - III 個人の尊厳と安心・安全が守られる社会の実現
  - IV 女性活躍・男女共同参画の取組の一層の加速化
- 

## (3) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律<sup>※</sup>の改正

令和3(2021)年6月に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律(令和3年法律第67号)」が施行されました。

我が国において、政治分野への女性の参画は進められているものの、諸外国に比べ大きく遅れていることや性別にかかわらず立候補や議員活動等をしやすい環境の整備が必要である、といった社会的背景を踏まえ、この改正では、政党その他の政治団体、国、地方公共団体において、男女の候補者数の目標設定をはじめ、候補者の選定方法、セクシュアルハラスメント対策の明記等が定められました。

### 【 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正の概要(要旨) 】

- 
- 1 政党その他の政治団体の取組の促進
    - ・ 候補者の選定方法の改善、候補者にふさわしい人材の育成
    - ・ 各種ハラスメント対策 等
  - 2 国・地方公共団体の施策の強化
    - ・ 議会における家庭生活との両立に向けた支援のための環境の整備
    - ・ 人材の育成 等
  - 3 関係機関の明示
  - 4 国・地方公共団体の責務等の強化
- 

※ 平成30年法律第28号

#### (4) 育児・介護休業法<sup>※</sup>の改正

令和6（2024）年5月に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）」が公布されました。

この改正では、男女が共に仕事と育児、介護を両立できるようにするため、こどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充をはじめ、育児休業の取得状況の公表義務の対象の拡大、次世代育成支援対策の推進、強化、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置を講ずるとしています。

##### 【「育児・介護休業法」改正の概要（要旨）】

- 
- 1 子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
  - 2 育児休業の取得状況の公表義務の拡大や次世代育成支援対策の推進、強化
  - 3 介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等
- 

※ 平成3年法律第76号

#### (5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和6（2024）年4月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）」が施行されました。この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むにあたって、女性であることで様々な困難な問題に直面することが多い現状を踏まえ、困難な問題を抱える女性の、福祉の増進を図るための支援施策を推進することによって、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現をその目的としています。

##### 【「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の基本理念（要旨）】

- 
- 1 困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
  - 2 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
  - 3 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。
-

## （６）性の多様性に関する法律

令和５（２０２３）年６月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第６８号）」が施行されました。この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する基本理念を定めるとともに、国及び地方公共団体の役割等を明らかにし、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現をその目的としています。

### 【 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念 】

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

## （７）災害対応力を強化する女性の視点

令和２（２０２０）年５月、国においては「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を定め、女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮された、女性の視点からの災害対応を見据えた施策の展開を図っています。

### 【 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の基本方針 】

- １ 平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となる
- ２ 女性は防災・復興の「主体的な担い手」である
- ３ 災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する
- ４ 男女の人権を尊重して安全・安心を確保する
- ５ 女性の視点を入れて必要な民間との連携・協働体制を構築する
- ６ 男女共同参画担当部局・男女共同参画センターの役割を位置付ける
- ７ 要配慮者への対応においても女性のニーズに配慮する

### 3 広島県の動き

#### (1) わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））

広島県においては、令和2（2020）年度に「わたしらしい生き方応援プランひろしま（広島県男女共同参画基本計画（第5次））」（以下「第5次計画」という。）が策定されました。

この「第5次計画」が策定される前の「第4次計画」期間においては「環境づくり（しっかりした環境をつくる）」「人づくり（実践する人をつくる）」「安心づくり（私たちが安心して暮らすことができる社会を創る）」という3つの視点で施策が展開されてきました。しかし、管理職など指導的立場に占める女性の割合の伸び悩みや性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）についての新しい社会の動きをはじめ、デジタル技術の進展等による多様な働き方への変化、DV被害や困難な生活状況にある人に対する支援など、解決すべき課題も多様化してきました。

そのような社会的背景を踏まえ「第5次計画」では、新たに「仕事と暮らしの充実」「男女双方の意識改革」「安心して暮らせる環境の整備」「推進体制の整備」という4つの領域を定め、5年後の「目指す姿」を見据えながら施策の展開を図る構成に見直されました。

「第5次計画」では、次ページの表のような施策体系で「性別にかかわらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現」を目指す将来像と定めて、様々な取組を進めることとしています。

【 広島県男女共同参画基本計画（第5次）の施策体系 】

| 特に注力するポイント                                                                                      |                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 1 性別に関わらず誰もが安心して働き、活躍できる環境づくり<br>2 性別に関わらない自分らしい暮らし方の実現に向けた男女双方の意識改革<br>3 性の多様性の尊重と県民理解の促進      |                                                |
| 広島県が目指す将来像                                                                                      |                                                |
| 性別に関わらず誰もが、互いに人権を尊重しながら、<br>その個性と能力を十分に発揮し、<br>社会のあらゆる分野において共に参画し、<br>責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現 |                                                |
| 領 域                                                                                             | 基本となる施策の方向                                     |
| Ⅰ 仕事と暮らしの充実                                                                                     | 1 誰もが安心して自らが望む働き方にチャレンジできる環境づくり                |
|                                                                                                 | 2 女性が意欲を持ってその力を発揮することができる環境づくり                 |
|                                                                                                 | 3 個人生活の充実による多様な暮らし方の実現                         |
| Ⅱ 男女双方の意識改革                                                                                     | 1 性差に係る固定的な意識の解消                               |
|                                                                                                 | 2 主体的に仕事やライフスタイルを選択する意識の醸成                     |
| Ⅲ 安心して暮らせる環境の整備                                                                                 | 1 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人への支援                       |
|                                                                                                 | 2 性の多様性についての県民理解の促進と性的指向・性自認に関わらず安心して暮らせる環境づくり |
| Ⅳ 推進体制の整備等                                                                                      | 1 市町や様々な団体等との連携強化                              |
|                                                                                                 | 2 地域社会における政策・方針の立案及び決定過程における多様な意見の反映           |

## (2) ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）

令和3（2021）年3月に、広島県において「ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）」が策定されました。この計画は「DV防止法」や社会情勢の変化を踏まえ、今後必要なDV対策の取組の方向について示すとともに、県における配偶者暴力対策の施策を体系的に示す計画です。

### 【 ひろしまDV防止・被害者支援計画（第4次）の施策体系 】

| 特に注力していく施策の方向等                                                                                     |                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| (1) DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保<br>(2) 若年層からの教育・啓発の充実<br>(3) 地域での暴力被害の早期発見・相談<br>(4) 関係機関との連携による継続的な支援・見守り |                         |
| 広島県が目指す社会像                                                                                         |                         |
| 県民に暴力を認めない意識が浸透し、<br>誰もが配偶者や交際相手からの暴力におびえることなく、<br>心身ともに安定して暮らすことができる社会の実現                         |                         |
| 施策の柱                                                                                               | 項 目                     |
| I DV・児童虐待の総合的な支援                                                                                   | 1 DV・児童虐待の総合的な支援体制の確保   |
| II 配偶者等への暴力の未然防止                                                                                   | 1 若年層からの教育・啓発の充実        |
|                                                                                                    | 2 DV防止に向けた啓発の推進         |
| III DVを見逃さない、相談しやすい環境の整備                                                                           | 1 地域での暴力被害の早期発見・相談      |
| IV 被害者の安全・安心の確保と自立支援の推進                                                                            | 1 保護体制の強化による安全・安心の確保    |
|                                                                                                    | 2 関係機関との連携による継続的な支援・見守り |
|                                                                                                    | 3 加害者対応に向けた取組の充実        |

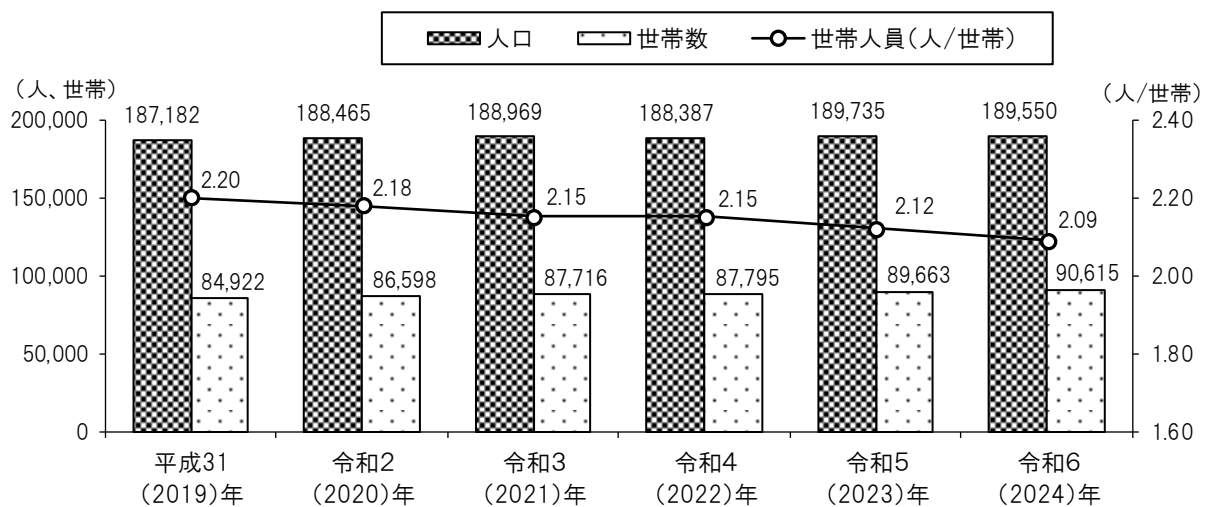
## 【2】東広島市の男女共同参画を取り巻く現状

### 1 人口等の動き

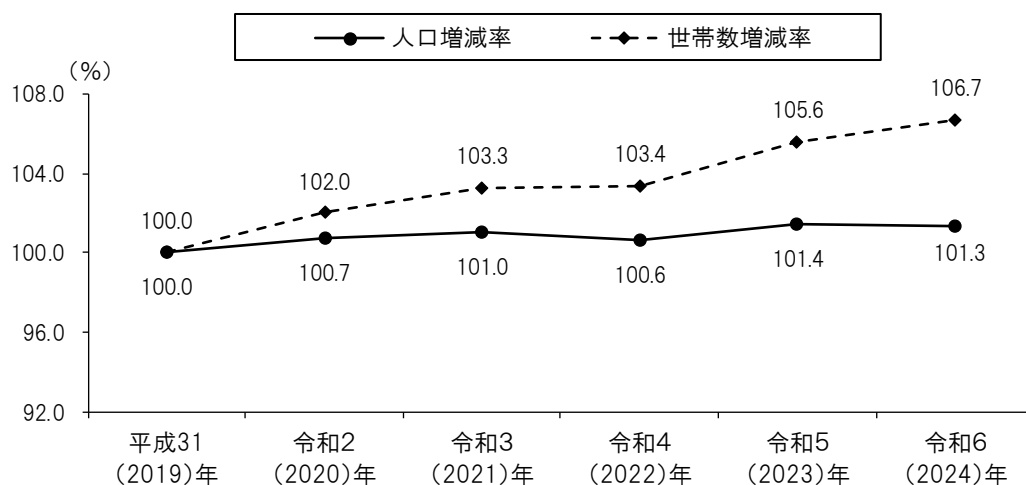
#### (1) 人口と世帯数の推移

本市の人口は、おおむね横ばいで推移しており、令和6（2024）年3月現在189,550人となっています。世帯数は増加傾向にあり、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成31（2019）年の2.20人から令和6（2024）年で2.09人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



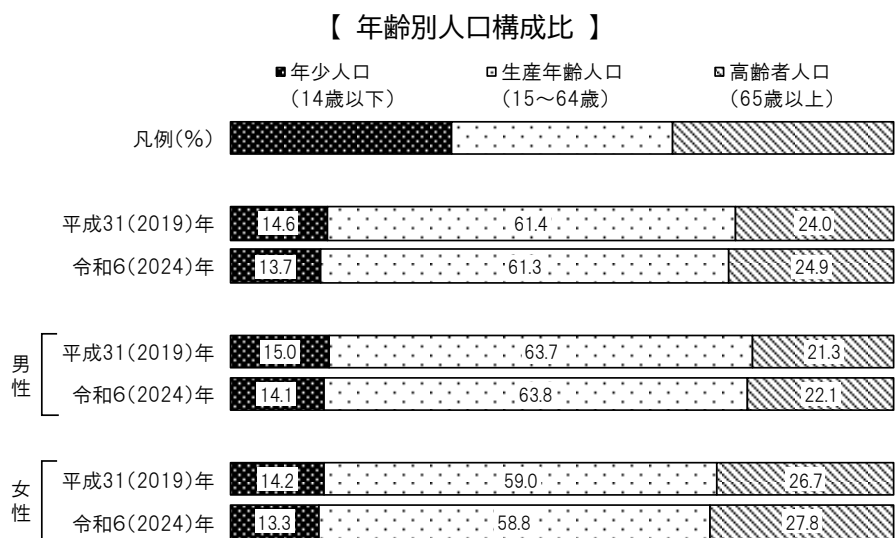
注：増減率は、平成31（2019）年を100とした場合の各年の割合を示している。

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

## (2) 年齢別人口構成

本市の年齢別人口をみると、令和6（2024）年では「年少人口（14歳以下）」の割合が13.7%、「生産年齢人口（15～64歳）」が61.3%、「高齢者人口（65歳以上）」が24.9%となっています。

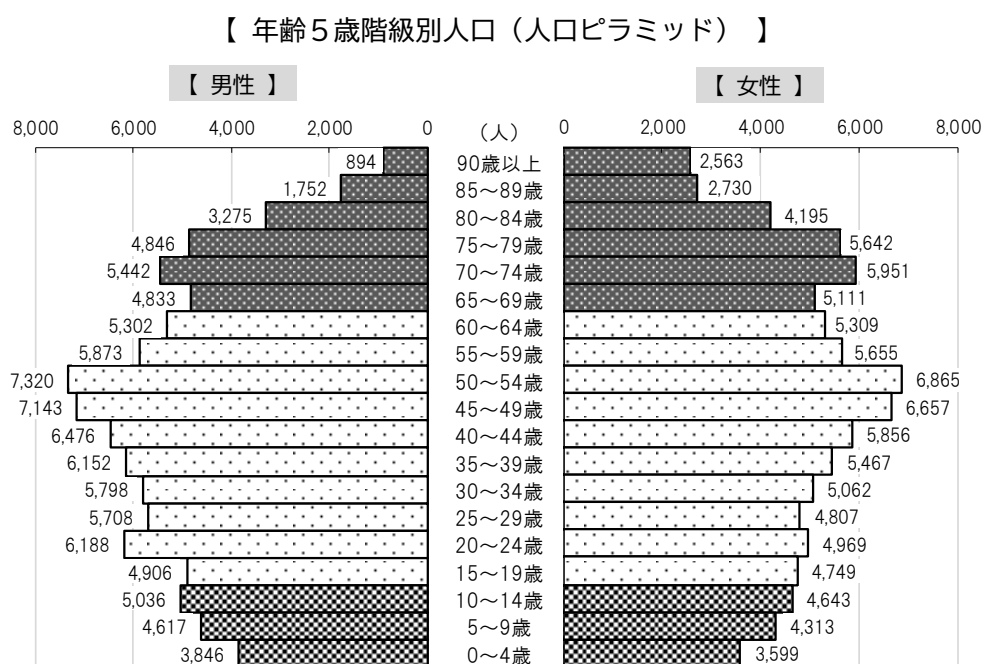
高齢者人口の割合（高齢化率）は、平成31（2019）年の24.0%から令和6（2024）年で24.9%と増加しており、男性に比べ女性の高齢化率が高くなっています。一方、年少人口は減少しており、本市においても少子高齢化の進行がうかがえます。



注：集計は小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計は必ずしも100%にならない場合がある。  
(以下同様)

資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

年齢を5歳階級別でみると、男女共に50代前半の「団塊ジュニア層」及びその親世代である70代のいわゆる「団塊の世代」が、本市の人口のボリュームゾーンとなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回っています。

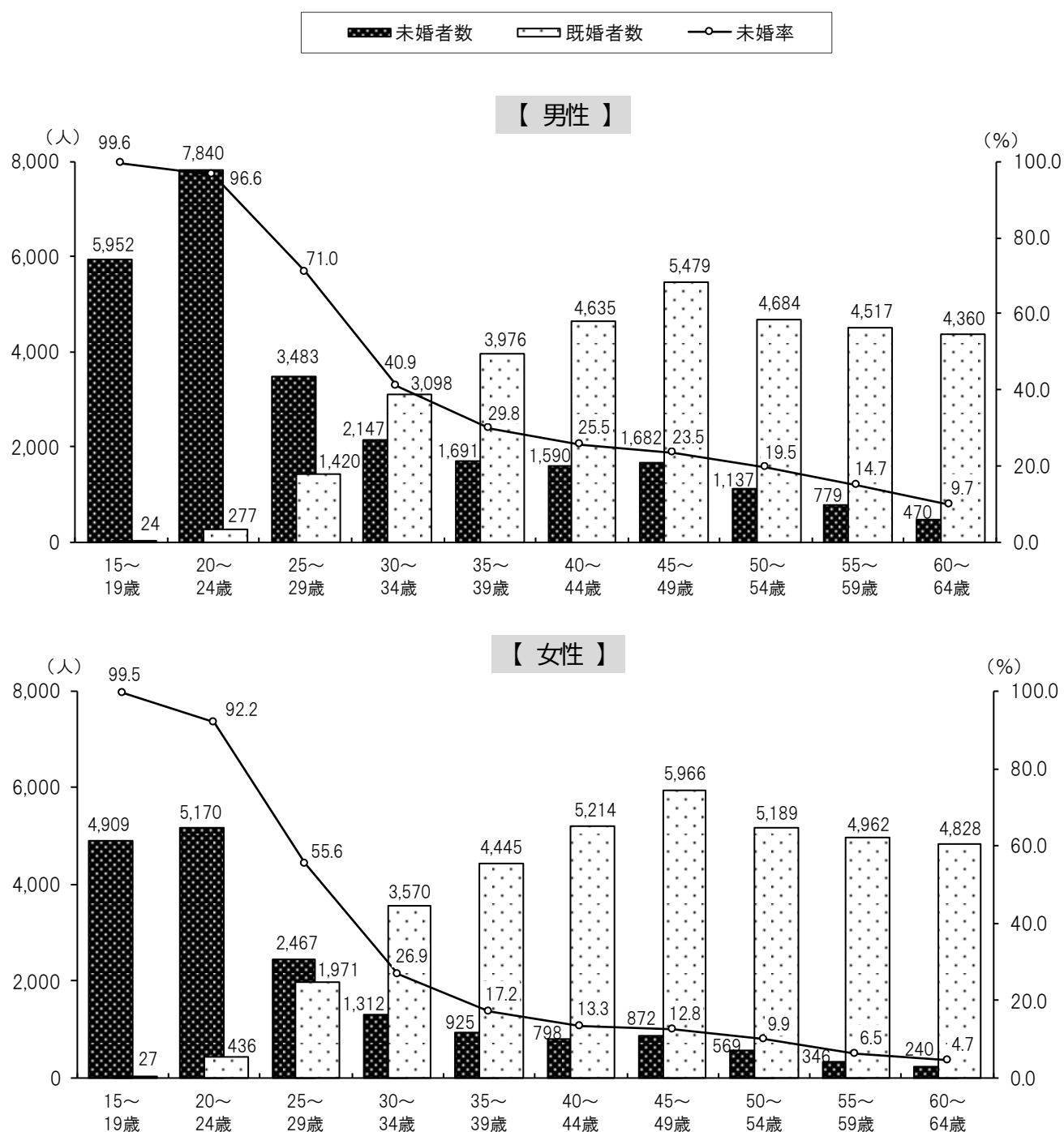


資料：住民基本台帳（令和6（2024）年3月末日現在）

### (3) 婚姻の状況

本市の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30代前半になると逆転することから、30代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30代前半で既婚者数が未婚者数を大きく上回っています。

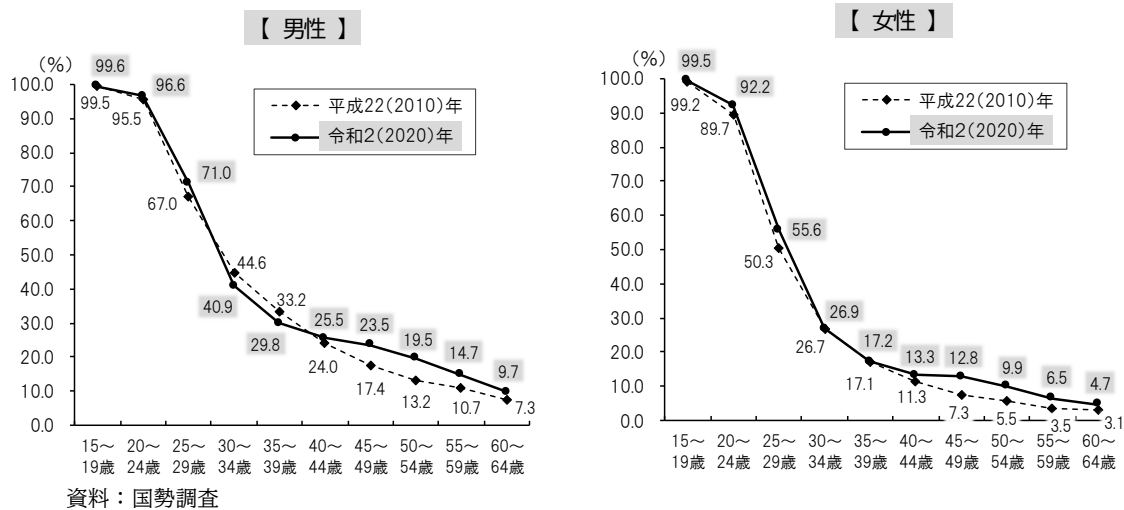
【 年齢別未既婚者数と未婚率 】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

令和 2（2020）年における本市の未婚率は、平成 22（2010）年に比べ、男女共に増加しています。

【 未婚率（経年比較） 】

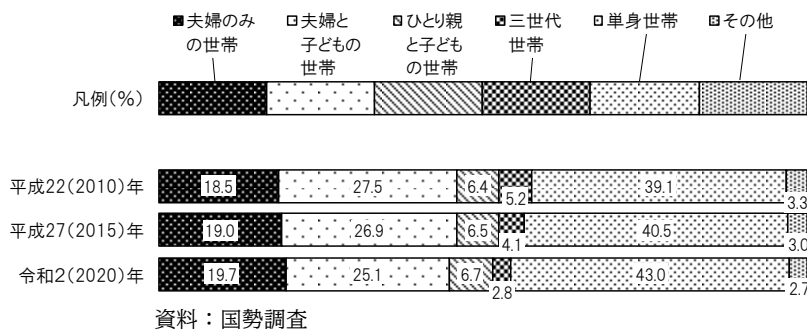


#### （4）世帯構成の推移

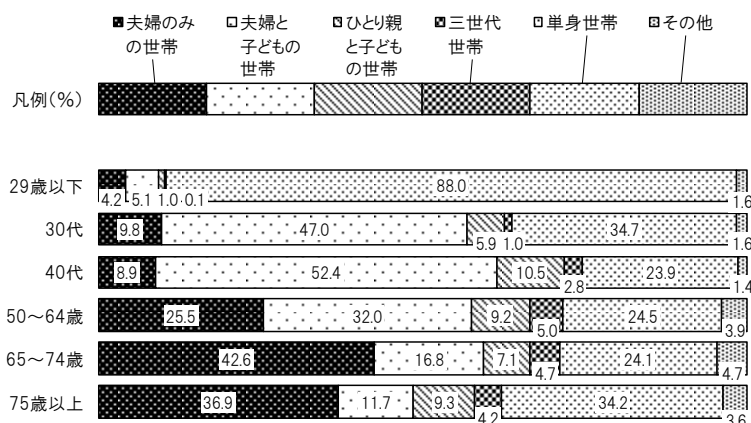
世帯構成について、平成 22（2010）年から令和 2（2020）年までの推移でみると「夫婦のみの世帯」「単身世帯」は増加で推移していますが、「夫婦と子どもの世帯」は減少しています。また、世帯人員が多い「三世帯世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小傾向がうかがえます。

年齢別に世帯構成をみると、65 歳以上で「夫婦のみの世帯」の割合が高く、29 歳以下で「単身世帯」の割合が高くなっています。

【 世帯構成の推移 】



【 年齢別世帯構成 】



資料：国勢調査（令和 2（2020）年）

## (5) ひとり親家庭の状況（20歳未満のこどもがいる世帯）

本市の20歳未満のこどもがいるひとり親家庭は、令和2（2020）年では1,029世帯となっており、そのうち大半を母子世帯で占めています。

### 【ひとり親家庭の状況】

|            | 平成22(2010)年 | 平成27(2015)年  | 令和2(2020)年 |
|------------|-------------|--------------|------------|
| ひとり親家庭(合計) | 1,093       | 1,147        | 1,029      |
| 母子世帯数      | 952(87.1%)  | 1,009(88.0%) | 929(90.3%) |
| 父子世帯数      | 141(12.9%)  | 138(12.0%)   | 100(9.7%)  |

資料：国勢調査

## (6) 高齢者世帯の状況

本市の65歳以上の高齢者がいる世帯の推移をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯は増加していますが、高齢者同居世帯は減少しています。

### 【高齢者世帯数の推移】

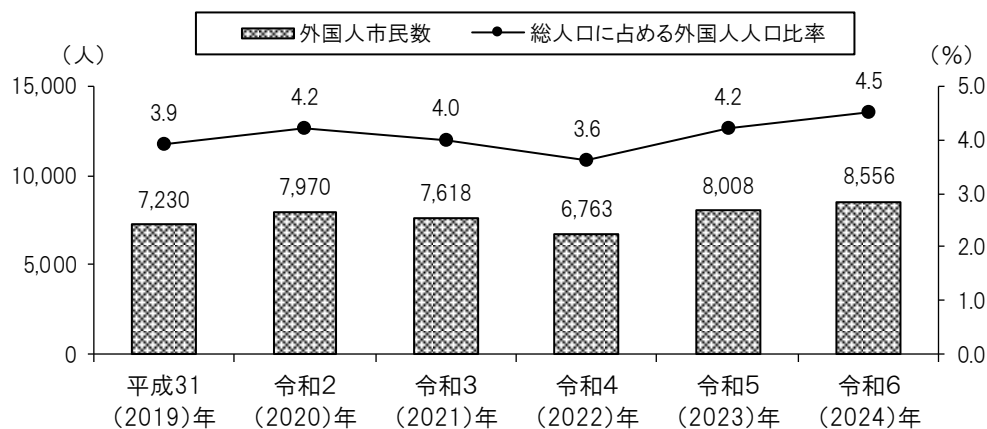
|                | 平成27(2015)年 |        | 令和2(2020)年 |        | 増減率<br>(%) |
|----------------|-------------|--------|------------|--------|------------|
|                | 世帯数         | 構成比(%) | 世帯数        | 構成比(%) |            |
| 総世帯数           | 84,675      | 100.0  | 89,988     | 100.0  | 6.3        |
| 65歳以上の高齢者のいる世帯 | 26,450      | 31.2   | 28,311     | 31.5   | 7.0        |
| 高齢者単身世帯        | 6,518       | 7.7    | 7,449      | 8.3    | 14.3       |
| 高齢者夫婦世帯        | 7,462       | 8.8    | 8,671      | 9.6    | 16.2       |
| 高齢者同居世帯        | 12,470      | 14.7   | 12,191     | 13.5   | -2.2       |

資料：国勢調査

## (7) 外国人市民数の推移

本市の外国人市民数は、令和3（2021）年～4（2022）年に一時減少しましたが、長期的には増加で推移しており、令和6（2024）年3月現在8,556人と、近年では最多となっています。また、総人口に占める外国人の人口比率も増加で推移しています。

### 【外国人市民数の推移】



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

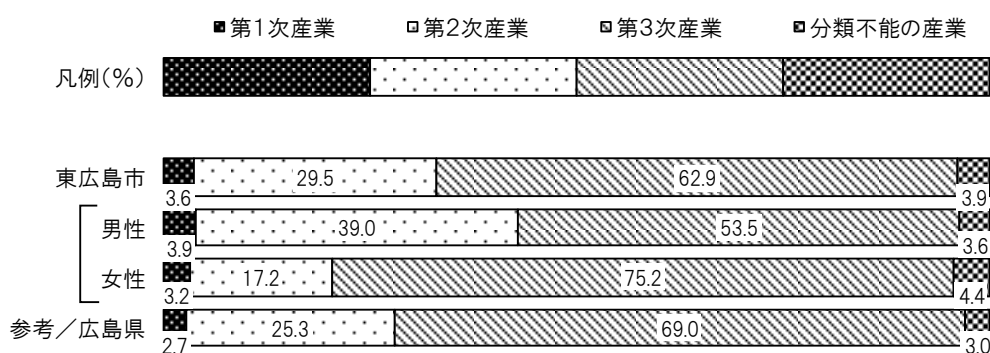
## 2 仕事と暮らし

### (1) 産業別就業者構成比

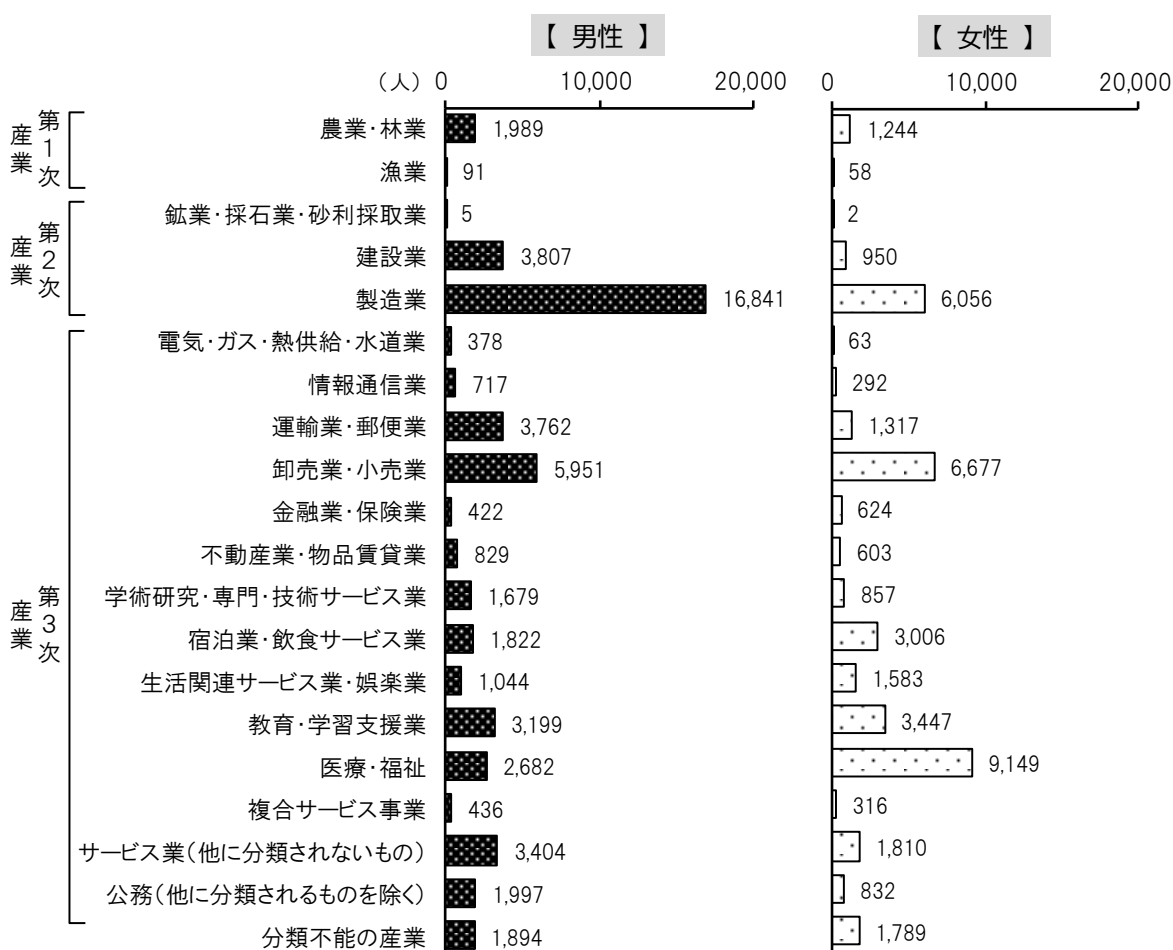
本市の産業別就業者構成比をみると、令和2（2020）年では第1次産業の割合が3.6%、第2次産業が29.5%、第3次産業が62.9%となっています。広島県全体と比べ、第2次産業の割合は高くなっていますが、第3次産業の割合は低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は「製造業」が女性を大きく上回っており、女性は男性に比べ「医療・福祉」が多くなっています。

【 産業別 15 歳以上就業者構成比 】



【 産業大分類別 15 歳以上就業者数 】

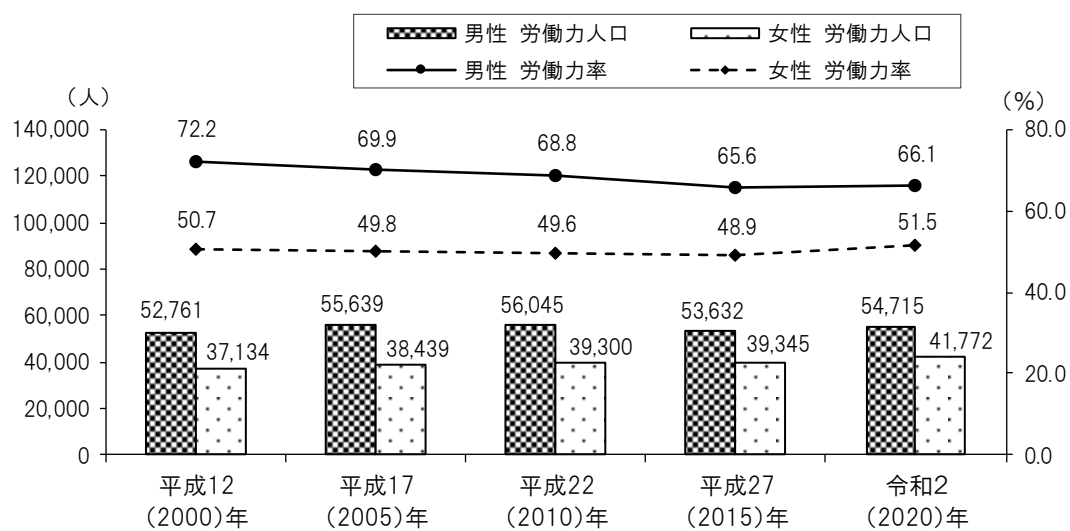


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

## (2) 就労状況

本市の15歳以上の労働力人口をみると、女性は緩やかな増加で推移しています。労働力率は、男女共に減少傾向にありましたが、令和2（2020）年は増加に転じています。

【 労働力人口・労働力率の推移 】



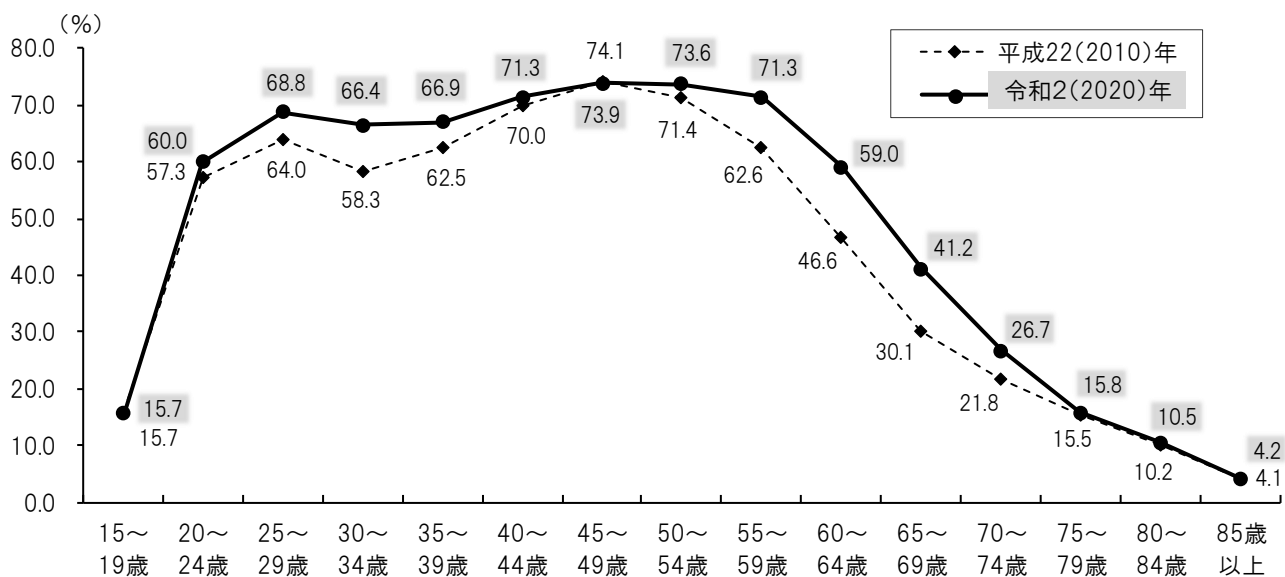
注：平成12（2000）年は合併前の労働力人口を合算

資料：国勢調査

### (3) 就業率

令和2（2020）年における本市の女性の就業率をみると、平成22（2010）年に比べ全体的に増加傾向にあり、結婚して子どもができて働き続ける女性が増えています。また、平成22（2010）年では、30代の子育て世代の就業率が一旦低下する「M字カーブ※」の状況がみられましたが、令和2（2020）年ではその傾向は緩やかな「台形」に変化しつつあります。

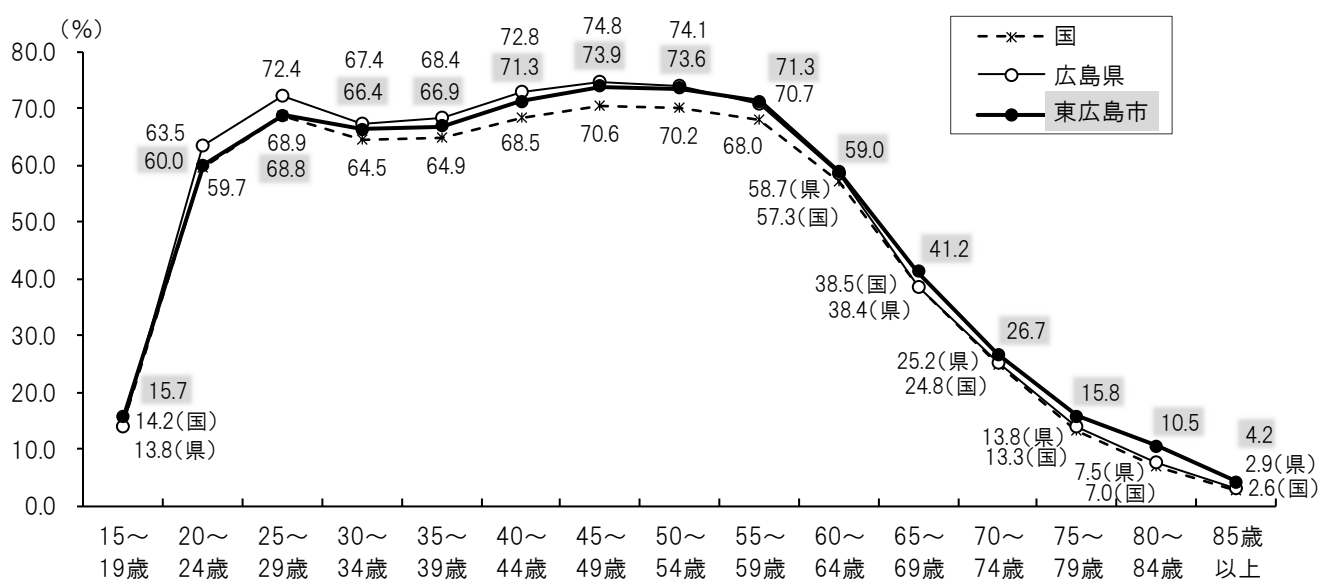
【女性の就業率（経年比較）】



資料：国勢調査

本市の女性の就業率は、おおむね国の平均を上回っています。

【女性の就業率（県・国比較）】

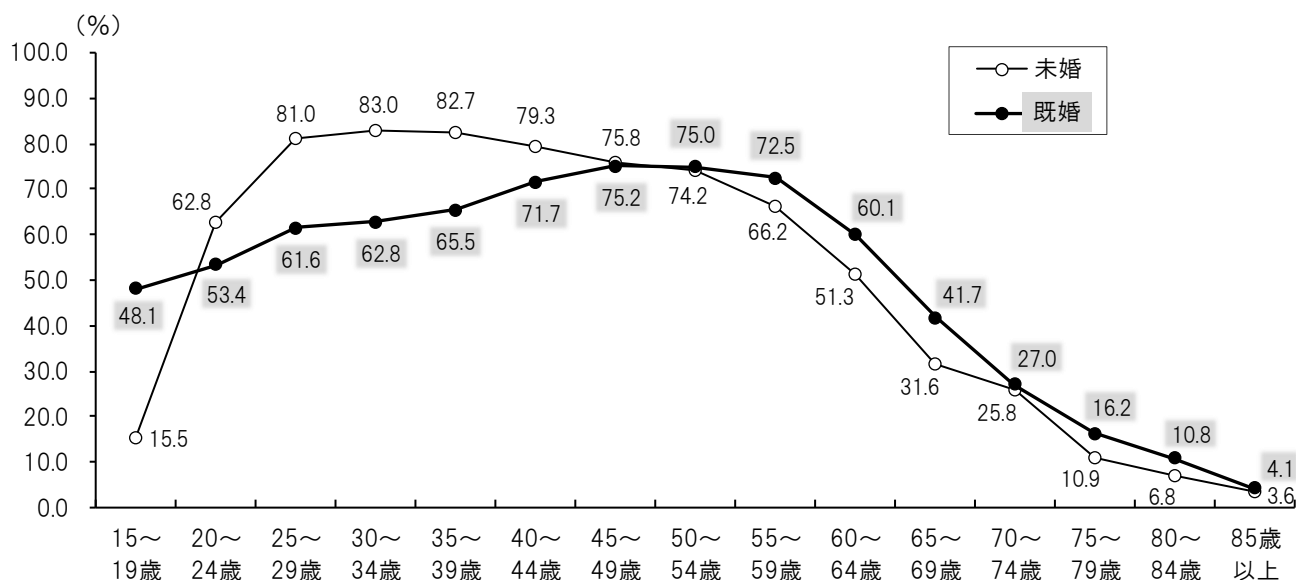


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

※ 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

本市の女性の就業率を未婚別でみると、20～40代では既婚者の就業率は未婚者を大きく下回っていますが、50歳を超えると既婚者の就業率が未婚者を上回る状況にあります。

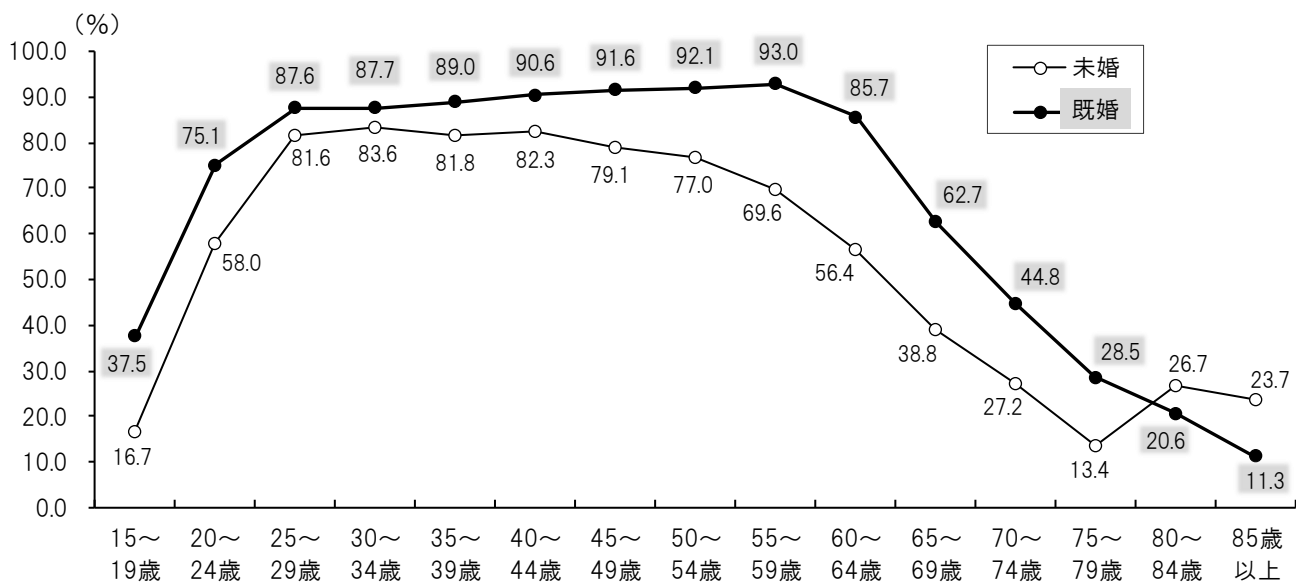
【女性の就業率（未婚別）】



資料：国勢調査（令和2（2020）年）

男性の就業率を未婚別でみると、特に50代以降、未婚者と既婚者に大きな差がみられます。

【男性の就業率（未婚別）】

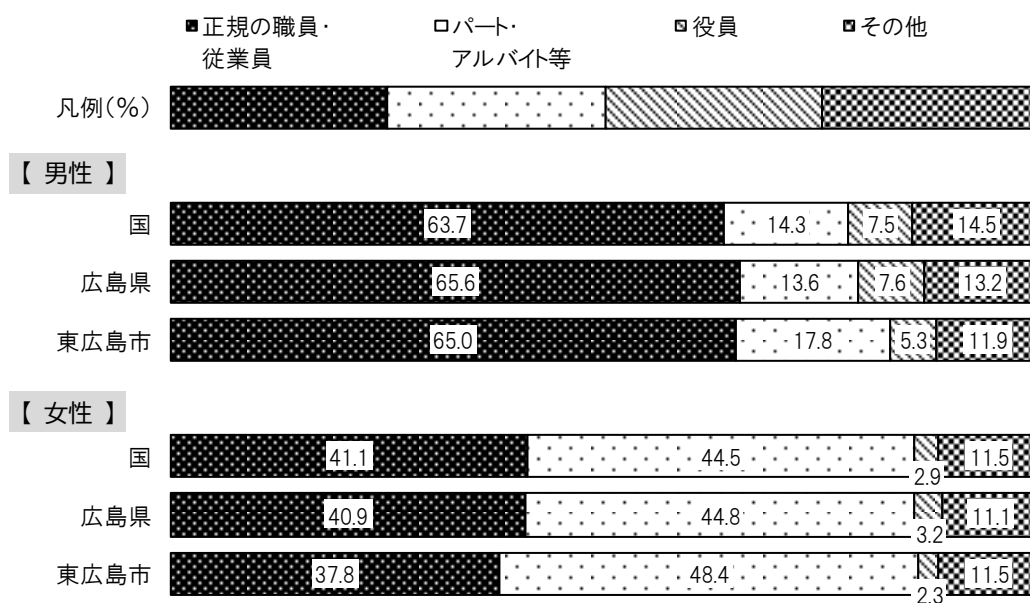


資料：国勢調査（令和2（2020）年）

#### (4) 雇用形態別雇用者数の構成比

本市の雇用形態別雇用者数の構成比をみると、令和2（2020）年では「正規の職員・従業員」の割合は、男性が65.0%、女性が37.8%と、女性は男性の割合を大きく下回っています。一方、「パート・アルバイト等（派遣社員を含む）」の割合は、男性が17.8%、女性が48.4%と、女性は男性の割合を大きく上回っています。

【 雇用形態別雇用者数の構成比 】



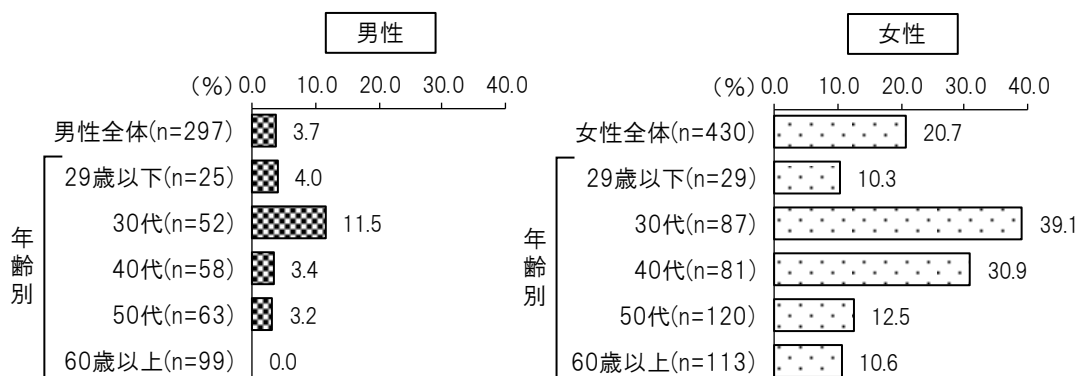
資料：国勢調査（令和2（2020）年）

## (5) 育児休業、介護休業の取得状況

育児休業の取得経験については「取得したことがある」人は14.2%となっており、男性で3.7%、女性で20.7%となっています。年齢別では、男性の30代や女性の30～40代で「取得したことがある」の割合が高くなっています。

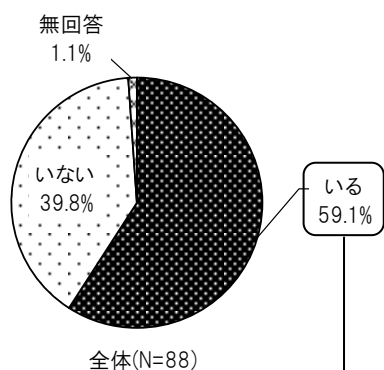
事業所調査結果では、育児休業を取得した男性従業員の割合は55.8%、女性従業員では94.9%となっています。

【 育児休業を「取得したことがある」割合（市民） 】

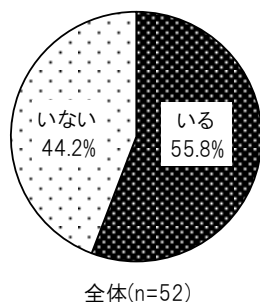


【 育児休業取得状況（事業所） 】

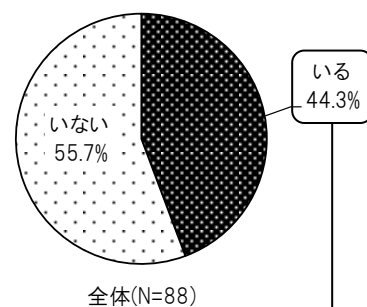
### 配偶者が出産した男性従業員



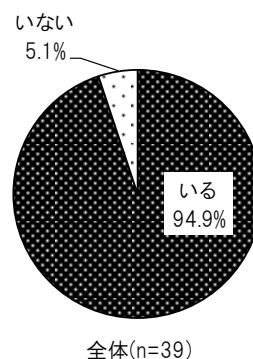
### そのうち育児休業を取得した男性従業員



### 出産した女性従業員



### そのうち育児休業を取得した女性従業員

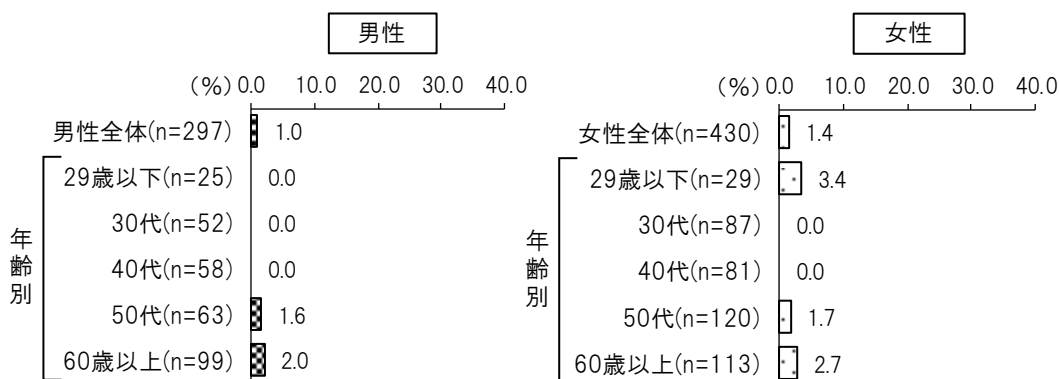


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

介護休業の取得経験については「取得したことがある」人は1.5%と僅かであり、男性で1.0%、女性で1.4%となっています。年齢別では、女性の29歳以下や男女共に50代以上で「取得したことがある」人がやや多くみられるものの、数パーセントの割合です。

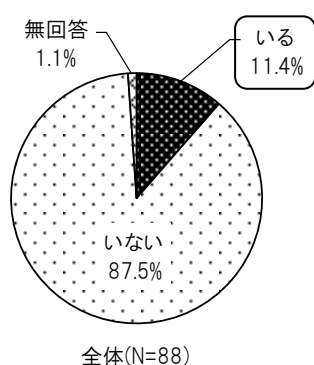
事業所調査結果では、介護休業を取得した男性従業員の割合は11.4%、女性従業員では9.1%となっています。

### 【 介護休業を「取得したことがある」割合（市民） 】

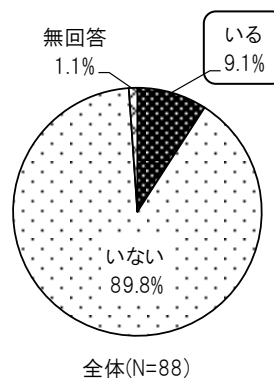


### 【 介護休業取得状況（事業所） 】

#### 介護休業を取得した男性従業員



#### 介護休業を取得した女性従業員

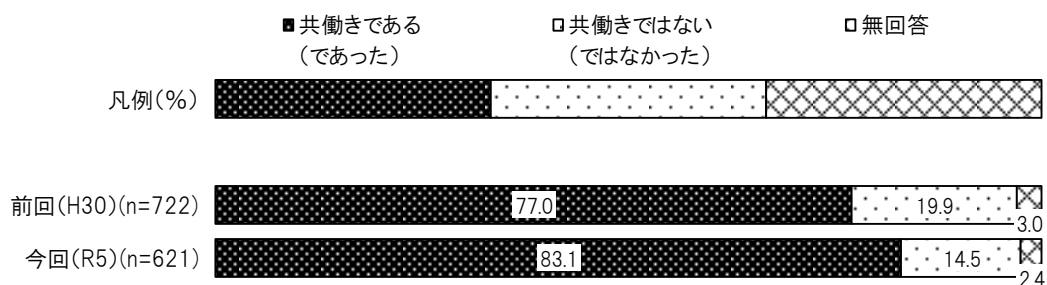


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

## (6) 就労・働き方について

共働き世帯は8割を超え（83.1%）、前回調査結果から増加しています。

【 共働きの状況の変化（市民） 】

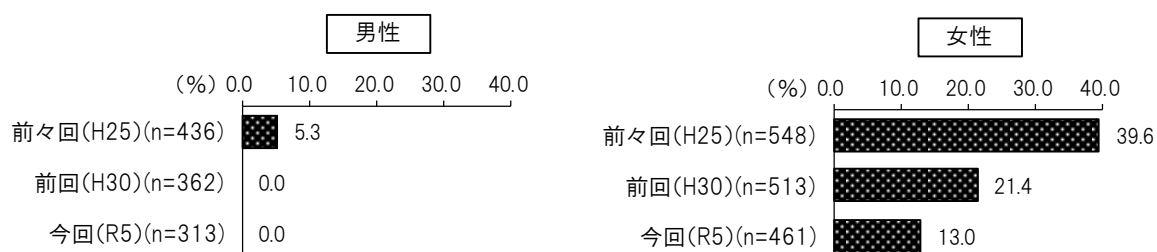


注：図中、平成30年度調査を「前回（H30）」、令和5年度調査を「今回（R5）」と略記している。

資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

一方で「家事専業」の割合は大きく減少傾向にあります。

【 「家事専業」の割合の変化（市民） 】

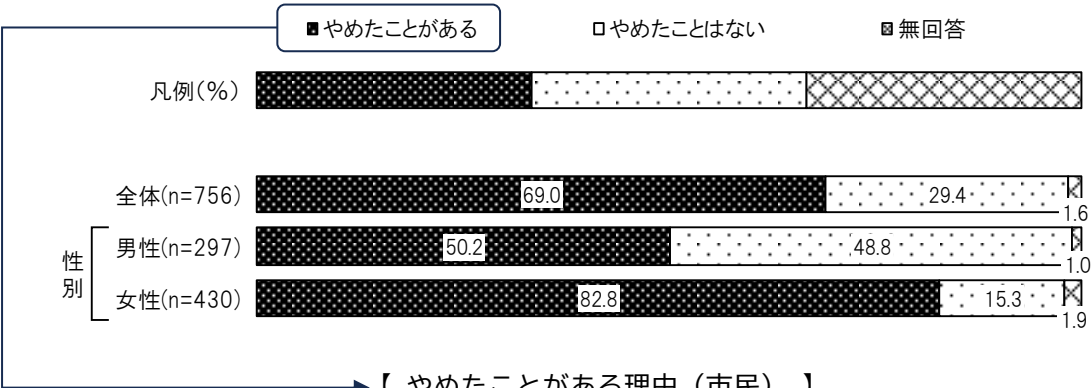


注：図中、平成25年度調査を「前々回（H25）」、平成30年度調査を「前回（H30）」、令和5年度調査を「今回（R5）」と略記している。

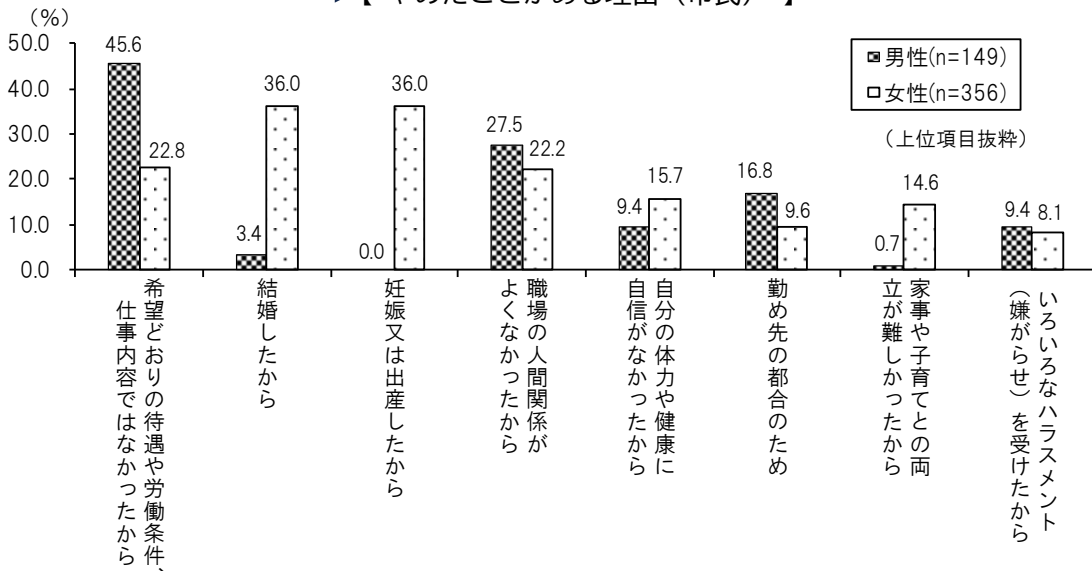
資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

仕事をやめた経験がある人は全体で約7割を占め、特に女性は男性を大きく上回っています。また、女性がやめた理由としては「結婚したから」「妊娠又は出産したから」「家事や子育てとの両立が難しかったから」などで、男性の割合を大きく上回っています。

【 仕事をやめた経験（市民） 】



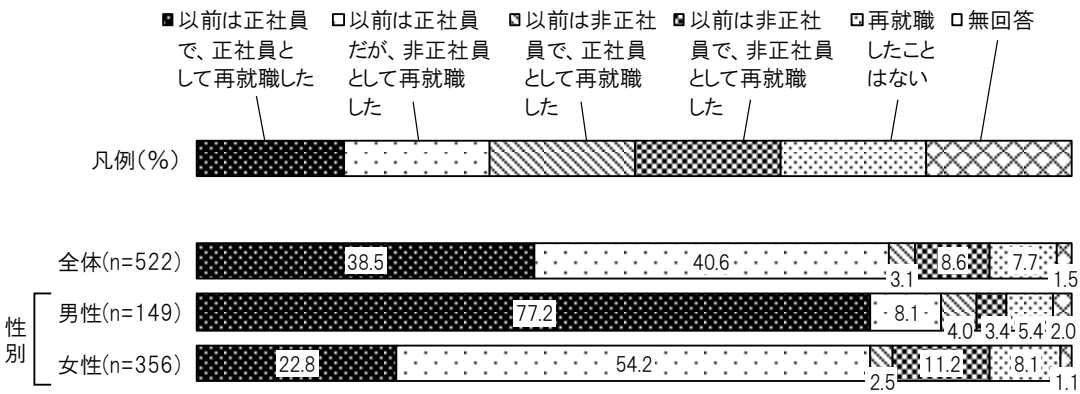
【 やめたことがある理由（市民） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

再就職の経験については、男性は「正社員から正社員」、女性は「正社員から非正社員」の割合がそれぞれ高く、性別による差が顕著にみられます。

【 再就職の経験（市民） 】



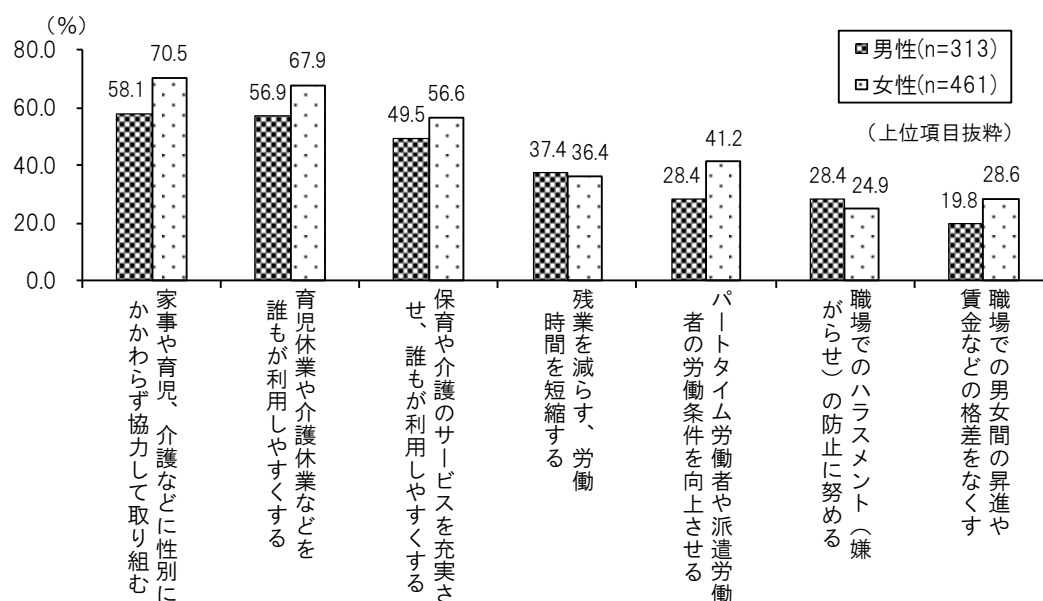
資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

## (7) 働きやすい社会環境をつくるために必要だと思うこと

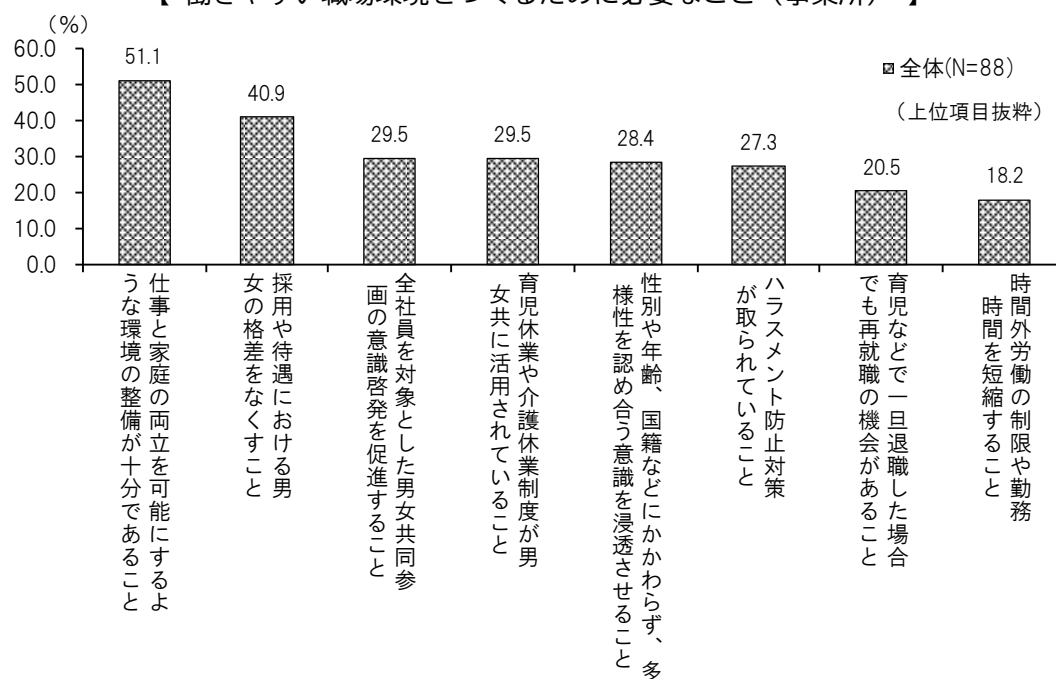
女性は男性に比べ「家事や育児、介護などに性別にかかわらず協力して取り組む」「育児休業や介護休業などを誰もが利用しやすくする」「パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件を向上させる」などの割合が高いことが特徴です。

一方、事業所調査結果では「仕事と家庭の両立を可能にするような環境の整備が十分であること」への回答が最も多く、次いで「採用や待遇における男女の格差をなくすこと」などが続きます。

【 働きやすい社会環境をつくるために必要なこと（市民） 】



【 働きやすい職場環境をつくるために必要なこと（事業所） 】

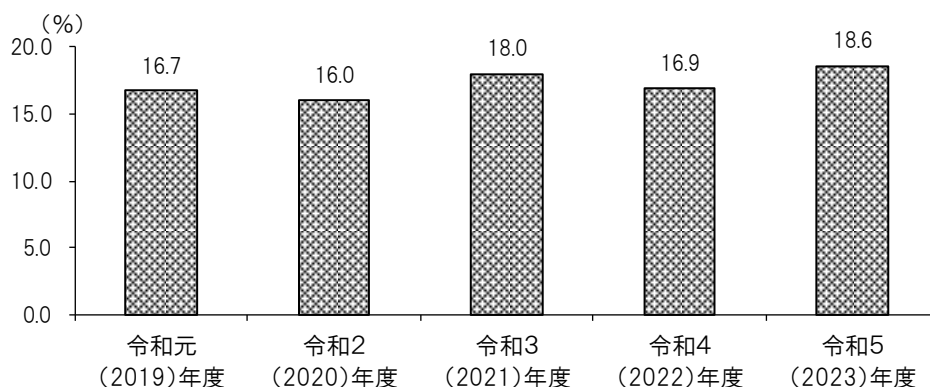


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

## （８）指導的立場に占める女性の割合

広島県内の事業所における指導的立場に占める女性の割合をみると、令和５（２０２３）年度は１８．６％と、おおむね横ばいで推移しています。

【 指導的立場に占める女性の割合（広島県） 】

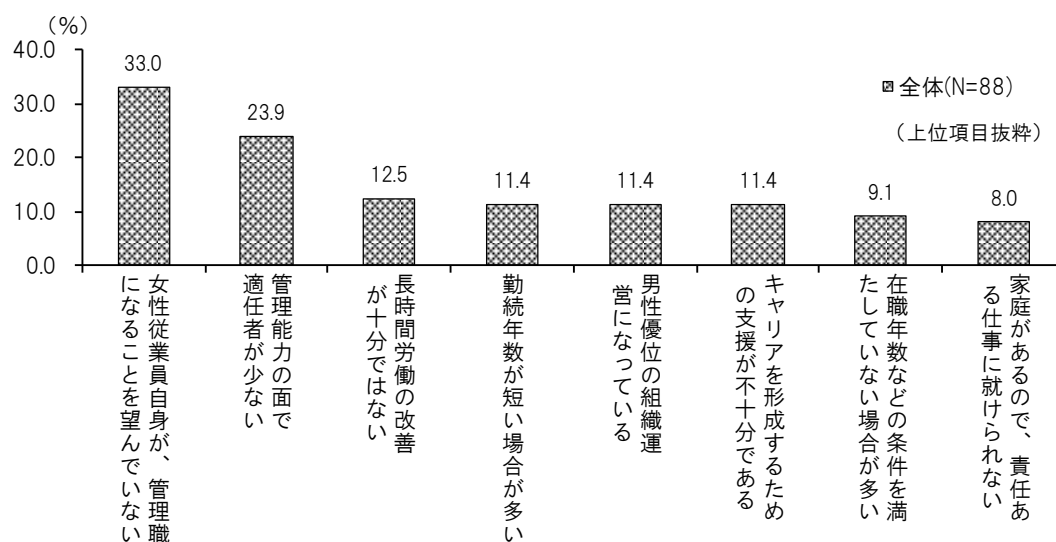


資料：広島県職場環境実態調査

## （９）女性を管理職に登用する際の課題

女性を管理職に登用する際の課題については「女性従業員自身が、管理職になることを望んでいない」への回答が最も多く、次いで「管理能力の面で適任者が少ない」「長時間労働の改善が十分ではない」などが続き、女性自身の意識を注視する事業所が多くなっています。

【 女性を管理職に登用する際の課題（事業所） 】

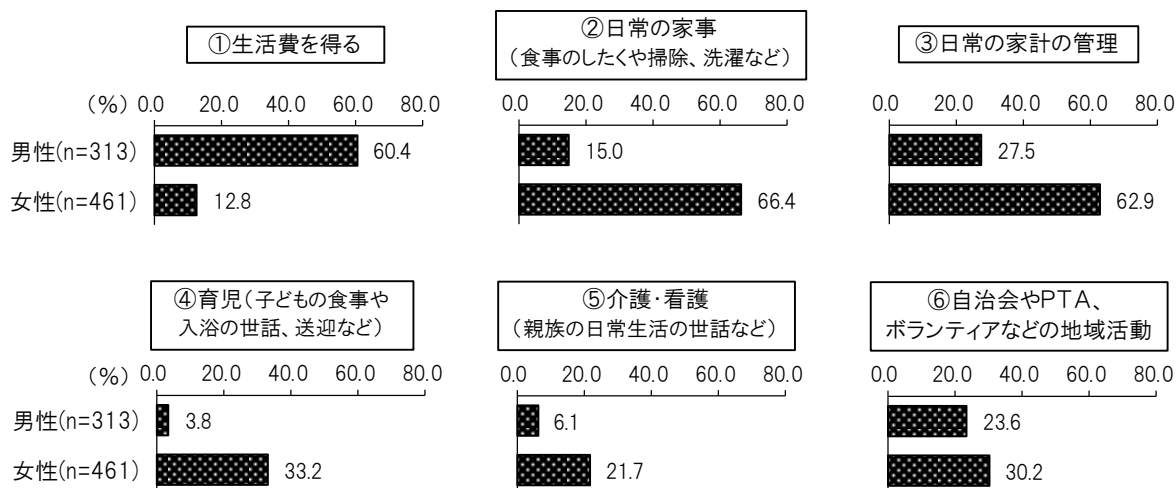


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和６（２０２４）年３月）

## (10) 家庭内での仕事の分担

男性は女性に比べ「①生活費を得る」で「主に自分」の割合が高く、女性は「②日常の家事」「③日常の家計の管理」「④育児」「⑤介護・看護」で「主に自分」の割合が男性を大きく上回っており、女性の家事等への負担が大きい現状がうかがえます。

【 家庭内での「主に自分」の仕事の割合（市民） 】

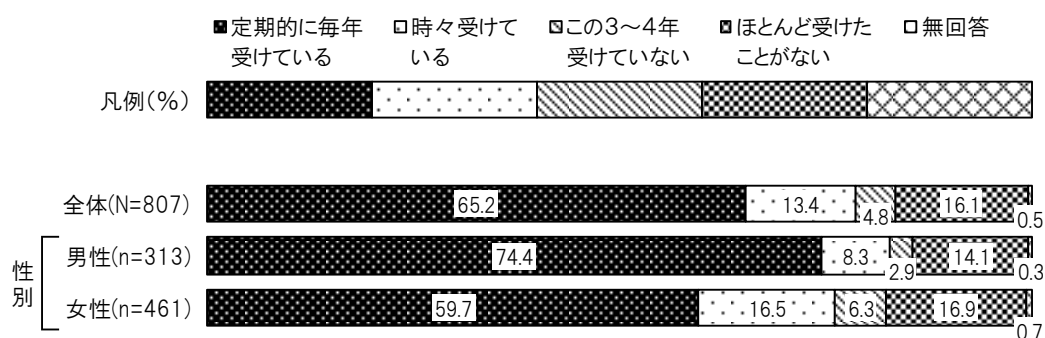


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

## (11) 健康診断やがん検診の受診状況

健康診断やがん検診の受診状況については「定期的に毎年受けている」の割合が65.2%と最も高く「ほとんど受けたことがない」人は16.1%となっています。「定期的に毎年受けている」人は、男性が女性を大きく上回っています。

【 健康診断やがん検診の受診状況（市民） 】



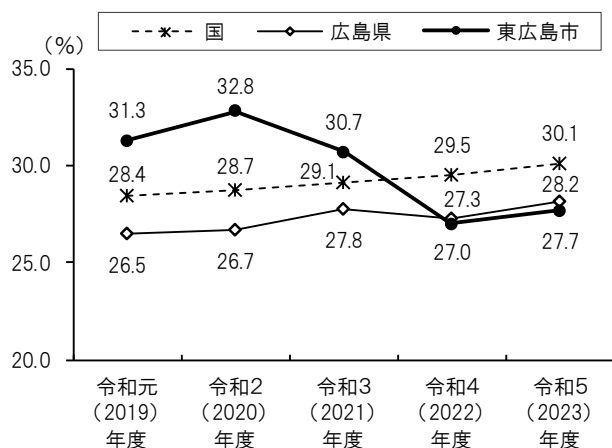
資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

## (12) 女性の参画の状況

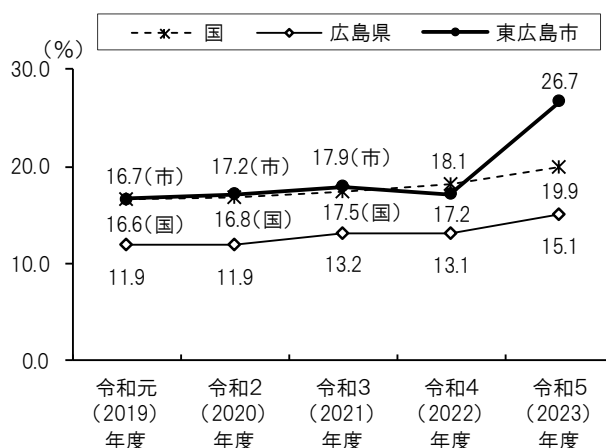
本市における審議会委員に占める女性委員割合をみると、令和3（2021）年度までは国や広島県の平均を上回って推移していましたが、令和4（2022）年度以降は、国や広島県の平均を下回っています。

市職員管理職及び市議会議員に占める女性割合は、広島県の平均を上回って推移しており、防災会議委員に占める女性割合は、国の平均を下回って推移しています。

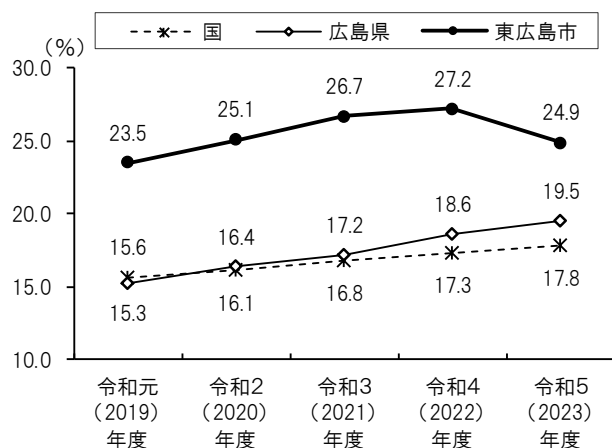
【 審議会委員に占める女性委員割合の推移 】



【 市議会議員に占める女性割合の推移 】

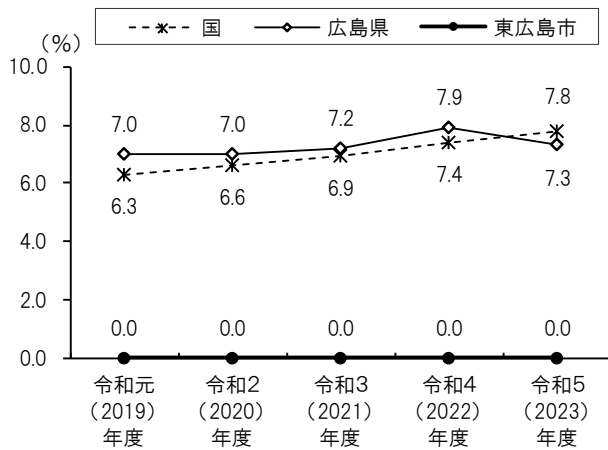


【 市職員管理職に占める女性割合の推移 】

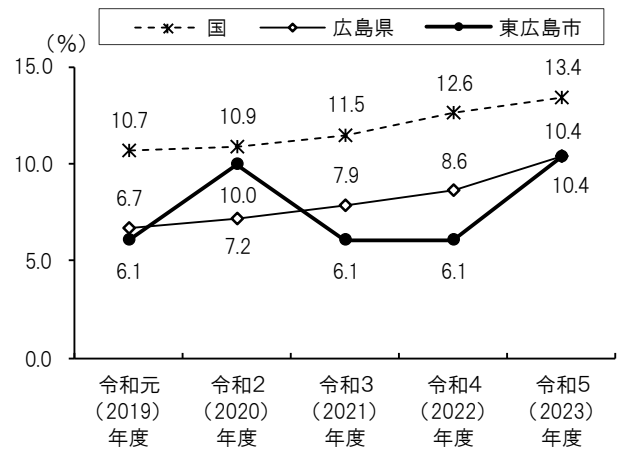


資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）  
 （「市議会議員に占める女性割合の推移」は各年度12月末日現在）

【 自治会長に占める女性割合の推移 】



【 防災会議委員に占める女性割合の推移 】



資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（各年度4月1日現在）

【 広島県内の審議会委員及び市職員管理職に占める女性の割合 】

|          | 審議会委員       |             |               | 職員管理職     |           |                |
|----------|-------------|-------------|---------------|-----------|-----------|----------------|
|          | 委員総数<br>(人) | 女性委員<br>(人) | 女性委員<br>割合(%) | 総数<br>(人) | 女性<br>(人) | 女性管理職<br>割合(%) |
| 広島市      | 1,261       | 406         | 32.2          | 639       | 107       | 16.7           |
| 呉市       | 677         | 168         | 24.8          | 235       | 29        | 12.3           |
| 竹原市      | 393         | 125         | 31.8          | 28        | 5         | 17.9           |
| 三原市      | 598         | 175         | 29.3          | 89        | 22        | 24.7           |
| 尾道市      | 561         | 167         | 29.8          | 139       | 31        | 22.3           |
| 福山市      | 768         | 203         | 26.4          | 327       | 63        | 19.3           |
| 府中市      | 296         | 70          | 23.6          | 65        | 14        | 21.5           |
| 三次市      | 352         | 99          | 28.1          | 75        | 22        | 29.3           |
| 庄原市      | 299         | 62          | 20.7          | 60        | 8         | 13.3           |
| 大竹市      | 277         | 56          | 20.2          | 56        | 9         | 16.1           |
| 東広島市     | 739         | 205         | 27.7          | 193       | 48        | 24.9           |
| 廿日市市     | 560         | 132         | 23.6          | 139       | 33        | 23.7           |
| 安芸高田市    | 359         | 128         | 35.7          | 47        | 10        | 21.3           |
| 江田島市     | 324         | 79          | 24.4          | 49        | 12        | 24.5           |
| 広島県市町平均  | -           | -           | 28.2          | -         | -         | 19.5           |
| 全国市区町村平均 | -           | -           | 30.1          | -         | -         | 17.8           |

資料：内閣府 市区町村女性参画状況見える化マップ（令和5（2023）年度4月1日現在）

### 関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題※

- 中小企業では育児休業や労働時間短縮等の働き方改革の対策が不十分
- 働き方にゆとりを持たせた職場環境を用意できる企業は、まだまだ少ない現状であり、対応できる職種にも限りがある。
- 男女共に育児休業や介護休業を利用しやすくなる職場環境や働き方改革が必要である。
- 子育ても介護も女性に偏る風潮が根強い。特に女性は、介護のために職を離れたり、働き方を変えたりしなければならない状況になりがちである。
- 乳児など低年齢児は認定こども園に入りにくい。保育所など教育・保育の施設数が少ない。
- 職場における、女性活躍の風土の醸成が不十分である。職場の慣習は変えにくい。上司や親世代、定年後の世代の理解が追い付いてない。
- 性別ではなくタスクで評価をする仕組みができていない。
- 防災分野での男女共同参画は急務であるが、自主防災組織などは男性が中心であり、女性が参画できる環境づくりが必要である。

※ 「東広島市 男女共同参画に関する関係団体調査」における「分野別問題点や課題」より、回答を抜粋して掲載しています。（回答者の意図を変えない範囲で一部文章を手直ししている場合があります。）以下同様

### 【現状分析結果から読み取れる今後の主な課題】

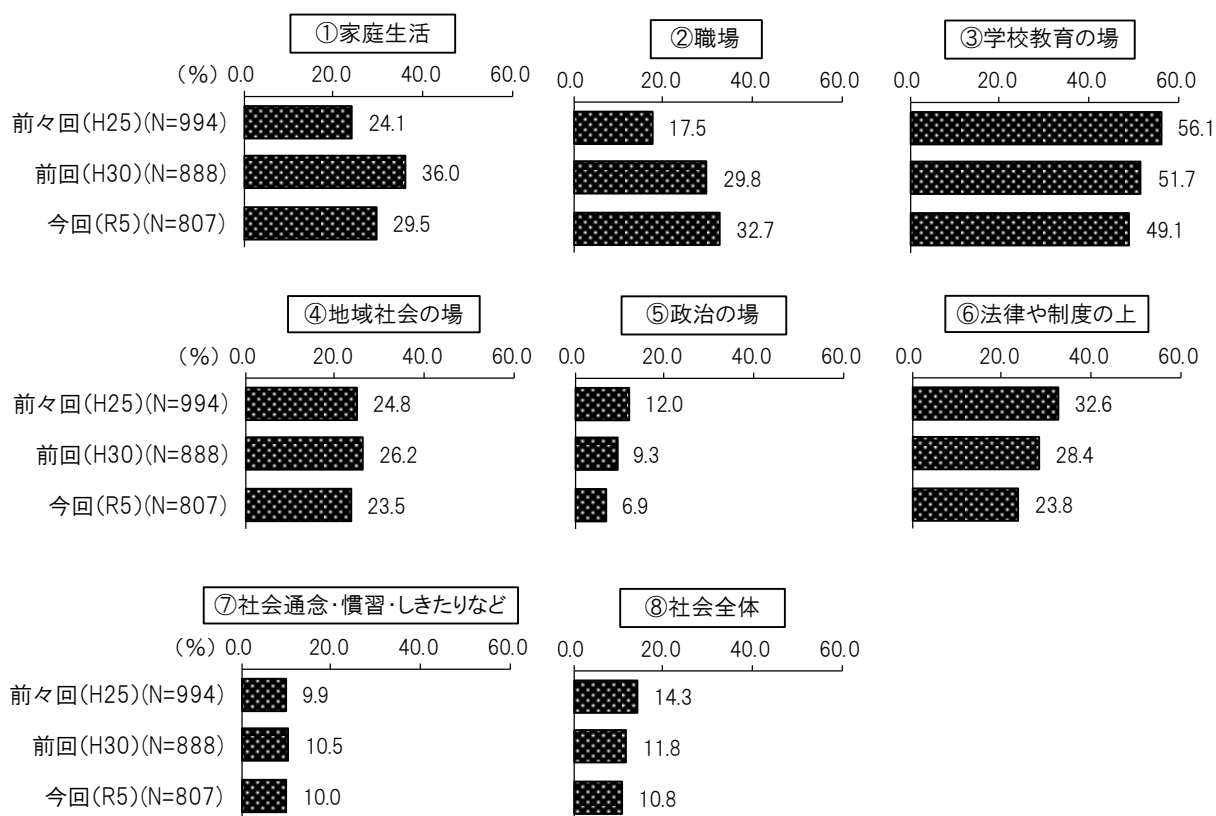
- 男性が育児休業や介護休業を利用しにくい慣習や雰囲気を払拭するための、事業所等に対する啓発活動の充実が必要です。
- 事業所等に対して、再雇用や再就職支援、長時間労働の是正や柔軟な働き方ができる環境の整備など、仕事と家庭の両立に向けた取組を継続的に促進していくことが必要です。また、職場において活躍を望む女性を阻む様々な要因の排除に向けた情報提供や啓発活動が必要です。
- 誰もが働きやすい社会環境をつくるためには、性別にかかわらず家族で家事等に協力して取り組めるよう、継続的に意識啓発をしていくことが必要です。
- 多様な働き方や暮らし方の実現が求められている社会的背景において、家事、育児、介護の役割を家族で分担し合う意識を啓発する講座等の開催をはじめ、子育てや介護サービスの充実など、社会全体としてワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指す取組が必要です。
- 健康診断やがん検診の受診率の向上施策をはじめ、健康づくりや地域活動に関する情報を、多様な伝達手段を活用して分かりやすく発信するとともに、誰もが参加しやすい活動の提案や住民同士の声掛けの促進など「きっかけづくり」を検討し、地域活動を促進していくことが必要です。
- 女性の活躍の場の拡大に向けた固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消の促進が必要です。特に議会や審議会等、政策方針決定の場における女性の参画の促進をはじめ、男女共同参画に関する継続的な啓発活動の取組が必要です。

### 3 男女の平等感

#### (1) 男女の平等意識

男女の平等意識を時系列でみると「平等」の割合は「②職場」で増加していますが、このほかの項目では減少しています。特に「⑤政治の場」「⑦社会通念・慣習・しきたりなど」「⑧社会全体」は、元々の平等意識が低く、さらに低下がみられます。

【「平等」の割合（市民）】



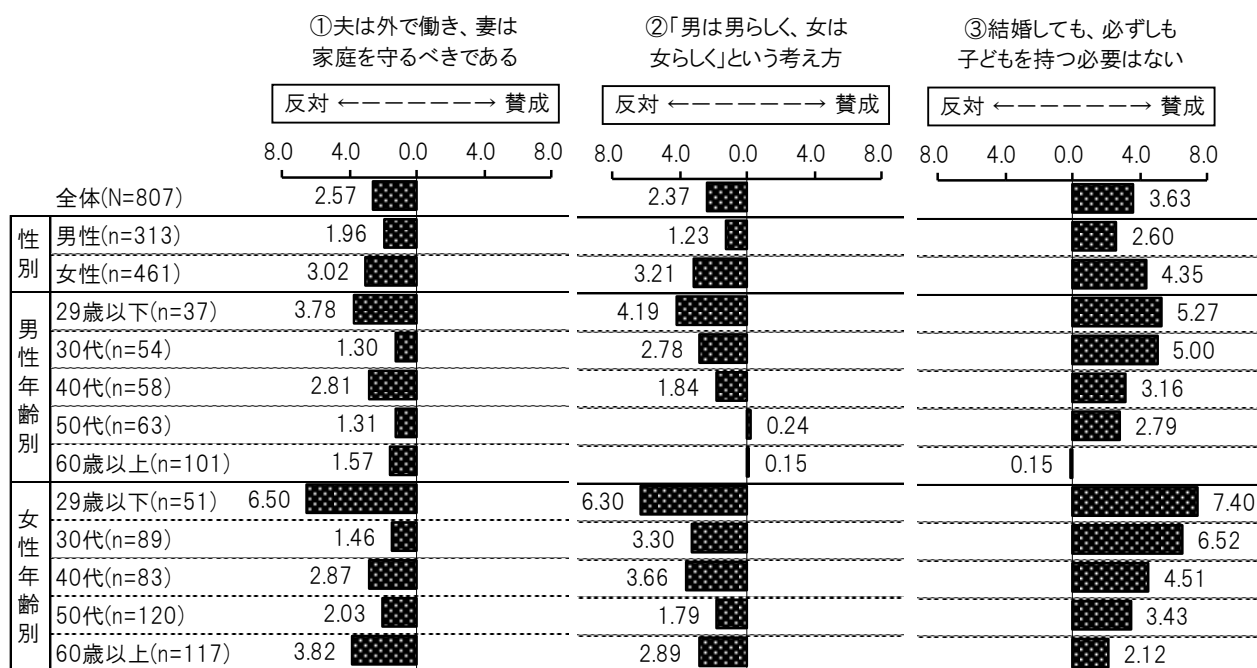
注：図中、平成 25 年度調査を「前々回（H25）」、平成 30 年度調査を「前回（H30）」、令和 5 年度調査を「今回（R5）」と略記している。

資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和 6（2024）年 3 月）

## (2) 家庭生活と男女の役割について

「男は男らしく、女は女らしく」という考えについては、男性は年齢が上がるほど「そう思う」と回答した人が多くなっています。「結婚しても、必ずしも子どもを持つ必要はない」という考えについては、男女共に年齢が上がるほど賛成意識が低い傾向にあり、性別や年齢によって意識の差が大きいことが分かります。

### 【 家庭生活と男女の役割について（市民） 】



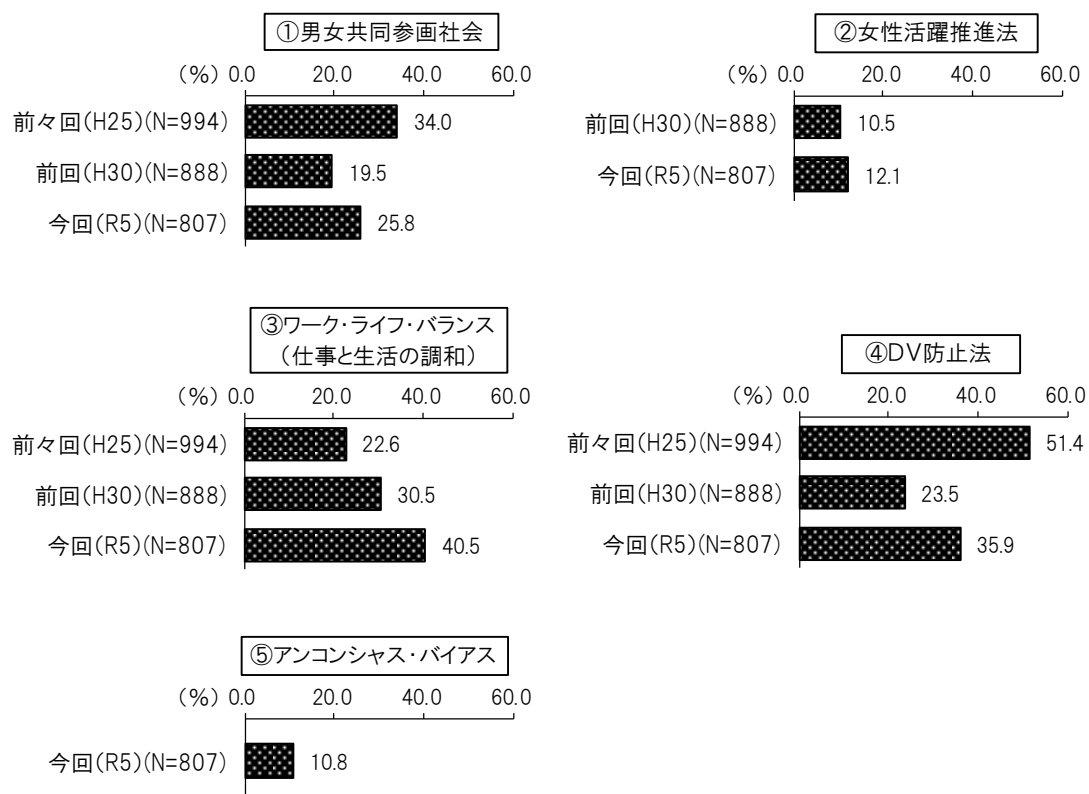
注：図の数値は「平均評定値」を示す。平均評定値とは、それぞれの選択肢の回答件数に係数を乗じ、加重平均して算出した値のこと。

資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

### (3) 男女共同参画に関する用語の認知状況について

男女共同参画に関する用語を「内容まで知っている」割合について、特に「③ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」が前々回調査から増加傾向にある一方で「②女性活躍推進法」については、大きな変化がみられない状況です。

【用語を「内容まで知っている」割合（市民）】



注1：図中、平成25年度調査を「前々回（H25）」、平成30年度調査を「前回（H30）」、令和5年度調査を「今回（R5）」と略記している。

注2：前々回調査では「②女性活躍推進法」の項目はない。

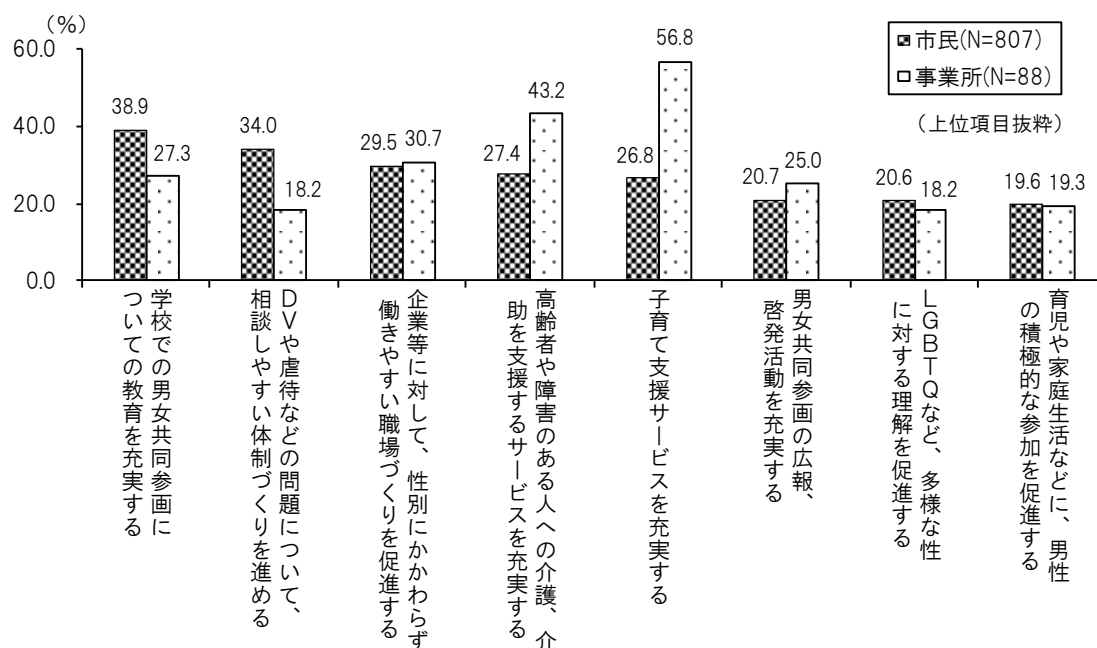
注3：前回及び前々回調査では「⑤アンコンシャス・バイアス」の項目はない。

資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

#### (4) 男女共同参画の推進にあたって行政が力を入れるべきこと

事業所調査結果では、特に「子育て支援サービスを充実する」「高齢者や障害のある人への介護、介助を支援するサービスを充実する」が市民意識調査を大きく上回っており、市民意識調査では「学校での男女共同参画についての教育を充実する」「DVや虐待などの問題について、相談しやすい体制づくりを進める」などの割合が事業所調査に比べ高くなっています。

【 男女共同参画の推進に行政が力を入れるべきこと（市民・事業所） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

#### 関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題

- 若い世代の理解は一定程度得られているが、立場が上の人や年配の男性の理解が必要であると感じる。
- 高齢者の意識の中に固定的な性別役割分担意識が根強い。そのような高齢世代が、社会や組織の上層部にいる。
- 人権やジェンダー平等については、日本の伝統的な文化や社会が大きく影響しており、若い世代でも無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）は存在する。
- 今の若い世代の人は「男は仕事、女は家事」というよりも、むしろ「共稼ぎ」が多いのではないかと。
- 男女共同参画については様々なセミナーやイベントが実施されているが、実施者や講師、参加者は女性が多く、男性側の声の反映や男性の参加が少ない。
- 70代以上の研修会やセミナーへの参加の促進が必要だと思う。
- どのようなセミナーがあるのかよく知られていない。
- 親しみやすい内容でないと集まってくれない。

#### 【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

---

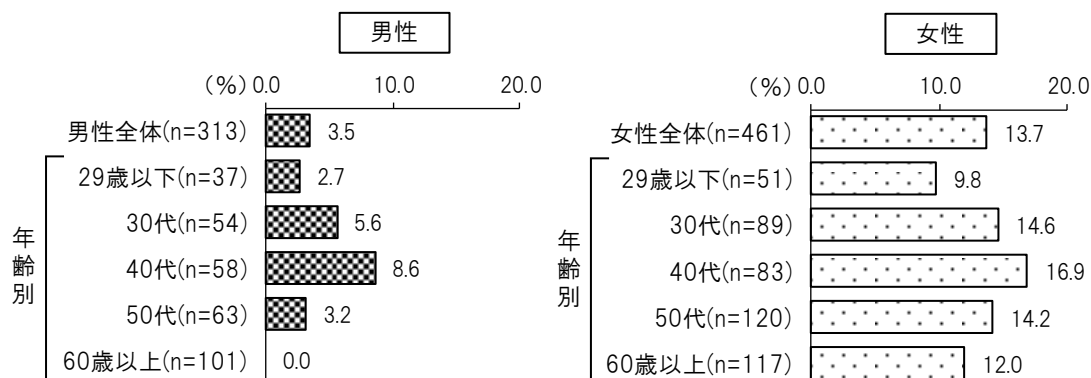
- 国や県等の男女共同参画に関する情報収集と、幅広い世代の市民への情報提供の充実をはじめ、多様な手段や機会を活用して男女共同参画に対する理解を促進するとともに、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて、効果的な啓発の推進が必要です。
  - 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」や「男は男らしく、女は女らしくという考え方」に代表される「固定的な性別役割分担意識」は、依然として根強く、年齢による差が顕著となっていることから、男女共同参画に関して、年齢など属性に応じた効果的、継続的な意識啓発への取組が必要です。
-

## 4 ドメスティック・バイオレンス（DV）やハラスメントに関すること

### （1）ドメスティック・バイオレンス（DV）の経験と相談状況

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害割合は、特に 40 代の女性で多くなっています。

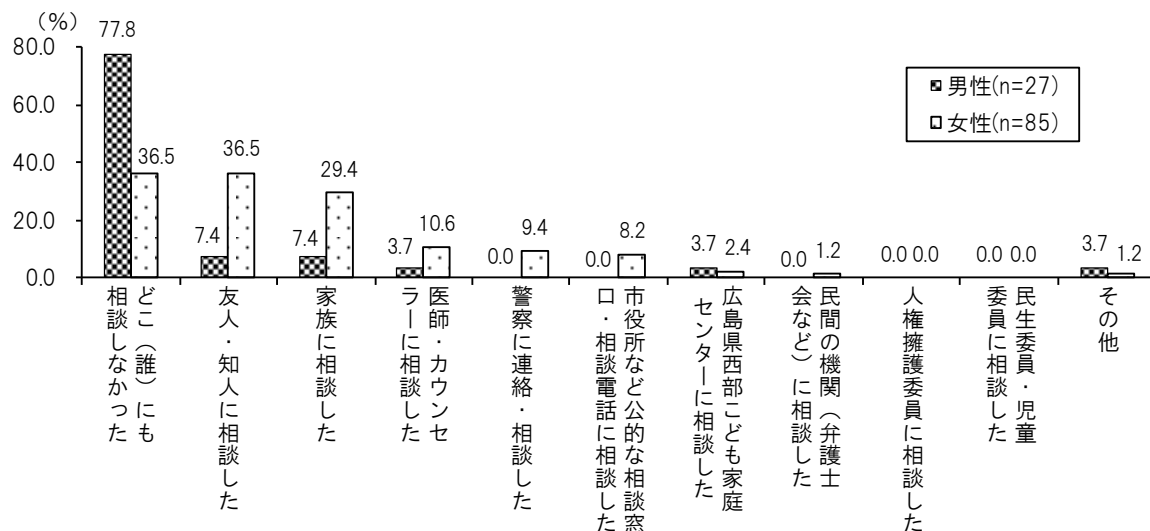
【 DVについて「自分が被害を受けたことがある」割合（市民） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

DV経験者における相談状況については、男性は「どこ（誰）にも相談しなかった」人が女性を大きく上回っていますが、女性は男性に比べ「友人・知人に相談した」「家族に相談した」への回答が男性を大きく上回っており、性別による差が顕著です。

【 DV経験者の相談状況（市民） 】

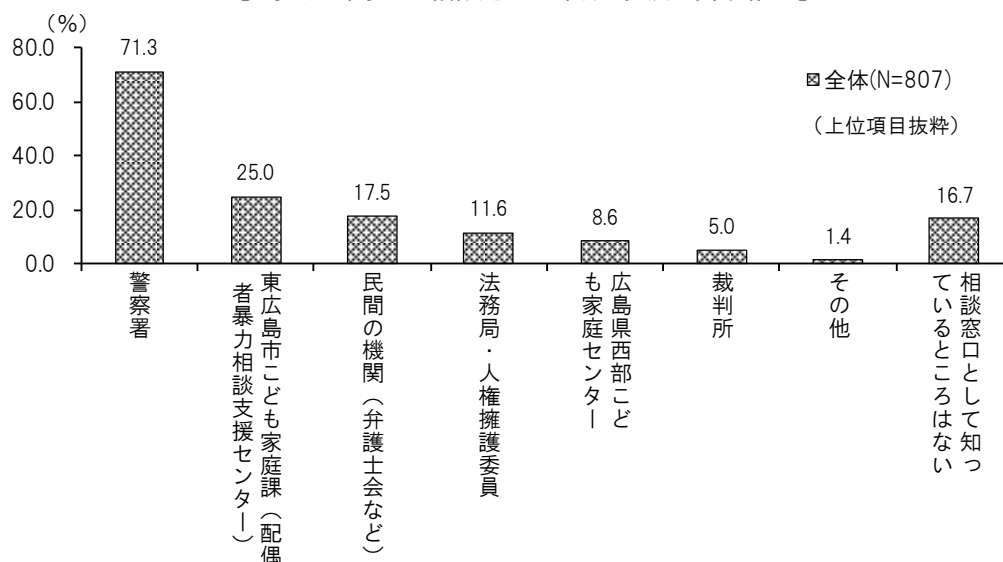


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

## (2) 暴力に対する相談窓口の認知状況

暴力に関する相談窓口の認知割合については「警察署」が最も高く、次いで「東広島市こども家庭課（配偶者暴力相談支援センター）」などの順となっていますが「相談窓口として知っているところはない」が2割近くみられました。

【 暴力に関する相談窓口の認知状況（市民） 】

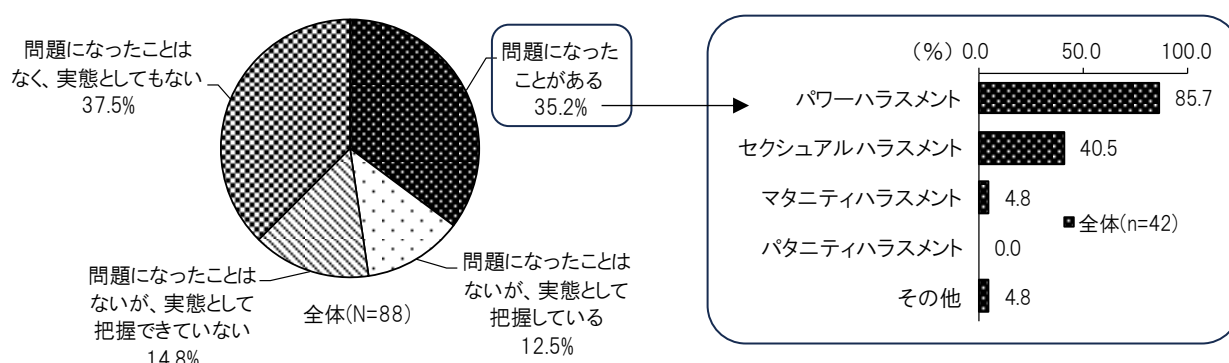


資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

## (3) ハラスメントの現状について

ハラスメントについて「問題になったことがある」がおよそ3事業所に1件の割合でなっています。問題となったハラスメントの種類は「パワーハラスメント（パワハラ）」が突出して最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」が続きます。

【 ハラスメントについて問題になったこと（事業所） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

#### 関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題

- 相談等に対応する専門家の不足、加害者側への対応、支援についての周知が不足している。
- 令和6年4月から「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されたため、複合的な問題を抱えた被害者の支援を、市としてどのように取り組むのか、明らかにしていくべきだと思う。
- 問題が家庭や人間関係の内部にあり、表面化しにくく、支援が行き届かない場合がある。
- DVや共同親権に基づく申し出ができない人が多い。申し出た場合に、我が身への不利益を考えて不安に陥る。

#### 【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

- ドメスティック・バイオレンス（DV）をはじめ、性犯罪やストーカー行為、虐待、インターネット等を利用した性的な言動など、多様化する暴力等の防止に向けて、あらゆる機会を通じた啓発活動の充実が必要です。
- 自身が受けた被害について、専門機関に相談した人が少ないことから、相談窓口の周知を図り、適切な支援につなぐことができるよう、市民への啓発と関係機関との連携の強化が必要です。
- 各種ハラスメントについて、どのような言動が該当するのかなど、認知の拡大に向けた啓発活動の充実が必要です。

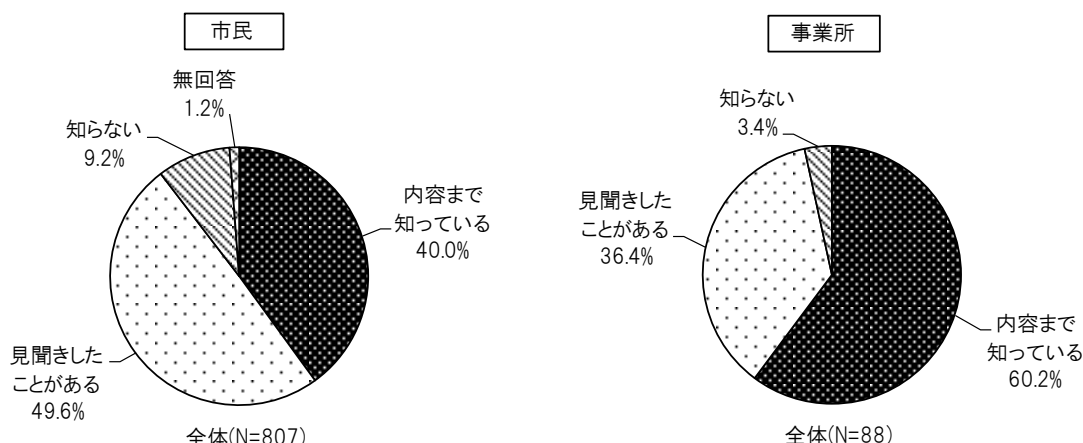
## 5 性の多様性に関すること

### (1) L G B T Q + の認知状況

市民意識調査結果では、L G B T Q + の認知については「内容まで知っている」が40.0%、「見聞きしたことがある」が49.6%、「知らない」が9.2%となっており、用語については市民に浸透している現状がうかがえます。

一方、事業所調査では「内容まで知っている」が60.2%、「見聞きしたことがある」が36.4%となっており「内容まで知っている」割合は市民意識調査の結果を大きく上回っています。

【 L G B T Q（性的マイノリティ）の認知（市民・事業所） 】



資料：東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査（令和6（2024）年3月）

#### 関係団体調査結果からみた問題点や今後の課題

- 他所のこと、他人事と受け止める人がまだ多いのではないか。
- L G B T Q の人々に対する基本的な理解度（言葉の意味、ジェンダーや性的指向性に関する考え方、配慮すべきポイントなど）が一般的に低いと思う。L G B T Q に対しての誤解や偏見が根強い。

#### 【 現状分析結果から読み取れる今後の主な課題 】

- 「L G B T Q +」をはじめ「東広島市パートナーシップ宣誓制度」といった用語や性の多様性に関して、誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、市の広報紙やホームページをはじめ、生涯学習の場の活用などにより、幅広い年齢層に対して周知活動を充実し、用語の意味のみならず、社会的背景なども含めて、より正しい理解を促進する必要があります。

## 6 前期計画における施策目標の達成状況

| 基本目標       | 基本施策                          | 施策目標の指標                         | 策定時※                  | 目標値                  | 実績値                  |
|------------|-------------------------------|---------------------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|
|            |                               |                                 | 平成 30<br>(2018)<br>年度 | 令和 6<br>(2024)<br>年度 | 令和 5<br>(2023)<br>年度 |
| Ⅰ<br>人づくり  | (1) 人権尊重を踏まえた男女共同参画の意識づくり     | ① 「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に反対する人の割合   | 60.3%                 | 80%以上                | 62.4%                |
|            |                               | ② 男女共同参画等に関する講座・講演会の参加人数        | 584 人                 | 1,000 人以上            | 1,134 人              |
|            | (2) 学びの場における男女共同参画の推進         | ③ 男女共同参画等に関する出前講座等の参加人数         | 109 人                 | 150 人以上              | 30 人                 |
| Ⅱ<br>環境づくり | (1) 働く場における女性の活躍推進            | ④ 「職場」において男女の地位が平等だと思う人の割合      | 29.8%                 | 50%以上                | 32.7%                |
|            | (2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | ⑤ 働く人の「生活の中で仕事に費やす時間と労力が占める割合」  | 61.5%<br>（常勤職男女の平均）   | 50%以下<br>（常勤職男女の平均）  | 59.0%<br>（常勤職男女の平均）  |
|            |                               | ⑥ 仕事と家庭の両立支援登録企業数（広島県事業）        | 99 社                  | 130 社以上              | 128 社                |
|            |                               | ⑦ ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の割合 | 31.5%                 | 55%以上                | 31.8%                |
|            |                               | ⑧ 「地域社会」において男女の地位が平等だと思う人の割合    | 26.2%                 | 35%以上                | 23.5%                |
|            |                               | ⑨ 市の審議会等に占める女性委員の割合             | 31.3%                 | 35%以上                | 27.7%                |
|            |                               | ⑩ 女性委員のいない審議会等                  | 7                     | 0                    | 6                    |
|            |                               | ⑪ 市の管理職（課長以上）に占める女性職員の割合        | 23.5%                 | 30%以上                | 24.9%                |

※ 前期計画策定時（以下同様）

【 出典 】 ①④⑤⑧市民意識調査、②③⑥⑨⑩⑪庁内資料、⑦事業所調査

| 基本<br>目標                   | 基本施策                   | 施策目標の指標                                                        | 策定時                                        | 目標値                                        | 実績値                                        |
|----------------------------|------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------------------------------------|
|                            |                        |                                                                | 平成 30<br>(2018)<br>年度                      | 令和 6<br>(2024)<br>年度                       | 令和 5<br>(2023)<br>年度                       |
| 目<br>安<br>心<br>づ<br>く<br>り | (1) 生涯を通じた男女<br>の健康づくり | ⑫ 健康診断やがん検診を<br>定期的に毎年受けてい<br>る人の割合                            | 61.6%                                      | 70%<br>以上                                  | 65.2%                                      |
|                            |                        | ⑬ 子宮頸がん検診の受診<br>率                                              | 18.9%                                      | 50%                                        | 18.5%                                      |
|                            |                        | ⑭ 乳がん検診の受診率                                                    | 17.3%                                      | 50%                                        | 17.5%                                      |
|                            |                        | ⑮ 初妊婦の妊娠・出産包括<br>支援事業の利用割合                                     | 50.5%                                      | 85%                                        | 73.4%                                      |
|                            | (2) DV等あらゆる暴<br>力の根絶   | ⑯ 配偶者や恋人の間で「平<br>手で打つ」「なぐるふり<br>をしておどす」行為は暴<br>力だと認識する人の割<br>合 | 平手で打つ<br>77.6%<br>なぐるふりを<br>しておどす<br>71.5% | 平手で打つ<br>90%以上<br>なぐるふりを<br>しておどす<br>80%以上 | 平手で打つ<br>86.9%<br>なぐるふりを<br>しておどす<br>80.8% |
|                            |                        | ⑰ 配偶者や恋人からの暴<br>力について相談できる<br>窓口を知らない人の割<br>合                  | 20.3%                                      | 10%<br>以下                                  | 16.7%                                      |
|                            | (3) 共に支え合うまち<br>づくり    | ⑱ 多文化共生事業参加者<br>数                                              | 3,027 人                                    | 3,600 人                                    | 1,998 人                                    |
|                            |                        | ⑲ 地域防災リーダーに占<br>める女性の割合                                        | —                                          | 30%                                        | 16%                                        |

【 出典 】 ⑫⑯⑰市民意識調査、⑬⑭⑮⑱庁内資料

## 第3章 計画の内容

### 【1】基本理念

本計画においては「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）を基本理念とします。

本計画では、この基本理念に基づき、性別にかかわらず、誰もが人権意識を高め、共に認め合い支え合いながら、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 【 本計画の基本理念 】

##### 男女の人権の尊重

一人一人を個人として尊重し、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会を確保すること。

##### 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動を選択することができるように、社会における制度又は慣行が、男女共同参画社会の阻害要因とならないように配慮すること。

##### 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策等の立案及び決定に、共に参画する機会を確保すること。

##### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援のもとに、その一員としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動との両立を図ることができるようにすること。

##### 国際的協調

男女共同参画社会の促進は、国際社会における取組とつながりがあることから、本市の多様性を生かしつつ国際交流と協力を推進し、国際的な理解を深めること。

## 【2】基本目標

---

前期計画においては「人づくり」「環境づくり」「安心づくり」の各分野について、様々な取組を推進してきました。そして、この間「女性活躍の推進、女性参画気運の高まり」「人生100年時代の到来」「性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に寛容な社会の実現」など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変動しています。

このような状況の中、本計画における基本目標は、国、県の動きをはじめ、本市における社会的背景の変化及び現状から読み取れる課題等を踏まえ、また「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」の考え方にに基づき、新たに次の4つの分野を定めます。

---

### 基本目標1 仕事と暮らしについて

---

政策・方針決定過程の場において、女性の積極的な登用を促進するとともに、活躍を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、男性の家事や育児への参加の促進をはじめ、子育て支援や介護支援等、様々な環境の整備に取り組み、性別にかかわらず誰もが活躍できる社会の実現を目指します。

---

### 基本目標2 男女の平等感について

---

あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人一人がお互いを認め合い、尊重しながら、個性や能力を発揮できる社会を目指し、家庭や学校、地域社会、職場などにおいて、様々な機会を通じて男女共同参画を学ぶ場の充実を図ります。

また、現状においては、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が依然として根強いことから、固定観念や社会通念、慣習、しきたりを見直すなど、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努め、意識の改革につなぐ取組を推進します。

---

### 基本目標3 安心な暮らしについて

---

あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図るために、性被害や様々なハラスメントを防止する取組をはじめ、多様な機会を通じて啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。また、困難を抱える人への相談や自立の支援に努めるとともに、性の多様性について、正確な情報の提供等により理解の促進に努めます。

---

### 基本目標4 計画の推進について

---

エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）の機能の充実をはじめ、市民、事業所、各種団体等と協働、連携し、より効果的な啓発活動を推進します。

### 【3】計画の目指す将来像

---

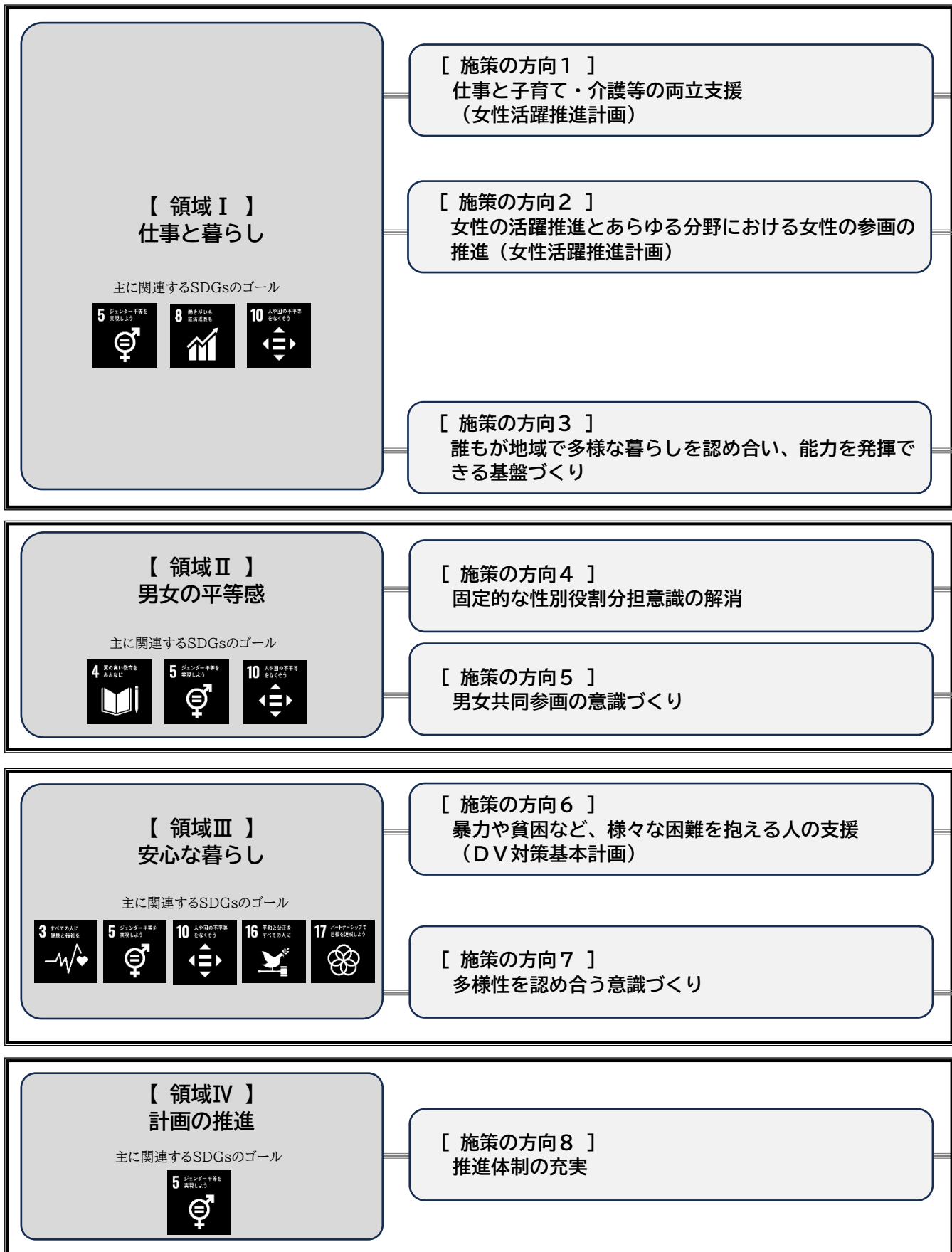
国の「第5次男女共同参画基本計画」に示されている4つの目指すべき社会を本計画の目指す将来像とします。

#### 【 男女共同参画基本計画の目指すべき社会 】

---

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
  - 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
  - 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
  - 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会
-

## 【4】施策体系



|           |                                       |    |
|-----------|---------------------------------------|----|
| [ 施策 1 ]  | <b>重点</b> 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和   | 51 |
| [ 施策 2 ]  | 女性や再就職希望者等への就労支援                      | 52 |
| [ 施策 3 ]  | 子育て世代への包括的な支援と学びの場の充実                 | 52 |
| [ 施策 4 ]  | 子ども・子育て支援サービスの充実                      | 53 |
| [ 施策 5 ]  | <b>重点</b> 男性の家事・育児への参画の促進             | 53 |
| [ 施策 6 ]  | 児童青少年に関する相談支援の充実                      | 54 |
| [ 施策 7 ]  | こどもの居場所づくり                            | 54 |
| [ 施策 8 ]  | 参加しやすい保育所・学校行事等の推進                    | 54 |
| [ 施策 9 ]  | 高齢者福祉サービス・介護保険事業の充実                   | 55 |
| [ 施策 10 ] | <b>重点</b> 審議会等委員への女性の積極的な登用           | 56 |
| [ 施策 11 ] | <b>重点</b> 管理職への女性職員の人材育成及び積極的な登用      | 56 |
| [ 施策 12 ] | 職業能力開発の支援                             | 57 |
| [ 施策 13 ] | <b>重点</b> 多様な働き方への支援                  | 57 |
| [ 施策 14 ] | 働く女性に対する相談支援                          | 57 |
| [ 施策 15 ] | 農業分野における女性の活躍の促進                      | 58 |
| [ 施策 16 ] | 企業における男女共同参画の推進                       | 58 |
| [ 施策 17 ] | 地域団体における女性役員の登用の促進                    | 58 |
| [ 施策 18 ] | ライフステージに応じた健康づくりへの支援                  | 61 |
| [ 施策 19 ] | 母子保健事業の推進                             | 61 |
| [ 施策 20 ] | <b>重点</b> 男女共同参画の視点に立った防災対策           | 62 |
| [ 施策 21 ] | <b>重点</b> 人権や性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進     | 63 |
| [ 施策 22 ] | 相談支援の充実                               | 64 |
| [ 施策 23 ] | 学校等教育の場における男女共同参画の推進                  | 65 |
| [ 施策 24 ] | <b>重点</b> 生涯学習の場における男女共同参画の理解の促進      | 66 |
| [ 施策 25 ] | あらゆる場におけるハラスメント防止対策の促進                | 67 |
| [ 施策 26 ] | あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の推進と体制の整備              | 68 |
| [ 施策 27 ] | 被害者の安全の確保と支援                          | 68 |
| [ 施策 28 ] | <b>重点</b> 高齢者や障がいのある人等、困難を抱える人への支援    | 69 |
| [ 施策 29 ] | ひとり親家庭や生活困窮にある人への支援の充実                | 69 |
| [ 施策 30 ] | <b>重点</b> 性の多様性に関する理解の促進と啓発の推進        | 72 |
| [ 施策 31 ] | 多文化共生意識の醸成と国際交流の促進                    | 73 |
| [ 施策 32 ] | 庁内推進体制の充実                             | 74 |
| [ 施策 33 ] | 職員の意識の醸成                              | 75 |
| [ 施策 34 ] | <b>重点</b> エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）の機能の充実 | 75 |
| [ 施策 35 ] | 東広島市男女共同参画推進審議会等の意見反映                 | 75 |
| [ 施策 36 ] | 適切な事業進行管理                             | 76 |

注：**重点**は重点的に取り組む施策を示す。（以下同様）

## 第4章 施策の展開方向と具体的な取組

### 領域Ⅰ 仕事と暮らし

#### 施策の方向1 仕事と子育て・介護等の両立支援（女性活躍推進計画）

本市では、共働き世帯が増加傾向にあり、女性の就業者も増加傾向にあります。しかし、女性は男性に比べて、パート・アルバイト等の非正規雇用者が多い状況です。女性の育児休業取得率は、一定程度の割合がみられますが、男性の取得率は依然として低く、介護休業の取得率についても男女共に非常に低い状況です。

家庭における日常の家事や育児、介護等については、依然として女性の負担が大きい現状があります。多様化する保育、介護等福祉ニーズへの柔軟な対応をはじめ、家事、育児、介護等の役割を家族で支え合う意識の啓発など、多様な暮らし方、働き方を支え合う社会づくりが求められています。

誰もが、自分の能力や希望に添った働き方ができるよう、多様で柔軟な働き方を促進することが重要です。

このような課題を踏まえ、本市では、性別にかかわらず誰もがワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現し、家事や育児、介護に参加することができる社会を目指します。

そのため「働き方改革」の在り方に視点を置き、事業所や就業者への啓発活動をはじめ、育児休業、介護休業の利用の促進、男性が家事や育児、介護等を担うことへの理解の促進、子育て支援、介護支援サービスの充実など、多様で効果的な施策の展開を図ります。

| 〔 施策１ 〕 <b>重点</b> 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|
| 市民に対する講座等の開催や事業所等に対する認定制度の周知、市の職員に向けた啓発など、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 職員課<br>人権男女共同参画課<br>産業振興課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                           |
| <p><u>職員課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 職員向けのWeb研修によるメニューの充実や貸出DVDによる研修等により、様々な研修を受講できる体制を整えます。</li> <li>○ 「特定事業主行動計画」に基づき、職員に向けてワーク・ライフ・バランスの取組に関連する各種制度の周知及び利用の促進を図ります。</li> <li>○ 庁内部局長を「ワーク・ライフ・バランス推進員」に位置付け、庁内放送等の場で職員の意識啓発を図ります。</li> </ul> <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 多様で柔軟な働き方や男性の家事、子育てへの参加などについての理解を促進するため、事業所等をはじめ、誰もが参加しやすい対面講座やオンライン講座を開催します。</li> </ul> <p><u>産業振興課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「企業民主化推進協議会」において実施する研修内容について、適宜精査を行い、男女共同参画への理解を促します。</li> <li>○ 研修DVD貸出事業の周知を図ります。</li> <li>○ ハローワーク等の関係機関と連携し「くるみん認定」や「えるぼし認定」など、国の制度や新たに認定を受けた企業の周知を図ります。</li> </ul> |                           |

| 〔 施策2 〕 女性や再就職希望者等への就労支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 担当課                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <p>就職に関するセミナーや子育てに関する相談など、女性や再就職希望者等への就労を支援します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <p>障がい福祉課<br/>こども家庭課<br/>保育課<br/>産業振興課</p> |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                            |
| <p><u>障がい福祉課</u></p> <p>○ 「子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において、ハローワーク、広島中央障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、障がいのある人の就労に関する相談や就労体験実習等の支援を行います。</p> <p><u>こども家庭課</u></p> <p>○ ハローワークと連携し、「地域すくすくサポート」において就労相談会を実施します。</p> <p><u>保育課</u></p> <p>○ 保育コンシェルジュを配置し、保育サービス等に関する相談に対応します。</p> <p><u>産業振興課</u></p> <p>○ 女性の就職支援セミナー及び就職面接会を実施するとともに、求職者及び企業双方の採用に対する課題を聴取しながら、採用の促進を図ります。</p> |                                            |

| 〔 施策3 〕 子育て世代への包括的な支援と学びの場の充実                                                                                                                  | 担当課           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| <p>市内の子育て支援拠点「地域すくすくサポート」を中心に、子育て世代への包括的な支援と学びの場の充実を図ります。</p>                                                                                  | <p>こども家庭課</p> |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                       |               |
| <p><u>こども家庭課</u></p> <p>○ 市内の子育て支援拠点「地域すくすくサポート」において、マタニティ教室やパパママ教室等、妊娠期の保健指導を行います。</p> <p>○ 「地域すくすくサポート」において、子育て支援に向けた、父親が参加しやすい教室を実施します。</p> |               |

| 〔施策4〕 子ども・子育て支援サービスの充実                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 担当課                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| <p>多様化する子育てのニーズを踏まえ、子ども・子育て支援サービスの充実を図るとともに、伴走型相談支援や障がいのある人への相談支援事業を実施します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | <p>障がい福祉課<br/>こども家庭課<br/>保育課</p> |
| 〔主な取組〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                  |
| <p><u>障がい福祉課</u></p> <p>○ 「子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において障害者相談支援事業を実施し、子育て中の障がいのある人や障がいのあるこどもたちへの相談支援を行います。</p> <p><u>こども家庭課</u></p> <p>○ 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織「ファミリー・サポート・センター」を運営します。</p> <p>○ 親子が気軽に集い、子育てについての相談や交流ができる「地域子育て支援センター」「ひろば型子育て支援拠点」を運営します。</p> <p>○ 「地域すくすくサポート」において、伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にかけて定期的な面談を行います。また、妊婦等を対象とした教室等を開催します。</p> <p><u>保育課</u></p> <p>○ 保育ニーズの多様化等を踏まえ、通常保育、特別保育、病児・病後児保育等を実施します。</p> |                                  |

| 〔施策5〕 <b>重点</b> 男性の家事・育児への参画の促進                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <p>男性料理教室の講座等を実施し、男性の家事や育児への参画を促進するとともに、誰もが家事や育児に参加しやすい環境づくりを図ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>職員課<br/>人権男女共同参画課<br/>生涯学習課</p> |
| 〔主な取組〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                    |
| <p><u>職員課</u></p> <p>○ 「特定事業主行動計画」に基づき、男性職員への各種制度の利用の促進や職員の時間外勤務の削減等を図ります。</p> <p>○ 男性職員の育児に関する制度を職員や所属長等に提供し、制度の利用を促進します。</p> <p>○ フレックスタイム制など、柔軟な働き方を推進し、男性が家事や育児に参加しやすい体制の整備を図ります。</p> <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <p>○ 男性に限定せず、配偶者、こどもを含むカップルやファミリー向けに、セミナーや参加型の講座を実施します。</p> <p><u>生涯学習課</u></p> <p>○ 男性料理教室等の講座を開催するとともに、幅広く参加を呼び掛けます。</p> |                                    |

| 〔 施策6 〕 児童青少年に関する相談支援の充実                                                                                       | 担当課    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 児童青少年総合相談室において、保護者及び児童青少年からの学校生活や親子関係などに係る相談に対応します。                                                            | 青少年育成課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                       |        |
| <u>青少年育成課</u><br>○ 「児童青少年総合相談室」における教育相談、児童厚生員による子育て相談、カウンセラーによる相談を実施し、市民の子育てや教育に係る悩みに寄り添い、必要な助言や適切な機関の紹介を行います。 |        |

| 〔 施策7 〕 こどもの居場所づくり                                                           | 担当課    |
|------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 放課後児童クラブは、こどもが安全で安心して過ごせる居場所の一つとして、こどもの健全育成に取り組めます。                          | 青少年育成課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                     |        |
| <u>青少年育成課</u><br>○ 待機児童の解消及び公立クラブの受入児童数の適正化を目的として、民間事業者との連携、協力により、受け皿を確保します。 |        |

| 〔 施策8 〕 参加しやすい保育所・学校行事等の推進                                                                                                | 担当課        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 各校の実態に合わせ、地域の保護者や地域住民に親しみやすい学校づくりを推進します。                                                                                  | 保育課<br>指導課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                  |            |
| <u>保育課</u><br>○ 保育所等における運動会等の行事について、保護者が参加しやすいよう配慮して実施します。<br><u>指導課</u><br>○ 各校の実態に合わせ「ひがしひろしま教育週間」において「授業公開」等の取組を実施します。 |            |

| 〔 施策 9 〕 高齢者福祉サービス・介護保険事業の充実                                                                                                                                                                          | 担当課                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 高齢者福祉及び介護保険事業の制度やサービスを周知するとともに、介護している家族だけでなく、広く地域に普及、啓発を図ります。                                                                                                                                         | 地域包括ケア推進課<br>介護保険課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                              |                    |
| <u>地域包括ケア推進課</u><br>○ 身近な場所で介護教室や介護者交流会等の家族介護支援事業を実施し、現在介護している家族だけでなく、広く地域に向けて普及、啓発を図ります。<br><u>介護保険課</u><br>○ 介護保険相談員の配置をはじめ、出前講座等の開催、介護保険の手引きや介護保険サービス事業所ガイドブックの配布、ホームページへの掲載などにより、制度やサービスの周知を図ります。 |                    |

〔 数値目標 〕

| 施策の方向                           | 成果指標                                            | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|---------------------------------|-------------------------------------------------|--------------|----------------------|
| 1 仕事と子育て・介護等の両立支援<br>(女性活躍推進計画) | ① 「職場」において男女の地位が平等だと思う市民の割合                     | 32.7%        | 50%以上                |
|                                 | ② ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる企業の割合                 | 31.8%        | 55%以上                |
|                                 | ③ 育児休業を取得した男性従業員がいる事業所の割合<br>(配偶者が出産した男性従業員のうち) | 55.8%        | 80%以上                |

【 出典 】 ①市民意識調査、②③事業所調査

## 施策の方向2 女性の活躍推進とあらゆる分野における女性の参画の推進

### (女性活躍推進計画)

本市の審議会に占める女性委員の割合は、ここ数年、国の平均を下回って推移していますが、市議会議員に占める女性の割合は、令和5（2023）年では増加に転じました。事業所等において指導的立場に占める女性の割合は、近年、大きな変動なく横ばいで推移しています。

審議会等、政策や方針決定の場における、女性の積極的な登用にに向けた取組の強化が必要であるとともに、職場や地域において、人材育成や起業への支援など、女性が活躍しやすい環境づくりが必要です。

このような課題を踏まえ、本市では、あらゆる政策や方針決定過程の場において、女性の参画の機会が充実し、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

そのため、審議会等委員や指導的立場に占める女性の登用を促進するとともに、女性に対する人材育成、職業能力開発等への支援をはじめ、地域や農業分野など、あらゆる場における女性の活躍の促進を図ります。

| 〔 施策 10 〕 <b>重点</b> 審議会等委員への女性の積極的な登用                                                                                                   | 担当課       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 政策や方針の意思決定過程に女性が参画できるよう、審議会等委員への女性の積極的な登用を促進します。                                                                                        | 人権男女共同参画課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                |           |
| <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議会等委員選定の際に事前協議を行い、女性委員の登用を促進するとともに、女性委員の参画がない審議会等の解消を図ります。</li> </ul> |           |

| 〔 施策 11 〕 <b>重点</b> 管理職への女性職員の人材育成及び積極的な登用                                                                                                                                                                             | 担当課 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 女性職員の人材育成を強化するとともに、管理職への積極的な登用を図ります。                                                                                                                                                                                   | 職員課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                               |     |
| <p><u>職員課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 育児休暇からおおむね1年未満に職場復帰した職員を対象とした、育休フォローアップや育休サポートセミナーを実施します。</li> <li>○ 外部の研修会等へ女性職員を積極的に派遣します。</li> <li>○ 「特定事業主行動計画」の目標達成状況把握のためのアンケート等、調査を実施します。</li> </ul> |     |

| 〔 施策 12 〕 職業能力開発の支援                                                                                                                                                                                                                      | 担当課                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 資格取得への支援や講座等の開催などにより、職業能力の向上を支援します。                                                                                                                                                                                                      | 人権男女共同参画課<br>産業振興課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                 |                    |
| <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <p>○ 育児休業取得中又は今後の就労を考えている人を対象に、生活設計やキャリアプランなどに関する連続講座を実施します。</p> <p><u>産業振興課</u></p> <p>○ 「東広島地域職業訓練センター」において、企業ニーズに応じた資格取得講座や技能講習、就職支援に関する事業等の実施を支援します。</p> <p>○ 「就職・訓練支援員」を配置し、就職希望者への相談や支援についてきめ細かく対応します。</p> |                    |

| 〔 施策 13 〕 <b>重点</b> 多様な働き方への支援                                                                                                                   | 担当課   |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 起業に必要な知識やノウハウを学ぶ講座の開催や相談支援により、女性起業家の育成を促進します。                                                                                                    | 産業振興課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                         |       |
| <p><u>産業振興課</u></p> <p>○ 起業に必要な知識や手続きをはじめ「創業塾」や参加者同士のコミュニティの形成を促進するイベント等を開催するほか、アイデア創出から起業に至る相談ができる場を「東広島イノベーションラボミライノ<sup>+</sup>」により提供します。</p> |       |

| 〔 施策 14 〕 働く女性に対する相談支援                                                                                           | 担当課       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 働く女性の悩みや起業等に関する相談やアドバイス、必要な情報提供を行います。                                                                            | 人権男女共同参画課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                         |           |
| <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <p>○ 産業カウンセラー、キャリアコンサルタントの資格を持つ相談員を配置し、仕事上の悩みや起業等についての相談を受け付け、適切なアドバイス、必要な情報提供を行います。</p> |           |

| 〔 施策 15 〕 農業分野における女性の活躍の促進                                                                                                                                                                                     | 担当課             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 農業法人における役員への女性の登用や女性農業者のネットワークづくりの支援、短期農作業体験の受け入れなど、農業分野への女性の参画を促進します。                                                                                                                                         | 農林水産課<br>園芸センター |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                       |                 |
| <u>農林水産課</u><br>○ 農業法人における役員への女性の登用について、継続して働き掛けます。<br>○ 女性交流会を実施し、女性農業者のネットワークづくりを支援します。<br><u>園芸センター</u><br>○ 生産講座（野菜、花き（かき）、果樹コース）を開催するとともに、新たな取組を検討します。<br>○ 短期農作業体験の受け入れを行い、就農機会の創出に努め、農業分野への女性の参画を促進します。 |                 |

| 〔 施策 16 〕 企業における男女共同参画の推進                                                                              | 担当課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 男女共同参画推進企業への優遇措置など、企業における男女共同参画の推進を支援します。                                                              | 契約課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                               |     |
| <u>契約課</u><br>○ 男女共同参画推進企業への優遇措置として、入札参加資格申請における、広島県仕事と家庭の両立支援企業に加点するとともに、総合評価の評価項目の一つとして女性技術者にも加点します。 |     |

| 〔 施策 17 〕 地域団体における女性役員の登用の促進                                                                                                                                | 担当課                 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 住民自治協議会や民生委員・児童委員に、女性役員の登用を働き掛けるなど、地域における女性の活躍を促進します。                                                                                                       | 地域づくり推進課<br>地域共生推進課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                    |                     |
| <u>地域づくり推進課</u><br>○ 住民自治協議会の役員改選や新たな人材の発掘を検討する際に、女性登用について定期的に意見交換を行い、女性役員の登用を働き掛けます。<br><u>地域共生推進課</u><br>○ 民生委員・児童委員の改選期に、民生委員児童委員協議会に対して、女性役員の登用を働き掛けます。 |                     |

[ 数値目標 ]

| 施策の方向                                      | 成果指標                         | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|--------------------------------------------|------------------------------|--------------|----------------------|
| 2 女性の活躍推進とあらゆる分野における女性の参画の推進<br>(女性活躍推進計画) | ④ 市の審議会等に占める女性委員の割合          | 27.7%        | 35%以上                |
|                                            | ⑤ 市の管理職(課長以上)に占める女性職員の割合     | 24.9%        | 30%以上                |
|                                            | ⑥ 「地域社会」において男女の地位が平等だと思う人の割合 | 23.5%        | 35%以上                |

【 出典 】 ④⑤庁内資料、⑥市民意識調査

性別にかかわらず誰もが個性と能力を十分に発揮することができる暮らしを実現するためには、多様な生き方が選択でき、職場や家庭、地域で男女が共に参画し協力し支え合う社会づくりが求められています。

女性の就業率の増加や働き方改革の気運が高まる中、誰もが健康で活躍できる環境の整備に向けて、市民の健康づくり活動や地域活動の促進が必要です。

本市の防災会議委員に占める女性委員の割合は、国の平均を下回って推移しています。近年、大きな災害が多発的に発生している現状等も踏まえ、防災分野における女性の積極的な登用は、大きな社会的課題となっています。

多様な暮らし方の実現が求められている社会的背景において、本市では、誰もが健康で、地域社会で活躍できる社会を目指します。

そのため、生涯にわたって誰もが健康で心豊かに暮らすことができるよう、多様な健康づくり施策を推進します。また、誰もが地域活動に主体的に参加できる環境づくり、特に防災分野における男女共同参画を促進します。

| 〔 施策 18 〕 ライフステージに応じた健康づくりへの支援                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p>各種健診を実施するとともに、健康づくりや食育の推進に関する情報を発信し、市民のライフステージに応じた健康づくりを支援します。</p>                                                                                                                                                                                                           | 医療保健課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                        |       |
| <p><u>医療保健課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 特定健診、基本健診、がん検診（胃・大腸・肺・子宮・乳・前立腺がん）を実施します。</li> <li>○ 産学官連携により、食生活、身体活動等について、自然に健康的な行動を取ることができるような環境づくりを推進します。</li> <li>○ 市の広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、H I V/エイズ、性感染症、薬物、飲酒、喫煙の身体に与える影響等に関する情報を発信し、普及、啓発を推進します。</li> </ul> |       |

| 〔 施策 19 〕 母子保健事業の推進                                                                                                                                                                                                                                                                            | 担当課    |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| <p>妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のない母子保健事業を推進します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                       | こども家庭課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |
| <p><u>こども家庭課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市役所内の「出産・育児サポートセンターすくすく」と、市内の「地域すくすくサポート」において、妊娠期から子育て期にかけて、伴走型相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にかけて定期的な面談や教室等を開催します。</li> <li>○ 乳児全戸家庭訪問事業を実施し、子育ての不安の解消等に努めます。</li> <li>○ 妊娠期から子育て期の個別のサポートプラン「ひがしひろしますくすくプラン」を作成し、適切な時期の支援を実施します。</li> </ul> |        |

| 〔 施策 20 〕 <b>重点</b> 男女共同参画の視点に立った防災対策                                                                                                                                                                                                | 担当課          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| <p>防災における男女共同参画の重要性を啓発するとともに、避難所の運営や女性の地域防災リーダーの養成等、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進します。</p>                                                                                                                                                     | <p>危機管理課</p> |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                             |              |
| <p><u>危機管理課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出前講座や自主防災組織等での説明会を通じて、防災における男女共同参画の重要性について啓発します。</li> <li>○ 男女共同参画の視点に立った避難所の運営を行います。</li> <li>○ 地域防災リーダーに占める女性の割合を増やすため、地域防災リーダー養成講座受講者に女性も推薦してもらうよう働き掛けます。</li> </ul> |              |

〔 数値目標 〕

| 施策の方向                                    | 成果指標                             | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|------------------------------------------|----------------------------------|--------------|----------------------|
| <p>3 誰もが地域で多様な暮らしを認め合い、能力を発揮できる基盤づくり</p> | <p>⑦ 1 年間に健康診断(健康診査)を受けた人の割合</p> | <p>68.1%</p> | <p>75%以上</p>         |
|                                          | <p>⑧ 初妊婦の妊娠期サービスの利用割合</p>        | <p>73.4%</p> | <p>90%</p>           |
|                                          | <p>⑨ 地域防災リーダーに占める女性の割合</p>       | <p>16%</p>   | <p>30%</p>           |

【 出典 】 ⑦⑧⑨庁内資料

## 領域Ⅱ 男女の平等感

### 施策の方向4 固定的な性別役割分担意識の解消

家庭生活と男女の役割について「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に代表される、いわゆる固定的な性別役割分担意識は依然として根強いものの、若い年齢層ほど反対意識が強く、年齢が上がるほど賛成意識が強いといった、年齢による意識差が顕著にみられます。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、世代に応じたより効果的、継続的な啓発活動の推進が必要であるとともに、このような価値観や考え方については、若い世代のときから、保護者や周りの大人の価値観によって考え方が偏ることがないように、自分で考えて選択するための環境づくりが重要です。

人権尊重の意識を踏まえた、幅広い世代に向けた固定的な性別役割分担意識の解消、性差への偏見の解消に向けた取組の充実が必要です。

男女共同参画の施策は、全て人権尊重の考え方が基盤となっています。本市では、誰もが互いの人権を認め合い、尊重し合う社会を目指します。

そのため、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、その基盤である人権を尊重した意識づくりを推進するとともに、社会通念や慣習、しきたりの見直しなど、意識の改革を促進します。

| 〔 施策 21 〕 <b>重点</b> 人権や性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進                                                                                                                                                                                                                                                                             | 担当課              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 多様な広報媒体や手段の活用、講座等の開催などにより、性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動を推進します。                                                                                                                                                                                                                                                                    | 職員課<br>人権男女共同参画課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                  |
| <p><u>職員課</u></p> <p>○ 職員を対象とした研修を活用し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な立場の市民の視点を自発的に意識するよう、啓発を推進します。</p> <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <p>○ 多様な広報媒体や手段を活用して、男女共同参画に関する啓発を推進するとともに、セミナーやイベントの開催など、市民の意識を高めるためのきっかけづくりに取り組みます。</p> <p>○ 一人一人が「個人」を尊重する意識を大切にしながら、相手を思いやり、認め合いながら人権を尊重する社会の実現に向けて、若い世代から幅広い世代に対して、あらゆる機会を通して啓発活動を推進します。</p> |                  |

| 〔 施策 22 〕 相談支援の充実                                                                                             | 担当課       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 相談支援拠点の充実をはじめ、関係機関との連携により、人権や男女共同参画に関する相談支援の充実を図ります。                                                          | 人権男女共同参画課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                      |           |
| <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <p>○ 働く女性の相談室のほか、法務局、人権擁護委員と連携し、特設人権相談を市内の各施設で実施し、相談の受け付け、適切なアドバイス、必要な情報提供等を行います。</p> |           |

〔 数値目標 〕

| 施策の方向                 | 成果指標                               | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|-----------------------|------------------------------------|--------------|----------------------|
| 4 固定的な性別役割分<br>担意識の解消 | ⑩ 「男は仕事、女は家事・育児」の考え方に<br>反対する市民の割合 | 62.4%        | 80%以上                |

【 出典 】 ⑩市民意識調査

## 施策の方向5 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画の推進にあたっては、学校での教育の充実が最も求められており、児童・生徒をはじめ、これからの本市のまちづくりを担う若い世代に向けて、男女共同参画に対する理解を深め、意識を高めるためのきっかけづくりが重要です。

学校等による教育はもとより、幅広い世代を対象として、多様な手段や機会を活用した啓発活動をはじめ、講座や講演会の開催などを通して、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消し、男女共同参画意識の醸成、理解の促進を図る必要があります。

このような課題を踏まえ、本市では、男女共同参画に関する多様な学びの場が充実し、誰もがその個性や能力を十分に発揮することができる社会を目指します。

そのため、学びの場の充実をはじめ、誰もが参加しやすいセミナーやイベント、講座や講演会等の開催など、家庭、地域、職場等あらゆる場や機会を通して、幅広い世代を対象とした多様な学習機会の充実に努めます。

| 〔 施策 23 〕 学校等教育の場における男女共同参画の推進                                                                                                                                             | 担当課              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 児童・生徒にも分かりやすい啓発活動の実施により、学校等教育の場における男女共同参画を推進します。                                                                                                                           | 人権男女共同参画課<br>指導課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                   |                  |
| <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <p>○ 幼児教育及び学校教育における男女平等教育を推進するため、児童・生徒を対象に人形劇やワークショップ等を実施します。</p> <p><u>指導課</u></p> <p>○ 各学校において、道德教育を中心に児童・生徒の発達段階に応じた指導を充実し、互いを尊重し合う意識を育みます。</p> |                  |

| 〔 施策 24 〕 <b>重点</b> 生涯学習の場における男女共同参画の理解の促進                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 担当課                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 幅広い年齢層を対象とした啓発講座の実施や事業所、団体等の支援を図り、生涯学習の場において男女共同参画の理解を促進します。                                                                                                                                                                                                                                                                       | 人権男女共同参画課<br>生涯学習課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                    |
| <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 主に無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）をテーマとした、エスポワール活動推進員による啓発講座を実施します。</li> <li>○ 家庭や地域、職場等のあらゆる場を通じて、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けて啓発活動を行います。</li> </ul> <p><u>生涯学習課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 男女共同参画をテーマとした生涯学習主催講座等を開催するとともに、幅広く参加を呼び掛けます。</li> </ul> |                    |

〔 数値目標 〕

| 施策の方向          | 成果指標                                   | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|----------------|----------------------------------------|--------------|----------------------|
| 5 男女共同参画の意識づくり | ⑪ 男女共同参画等に関する講座・講演会の参加人数               | 1,134 人      | 1,500 人以上            |
|                | ⑫ 「アンコンシャス・バイアス」という用語を「内容まで知っている」市民の割合 | 10.8%        | 50%以上                |

【 出典 】 ⑪庁内資料、⑫市民意識調査

## 領域Ⅲ 安心な暮らし

### 施策の方向6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援（DV対策基本計画）

ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害を受けたことがある人は、女性の30～40代に多くみられ、少ないながらも男性の被害者もいます。被害を受けた女性は、友人や家族に相談している人は一定程度みられるものの、公的機関に相談する人は少ない状況です。また、ハラスメントについては、半数近くの事業所において顕在化しており、パワーハラスメントとセクシュアルハラスメントの被害が多くみられます。

家庭や学校、職場等における、あらゆる暴力の根絶に向けた継続的な取組が必要です。

地域社会においては、DVやハラスメントだけではなく、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭、困難な問題を抱える女性など、様々な生活上の困難を抱える人が安心して生活できるよう、支援の拡充が必要です。

このような課題を踏まえ、本市では、あらゆる暴力を根絶し、誰一人取り残さない社会を目指します。

そのため、多様な機会や場を通して、DVやハラスメントをはじめ虐待等、あらゆる暴力の根絶に向けて意識啓発を推進し、安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭等、生活上の困難を抱える人も、安心して住み馴れた地域で暮らすことができるよう、地域で支え合う体制づくりを推進します。

| 〔 施策25 〕 あらゆる場におけるハラスメント防止対策の促進                                                                                                                                  | 担当課          |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 事業所等を対象とした研修会や職員を対象とした各種研修等により、ハラスメント防止対策を図ります。                                                                                                                  | 職員課<br>産業振興課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                         |              |
| <p><u>職員課</u></p> <p>○ 職員向けの研修において、ハラスメントに関する各種研修を取り入れるなど、より多くの職員に啓発できる体制を整えます。</p> <p><u>産業振興課</u></p> <p>○ 事業所等を対象とした、ハラスメントの防止に関する研修会を開催し、職場における啓発を促進します。</p> |              |

| 〔 施策 26 〕 あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の推進と体制の整備                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 担当課                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| <p>あらゆる暴力の根絶に向け、講座の開催や相談窓口の周知を図るとともに、虐待等に対する適切な対応に努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               | <p>人権男女共同参画課<br/>こども家庭課</p> |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                             |
| <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性に対する暴力の根絶に向けて、関係機関と連携し相談窓口の周知や啓発を推進します。</li> </ul> <p><u>こども家庭課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保育所や民生委員児童委員協議会、大学等において、児童虐待及びDVに関する出前講座等を開催し、市民や支援者に対し、児童虐待やDVの認識、相談窓口の周知を図ります。</li> <li>○ 虐待事例について、要保護児童対策地域協議会等をはじめとする関係機関と連携し、迅速できめ細かな相談に対応し、適切に支援します。</li> </ul> |                             |

| 〔 施策 27 〕 被害者の安全の確保と支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 担当課                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| <p>被害者への多様な配慮や加害者への制限など、DVやストーカー等の被害者に対する安全の確保と支援に努めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>市民課<br/>国保年金課<br/>こども家庭課<br/>住宅課<br/>学事課</p> |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                 |
| <p><u>市民課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民基本台帳事務処理要請に基づき、DVやストーカー等被害者の住民票、附票等の交付制限措置を行うとともに、改正等があったときは速やかに対応します。</li> <li>○ 市民課主導による、支援措置に関する研修会を開催し、庁内各課との連携を図ります。</li> </ul> <p><u>国保年金課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ DVやストーカー等、被害者に配慮した国民健康保険の手続きを支援します。</li> <li>○ 相談、加入支援の対応を行った全ての記録を残し、情報の共有を図ります。</li> </ul> <p><u>こども家庭課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 配偶者暴力相談支援センターを運営し、DV被害者を支援します。</li> </ul> <p><u>住宅課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市営住宅への入居にあたって、DV被害者の単身入居での申請の受付やDV被害者を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。</li> </ul> <p><u>学事課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各学校や指導課等と連携し、DVやストーカー支援該当者について、該当する学校へ通知し、情報の共有を図ります。</li> </ul> |                                                 |

| 〔 施策 28 〕 <b>重点</b> 高齢者や障がいのある人等、困難を抱える人への支援                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 担当課                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| <p>介護保険事業や高齢者福祉、障がいのある人への支援など、個別の計画に沿った多様な支援を展開します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <p>地域共生推進課<br/>障がい福祉課<br/>地域包括ケア推進課<br/>産業振興課<br/>住宅課</p> |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                                           |
| <p><u>地域共生推進課</u></p> <p>○ 「HOTけんステーション」において、様々な生活上の課題が複雑化、複合化しているなど、どこに相談したらよいか分からない方の相談に対応します。</p> <p><u>障がい福祉課</u></p> <p>○ 「子育て・障がい総合支援センター（はあとふる）」において、障害者相談支援事業の提供及び委託による地域生活支援事業を実施し、障がいのある人の生活を支援します。</p> <p><u>地域包括ケア推進課</u></p> <p>○ 各圏域の「地域包括支援センター」が高齢者に関する身近な相談に対応するとともに、基幹型地域包括支援センターが後方支援を行います。</p> <p>○ 医療、介護、福祉などの関係機関と連携し、介護予防ケアマネジメント業務、権利擁護支援業務など高齢者の暮らしを総合的にサポートします。</p> <p><u>産業振興課</u></p> <p>○ 障がいのある人が、地域で自立した生活を送ることができるよう、合同企業面接会を実施し、就労支援を行います。</p> <p><u>住宅課</u></p> <p>○ 市営住宅への入居にあたって、障がいのある人の単身入居の申請の受付、障がいのある人を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。</p> |                                                           |

| 〔 施策 29 〕 ひとり親家庭や生活困窮にある人への支援の充実                                                                                                                                                                                                                                | 担当課                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| <p>児童扶養手当受給者を対象とした各種支援等、ひとり親家庭や生活困窮にある人への、誰一人取り残さない支援の充実を図ります。</p>                                                                                                                                                                                              | <p>地域共生推進課<br/>こども家庭課<br/>住宅課</p> |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                        |                                   |
| <p><u>地域共生推進課</u></p> <p>○ 「生活支援センター」において「仕事が見つからない」「家賃を払えない」「住むところがない」などの生活上の相談に対応します。</p> <p><u>こども家庭課</u></p> <p>○ 児童扶養手当受給者を対象に、自立支援教育訓練費の支給、母子・父子自立支援プログラム策定員によるプログラム策定支援等を行います。</p> <p><u>住宅課</u></p> <p>○ 市営住宅への入居にあたって、ひとり親家庭を抽選配慮世帯とするといった配慮を行います。</p> |                                   |

[ 数値目標 ]

| 施策の方向                                 | 成果指標                                     | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|---------------------------------------|------------------------------------------|--------------|----------------------|
| 6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援<br>(DV対策基本計画) | ⑬ ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害を自分が受けたことがある市民の割合 | 9.5%         | 5%以下                 |
|                                       | ⑭ 配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない市民の割合       | 16.7%        | 10%以下                |

【 出典 】 ⑬⑭市民意識調査

「LGBTQ+」については、大半の市民にその用語は浸透していますが、内容まで知っている人の割合は年齢によって差が大きく、若い人はよく知っているものの、年齢が上がるほどその割合が低下する傾向にあります。また「LGBTQ+」をめぐる問題を社会的課題として受け止めている人は、用語の認知者やセミナー、イベント等への参加者ほど多い傾向にあります。

LGBTQ+の人は、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の在り方が少数派であるため、周りの人の誤った認識や偏った考え方から、様々な困難に直面している現状があります。誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、幅広い世代への周知と啓発を推進し、正しい理解を促進する必要があります。

本市の外国人市民数は、増加で推移しており、その人口規模は県内でも上位にあります。働き方やライフスタイルについて、国際化に柔軟に対応できるよう、多文化共生社会の実現に向けたまちづくりの必要性が高まっています。

このような課題を踏まえ、本市では、多様な性の考え方をはじめ、言語や文化の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らすことができる社会を目指します。

そのため、お互いに認め合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、多様な性や多文化共生について、正しい理解を促進し、共生社会の実現に向けた取組を強化します。

| 〔 施策 30 〕 <b>重点</b> 性の多様性に関する理解の促進と啓発の推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 担当課                                        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| <p>多様な媒体や場の活用などにより、性の多様性について理解を促進するとともに、小・中学校における、発達段階に応じた性に関する指導の充実を図ります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | <p>職員課<br/>人権男女共同参画課<br/>指導課<br/>生涯学習課</p> |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                            |
| <p><u>職員課</u></p> <p>○ 職員を対象とした研修を活用し、性の多様性に関する理解を促進するとともに、市民への配慮を促進します。</p> <p><u>人権男女共同参画課</u></p> <p>○ 「L G B T Q +」や「東広島市パートナーシップ宣誓制度」といった用語の周知をはじめ、性の多様性に関して誤った認識や偏った考え方を持つことがないよう、市の広報紙やホームページ等を通して、幅広い年齢層に対して正しい理解を促進します。</p> <p><u>指導課</u></p> <p>○ 各学校において、校則の見直しや男女混合名簿の導入などの取組を進めます。</p> <p><u>生涯学習課</u></p> <p>○ 性の多様性をテーマとした研修会や生涯学習主催講座等を開催するとともに、幅広く参加を呼び掛けます。</p> |                                            |

| 〔 施策 31 〕 多文化共生意識の醸成と国際交流の促進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 担当課                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 多様なイベントや交流事業等により、市民の多文化共生意識を醸成するとともに、外国人市民との交流など、国際交流を推進します。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 市民生活課<br>教育総務課<br>指導課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                       |
| <p><u>市民生活課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本市に立地する国際交流機関や大学をはじめ、地域との協働により外国人市民の地域参画につながる交流事業を実施します。</li> <li>○ 出前講座等を通じ、地域において「やさしい日本語」講座を実施し、多文化共生に関する啓発を行います。</li> <li>○ ひろしま国際プラザ多文化共生事業等を通じて、相互理解を促進します。</li> </ul> <p><u>教育総務課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中国徳陽市とオンラインによる教育交流を進め、より多くのこどもが継続的に交流の機会を持てるよう努めます。</li> <li>○ 児童・生徒に対して、中国徳陽市との外国語での交流を通して、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成します。</li> </ul> <p><u>指導課</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小学校外国語活動の授業に、外国人留学生等を派遣するとともに、大学と連携し、留学生生活用の枠組みを整えます。</li> <li>○ 多文化共生意識の醸成を図るため、視覚的な教材を活用する等、授業内容の工夫に努めます。</li> </ul> |                       |

〔 数値目標 〕

| 施策の方向           | 成果指標                                       | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|-----------------|--------------------------------------------|--------------|----------------------|
| 7 多様性を認め合う意識づくり | ⑮ 「LGBTQ+」という用語を「内容まで知っている」市民の割合           | 40.0%        | 70%以上                |
|                 | ⑯ 「東広島市パートナーシップ宣誓制度」という用語を「内容まで知っている」市民の割合 | 4.5%         | 20%以上                |
|                 | ⑰ 国際交流活動参加者（市が関係するもの）の満足度の割合               | —            | 80%                  |

【 出典 】 ⑮⑯市民意識調査、⑰庁内資料

## 領域Ⅳ 計画の推進

### 施策の方向 8 推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、講座や講演会、研修会の開催など、多様な手段による啓発活動をはじめ、学校教育や商工労働部門、福祉部門など、市政のあらゆる関連施策を横断的に実行していく必要があるとともに、行政と事業所や関係団体等が協働して取り組むことが重要です。

本市の男女共同参画推進の活動拠点である「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」を利用したことがある人は、現状では少ない状況です。名称を知っている人を合わせても、およそ5人に1人の割合となっています。男女共同参画社会という用語の認知が増加傾向にある中「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」の利用を促進し、より多くの市民に活用を促進する必要があります。

男女共同参画の取組が進展し、性別にかかわらず、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

そのため、施策の推進体制を強化するとともに、職員は市民に率先して本計画の施策を積極的に推進する体制の充実を図ります。

| 〔 施策 32 〕 庁内推進体制の充実                                                                                                                                                 | 担当課 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 本計画を効果的、計画的に推進するため、施策の全庁的な推進と進行管理を行うほか、市内の事業所や関連団体等との連携の強化を図ります。                                                                                                    | 全部局 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                            |     |
| <u>全部局（事務局は人権男女共同参画課）</u><br>○ 関係部局との連携及び総合的な調整を行うとともに、施策の全庁的な推進と進行の管理を行います。<br>○ 本計画を効果的、計画的に推進するため、国や広島県をはじめ、他の自治体の関連情報等を適宜、的確に把握するとともに、市内の事業所や関連団体等との連携の強化を図ります。 |     |

| 〔 施策 33 〕 職員の意識の醸成                                                                                                    | 担当課 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 全ての職員が男女共同参画の視点を持って職務を遂行できるよう、様々な研修の機会等を通して、職員の意識の醸成を図ります。                                                            | 全部局 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                              |     |
| <u>全部局（事務局は人権男女共同参画課）</u><br>○ 本計画を庁内横断的に推進するために、全ての職員が男女共同参画の視点を持って職務を遂行できるよう、男女共同参画に関する様々な研修の機会等を通して、職員の意識の醸成を図ります。 |     |

| 〔 施策 34 〕 <b>重点</b> エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）の機能の充実                                                                               | 担当課       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| セミナーやイベント、講座等の開催をはじめ、各種相談支援事業の実施など、男女共同参画拠点の機能を強化します。                                                                         | 人権男女共同参画課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                      |           |
| <u>人権男女共同参画課</u><br>○ 本市の男女共同参画推進の活動拠点である「エスポワール（東広島市男女共同参画推進室）」において、セミナーやイベント、講座や講演会、研修会の開催をはじめ、各種相談支援事業など、拠点としての機能の充実を図ります。 |           |

| 〔 施策 35 〕 東広島市男女共同参画推進審議会等の意見反映                                                                                            | 担当課       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 学識経験者や各種団体、組織の代表者、市民によって構成される「東広島市男女共同参画推進審議会」において、進捗の評価や施策への意見の反映により、男女共同参画の取組の充実を図ります。                                   | 人権男女共同参画課 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                   |           |
| <u>人権男女共同参画課</u><br>○ 「東広島市男女共同参画推進審議会」において、施策の進捗状況を報告し、その評価を受けるとともに、審議会委員からの意見や提言を十分に尊重しながら施策への反映を図り、男女共同参画の推進の強化に取り組めます。 |           |

| 〔 施策 36 〕 適切な事業進行管理                                                                                                                                                                      | 担当課 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 男女共同参画に関連する施策を着実に推進するため、適切な事業進行管理を行うとともに、市民の意見や提案の本計画への反映に努めます。                                                                                                                          | 全部局 |
| 〔 主な取組 〕                                                                                                                                                                                 |     |
| <p>全部局（事務局は人権男女共同参画課）</p> <p>○ 男女共同参画に関連する施策を着実に推進するため、計画（PLAN）、実行（DO）、点検・評価（CHECK）、改善（ACTION）に基づく進行管理（PDCAサイクル）を行います。また、国や広島県の取組との整合や市民等を対象としたアンケート調査等の実施により、市民の意見や提案の本計画への反映に努めます。</p> |     |

〔 数値目標 〕

| 施策の方向     | 成果指標                | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|-----------|---------------------|--------------|----------------------|
| 8 推進体制の充実 | ⑮ エスポワールの認知率        | 19.2%        | 30%以上                |
|           | ⑯ セミナーやイベント等への参加経験者 | 3.5%         | 25%以上                |

【 出典 】 ⑮⑯市民意識調査

## 第5章 資料編

### 【1】策定経過

| 期 日                     | 項 目                                         | 内 容                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和5（2023）年度             |                                             |                                                                                                                                                                                                                  |
| 令和5（2023）年<br>10月3日（火）  | 令和5年度<br>第1回 東広島市男女共同<br>参画推進審議会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東広島市審議会等委員への女性登用状況について</li> <li>・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（きらきらプラン）の取組状況について</li> <li>・ 男女共同参画推進事業の取組状況について</li> <li>・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定に係る市民意識調査等について</li> </ul>    |
| 令和5（2023）年<br>11月～12月   | 市民意識調査及び事業所調査                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民2,000人、事業所200件を対象に調査を実施</li> </ul>                                                                                                                                    |
| 令和6（2024）年<br>3月26日（火）  | 令和5年度<br>第2回 東広島市男女共同<br>参画推進審議会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会長・副会長の選出</li> <li>・ 令和5年度男女共同参画推進事業の後期取組状況及び令和6年度取組予定</li> <li>・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定に係る市民意識調査結果等について</li> <li>・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定について</li> </ul>     |
| 令和6（2024）年度             |                                             |                                                                                                                                                                                                                  |
| 令和6（2024）年<br>5月        | 男女共同参画に関する関係<br>団体調査                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内の関係団体や事業所等を対象に、男女共同参画の推進に係る意見を伺う調査を実施</li> </ul>                                                                                                                      |
| 令和6（2024）年<br>8月8日（木）   | 諮問<br>第3次東広島市男女共同参<br>画推進計画（後期実施計画）<br>について | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市長から東広島市男女共同参画推進審議会へ諮問</li> </ul>                                                                                                                                       |
| 令和6（2024）年<br>8月8日（木）   | 令和6年度<br>第1回 東広島市男女共同<br>参画推進審議会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東広島市審議会等委員への女性登用状況について</li> <li>・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（きらきらプラン）の取組状況について</li> <li>・ 男女共同参画に関する関係団体調査報告について</li> <li>・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定に係る計画骨子（案）について</li> </ul> |
| 令和6（2024）年<br>10月10日（木） | 令和6年度<br>第2回 東広島市男女共同<br>参画推進審議会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）きらきらプラン（素案）について</li> </ul>                                                                                                                     |

| 期 日                        | 項 目                                           | 内 容                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------------|-----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 6（2024）年<br>11 月～12 月   | パブリックコメント<br>（意見公募）                           | ・ 第 3 次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）きらきらプランについて意見公募                                                                                                                                                                                                     |
| 令和 7（2025）年<br>1 月 29 日（水） | 令和 6 年度<br>第 3 回 東広島市男女共同<br>参画推進審議会          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 3 次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）パブリックコメントの対応について</li> <li>・ 第 3 次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）最終案の確認について</li> <li>・ 第 3 次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）概要版等について</li> <li>・ 第 3 次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画）策定（答申）について</li> </ul> |
| 令和 7（2025）年<br>3 月 4 日（火）  | 答申<br>第 3 次東広島市男女共同参<br>画推進計画（後期実施計画）<br>について | ・ 東広島市男女共同参画推進審議会から市長へ<br>答申                                                                                                                                                                                                                     |

## 【2】東広島市男女共同参画推進審議会委員名簿

| No | 委員名   | 現職等                                 | 備考  |
|----|-------|-------------------------------------|-----|
| 1  | 市場 一也 | 東広島市教育委員会 教育長                       |     |
| 2  | 大久保 武 | シャープ株式会社 通信事業本部<br>経営管理統轄部 総務部 人事課長 |     |
| 3  | 小坂 哲也 | 元広島国際大学 健康科学部<br>医療福祉学科 教授          | 副会長 |
| 4  | 財満 俊子 | 東広島市農業委員会<br>農地利用最適化推進委員            |     |
| 5  | 坂田 桐子 | 広島大学大学院 人間社会科学研究科<br>教授             | 会長  |
| 6  | 坂本 公子 | 男女共同参画まちづくり パンセの会<br>代表             |     |
| 7  | 住田 公恵 | エスポワール登録団体「森のゆりかご」<br>代表            |     |
| 8  | 高橋 秀子 | 自治組織「you 愛 sun こうち」<br>副会長          |     |
| 9  | 藤本 千里 | 清水ヶ丘高等学校 看護専攻科<br>非常勤講師             |     |
| 10 | 前延 国治 | 東広島市 副市長                            |     |
| 11 | 山平 貴宏 | 連合賀茂豊田地域協議会 副議長                     |     |

令和7（2025）年3月現在・50音順・敬称略

### 【3】数値目標一覧

| 施策の方向                                              | 成果指標                                                | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|----------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|--------------|----------------------|
| 1 仕事と子育て・介護等<br>の両立支援<br>(女性活躍推進計画)                | ① 「職場」において男女の地位が平等だ<br>と思う市民の割合                     | 32.7%        | 50%以上                |
|                                                    | ② ワーク・ライフ・バランスに積極的に取<br>り組んでいる企業の割合                 | 31.8%        | 55%以上                |
|                                                    | ③ 育児休業を取得した男性従業員がいる<br>事業所の割合<br>(配偶者が出産した男性従業員のうち) | 55.8%        | 80%以上                |
| 2 女性の活躍推進とあ<br>らゆる分野における<br>女性の参画の推進<br>(女性活躍推進計画) | ④ 市の審議会等に占める女性委員の割合                                 | 27.7%        | 35%以上                |
|                                                    | ⑤ 市の管理職(課長以上)に占める女性職<br>員の割合                        | 24.9%        | 30%以上                |
|                                                    | ⑥ 「地域社会」において男女の地位が平等<br>だと思う人の割合                    | 23.5%        | 35%以上                |
| 3 誰もが地域で多様な<br>暮らしを認め合い、<br>能力を発揮できる基<br>盤づくり      | ⑦ 1 年間に健康診断(健康診査)を受けた<br>人の割合                       | 68.1%        | 75%以上                |
|                                                    | ⑧ 初妊婦の妊娠期サービスの利用割合                                  | 73.4%        | 90%                  |
|                                                    | ⑨ 地域防災リーダーに占める女性の割合                                 | 16%          | 30%                  |
| 4 固定的な性別役割分<br>担意識の解消                              | ⑩ 「男は仕事、女は家事・育児」の考え方<br>に反対する市民の割合                  | 62.4%        | 80%以上                |
| 5 男女共同参画の意識<br>づくり                                 | ⑪ 男女共同参画等に関する講座・講演会<br>の参加人数                        | 1,134 人      | 1,500 人<br>以上        |
|                                                    | ⑫ 「アンコンシャス・バイアス」という用<br>語を「内容まで知っている」市民の割合          | 10.8%        | 50%以上                |

【出典】①⑥⑩⑫市民意識調査、②③事業所調査、④⑤⑦⑧⑨⑪庁内資料

| 施策の方向                                 | 成果指標                                       | 現状値<br>(策定時) | 目標値<br>(次期計画<br>策定時) |
|---------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|----------------------|
| 6 暴力や貧困など、様々な困難を抱える人の支援<br>(DV対策基本計画) | ⑬ ドメスティック・バイオレンス(DV)の被害を自分が受けたことがある市民の割合   | 9.5%         | 5%以下                 |
|                                       | ⑭ 配偶者や恋人からの暴力について相談できる窓口を知らない市民の割合         | 16.7%        | 10%以下                |
| 7 多様性を認め合う意識づくり                       | ⑮ 「LGBTQ+」という用語を「内容まで知っている」市民の割合           | 40.0%        | 70%以上                |
|                                       | ⑯ 「東広島市パートナーシップ宣誓制度」という用語を「内容まで知っている」市民の割合 | 4.5%         | 20%以上                |
|                                       | ⑰ 国際交流活動参加者(市が関係するもの)の満足度の割合               | —            | 80%                  |
| 8 推進体制の充実                             | ⑱ エスポワールの認知率                               | 19.2%        | 30%以上                |
|                                       | ⑲ セミナーやイベント等への参加経験者                        | 3.5%         | 25%以上                |

【出典】⑬⑭⑮⑯⑰市民意識調査、⑱庁内資料

#### 【4】男女共同参画のあゆみ

|                   |                                                          | 国際機関等                                                                            | 国                                                              | 広島県                                                                                        | 東広島市                                                                             |
|-------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 50 年<br>(1975) |                                                          | ・国際婦人年世界会議開催<br>(メキシコシティ)<br>・「世界行動計画」採択                                         | ・総理府に「婦人問題企画推<br>進本部」、「婦人問題担当<br>室」設置                          |                                                                                            |                                                                                  |
| 昭和 52 年<br>(1977) | 国<br>連<br>婦<br>人<br>の<br>十<br>年<br><br>1976<br>→<br>1985 |                                                                                  | ・「国内行動計画」策定                                                    | ・女性行政の窓口を青少年<br>婦人対策室に設置<br>・「婦人問題行政連絡協議<br>会」設置                                           |                                                                                  |
| 昭和 54 年<br>(1979) |                                                          | ・「女子差別撤廃条約」採択<br>(第 34 回国連総会)                                                    |                                                                | ・青少年婦人対策室を青少<br>年婦人課に組織改正<br>・「広島県婦人対策推進会<br>議」設置                                          |                                                                                  |
| 昭和 55 年<br>(1980) |                                                          | ・「国連婦人の十年」中間年<br>世界会議開催(コペンハー<br>ゲン)<br>・「国連婦人の十年後半期行<br>動プログラム」採択               | ・「女子差別撤廃条約」署名                                                  | ・推進会議「広島県の婦人の<br>地位向上と社会参加を進<br>めるための提言」提出                                                 |                                                                                  |
| 昭和 56 年<br>(1981) |                                                          | ・「女子差別撤廃条約」発効                                                                    | ・「国内行動計画後期重点目<br>標」策定                                          |                                                                                            |                                                                                  |
| 昭和 57 年<br>(1982) |                                                          |                                                                                  |                                                                | ・広島県新長期総合計画に<br>「婦人の地位向上と社会参<br>加の促進」の項目設定                                                 |                                                                                  |
| 昭和 60 年<br>(1985) |                                                          | ・「国連婦人の十年」最終年<br>世界会議開催(ナイロビ)<br>・「(西暦 2000 年に向けた)<br>婦人の地位向上のためのナ<br>イロビ将来戦略」採択 | ・「国籍法」改定<br>・「男女雇用機会均等法」公<br>布<br>・「女子差別撤廃条約」批准<br>・「労働者派遣法」公布 |                                                                                            |                                                                                  |
| 昭和 61 年<br>(1986) |                                                          |                                                                                  | ・「男女雇用機会均等法」施<br>行<br>・「労働者派遣法」施行                              | ・広島県発展計画に「婦人対<br>策の推進」の項目設定<br>・婦人総合センター基本構想<br>発表<br>・「広島県婦人対策推進懇話<br>会」設置                |                                                                                  |
| 昭和 62 年<br>(1987) |                                                          |                                                                                  | ・「西暦 2000 年に向けての<br>新国内行動計画」策定                                 |                                                                                            | ・「東広島市婦人組織連絡協<br>議会」設置                                                           |
| 昭和 63 年<br>(1988) |                                                          |                                                                                  |                                                                | ・懇話会「婦人対策推進のた<br>めに～男女共同参加型社<br>会システムへの転換～」提<br>出<br>・「広島県女性プラン」策定<br>・「財団法人広島県女性会<br>議」設立 | ・「東広島市婦人対策懇話<br>会」設置                                                             |
| 平成元年<br>(1989)    |                                                          |                                                                                  |                                                                | ・広島県婦人総合センター<br>「エソール広島」開館                                                                 |                                                                                  |
| 平成 2 年<br>(1990)  |                                                          | ・国連経済社会理事会「婦人<br>の地位向上のためのナイロ<br>ビ将来戦略に関する第 1 回<br>見直しと評価に伴う勧告及<br>び結論」採択        |                                                                |                                                                                            | ・懇話会「東広島市婦人対策<br>推進への提言」提出<br>・「東広島市婦人対策基本計<br>画策定委員会(東広島市<br>女性プラン策定委員会)」<br>設置 |
| 平成 3 年<br>(1991)  |                                                          |                                                                                  | ・「西暦 2000 年に向けての<br>新国内行動計画(第一次<br>改定)」策定<br>・「育児休業法」公布        | ・青少年婦人課を青少年女<br>性課に組織改正<br>・「広島県女性対策推進懇話<br>会」設置                                           | ・「東広島女性プラン」策定                                                                    |
| 平成 4 年<br>(1992)  |                                                          |                                                                                  | ・「育児休業法」施行                                                     | ・懇話会「男女共同参画型社<br>会の構築を目指して」提言<br>・「広島県女性プラン(第一次<br>改定)」策定                                  | ・「エスポワール(東広島市女<br>性計画推進室 21)」設置<br>・「東広島市婦人組織連絡協<br>議会」を「東広島女性会議」<br>に組織改正       |
| 平成 5 年<br>(1993)  |                                                          |                                                                                  | ・「パートタイム労働法」公布・<br>施行                                          |                                                                                            |                                                                                  |
| 平成 6 年<br>(1994)  |                                                          |                                                                                  | ・総理府に「男女共同参画<br>室」設置<br>・「男女共同参画推進本部」<br>設置                    | ・「広島県婦人総合センター」<br>を「広島県女性総合セン<br>ター」に名称変更                                                  | ・社会課青少年女性係設置                                                                     |

|                   | 国際機関等                                                    | 国                                                                                                                                | 広島県                                                                                                               | 東広島市                                                                                                                                                                                                 |
|-------------------|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 7 年<br>(1995)  | ・第 4 回世界女性会議及び<br>NGO フォーラム開催(北京)<br>・「北京宣言及び行動綱領」<br>採択 | ・「育児休業法」の改正、「育<br>児・介護休業法」公布<br>・ILO156 号条約(家族的責<br>任を有する労働者条約)批<br>准                                                            |                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                      |
| 平成 8 年<br>(1996)  |                                                          | ・「男女共同参画 2000 年プ<br>ラン」策定                                                                                                        |                                                                                                                   | ・行動計画推進状況調査並<br>びに実施計画作成<br>・社会課青少年女性係を市<br>民生活課女性政策係に組<br>織改正<br>・「東広島市男女共同参画推<br>進会議」設置<br>・「東広島市男女共同参画推<br>進懇話会」設置                                                                                |
| 平成 9 年<br>(1997)  |                                                          | ・「男女雇用機会均等法」の<br>改正<br>・「育児・介護休業法」の改正                                                                                            |                                                                                                                   | ・「エスポワール(東広島市女<br>性計画推進室 21)」設置及<br>び管理規則制定<br>・「エスポワール活動推進員」<br>設置<br>・「男女共同参画社会づくりモ<br>デル市町村事業」実施(平<br>成 10 年まで 2 年間)<br>・「東広島市男女共同参画の<br>まちづくり実行委員会」設置<br>・「東広島市男女共同参画の<br>まちづくりに関する市民意識<br>調査」実施 |
| 平成 10 年<br>(1998) |                                                          |                                                                                                                                  | ・懇話会「21 世紀への男女<br>共同参画社会づくりのため<br>に」提言<br>・「広島県男女共同参画プラン」策定<br>・「広島県男女共同参画推進<br>本部」設置                             |                                                                                                                                                                                                      |
| 平成 11 年<br>(1999) |                                                          | ・「(改正)男女雇用機会均等<br>法」施行<br>・「(改正)育児・介護休業法」<br>施行<br>・「男女共同参画社会基本<br>法」公布、施行                                                       | ・「広島県男女共同参画懇話<br>会」設置                                                                                             | ・懇話会「東広島市における<br>男女共同参画社会の実現<br>に向けて」提言<br>・市民生活課男女共同参画<br>係に係名変更                                                                                                                                    |
| 平成 12 年<br>(2000) | ・女性 2000 年会議開催<br>(ニューヨーク)<br>・「政治宣言」、「成果文書」<br>採択       | ・「ストーカー規制法」公布<br>・「男女共同参画基本計画」<br>策定                                                                                             |                                                                                                                   | ・「東広島市男女共同参画推<br>進計画」策定                                                                                                                                                                              |
| 平成 13 年<br>(2001) |                                                          | ・中央省庁再編により、内閣<br>府に「男女共同参画局」設<br>置<br>・「男女共同参画会議」設置<br>・「DV防止法」公布、施行<br>・「育児・介護休業法」の改<br>正、一部施行(育児休業の<br>取得等を理由とする不利益<br>取扱い禁止等) | ・青少年女性課を男女共同<br>参画推進室に組織改正<br>・懇話会「男女共同参画に関<br>する条例制定に向けての基<br>本的な考え方について」提<br>言<br>・「広島県男女共同参画推進<br>条例」公布        |                                                                                                                                                                                                      |
| 平成 14 年<br>(2002) |                                                          | ・「(改正)育児・介護休業法」<br>全面施行                                                                                                          | ・「広島県男女共同参画推進<br>条例」施行<br>・「広島県男女共同参画審議<br>会」設置<br>・審議会に「広島県男女共同<br>参画の推進に関する基本<br>的な計画に盛り込むべき事<br>項」諮問<br>・審議会答申 | ・「東広島市男女共同参画の<br>まちづくりに関する市民意識<br>調査」実施<br>・市民生活課男女共同参画<br>係を人権推進課男女共同<br>参画係に組織改正                                                                                                                   |
| 平成 15 年<br>(2003) |                                                          | ・「次世代育成支援対策推進<br>法」公布、施行<br>・「少子化社会対策基本法」<br>公布                                                                                  | ・「広島県男女共同参画基本<br>計画」策定                                                                                            |                                                                                                                                                                                                      |

|                   | 国際機関等                                                                                             | 国                                                                                                         | 広島県                                                                                           | 東広島市                                                                                  |
|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 16 年<br>(2004) |                                                                                                   | ・「DV防止法」改正<br>・「(改正)配偶者暴力防止法」施行<br>・「育児・介護休業法」の改正                                                         |                                                                                               |                                                                                       |
| 平成 17 年<br>(2005) | ・北京+10(第 49 回国連婦人の地位委員会)開催<br>・宣言文採択(「北京宣言及び行動綱領」・「女性 2000 年会議成果文書」の再確認、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める) | ・「(改正)育児・介護休業法」施行<br>・「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定                                                               | ・「広島県男女共同参画審議会」に「広島県男女共同参画基本計画(改定)」に盛り込むべき事項」諮問<br>・審議会答申                                     | ・「男女共同参画まちづくりに関する市民意識調査」実施(合併町)                                                       |
| 平成 18 年<br>(2006) |                                                                                                   | ・「男女雇用機会均等法」の改正                                                                                           | ・「広島県男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定<br>・男女共同参画推進室を人権・男女共同参画室に組織改正<br>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定   | ・「東広島市男女共同参画推進計画」第 2 期実施計画策定                                                          |
| 平成 19 年<br>(2007) |                                                                                                   | ・「(改正)男女雇用機会均等法」施行<br>・「パートタイム労働法」の改正<br>・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定<br>・「DV防止法」改正 |                                                                                               |                                                                                       |
| 平成 20 年<br>(2008) |                                                                                                   | ・「(改正)配偶者暴力防止法」施行<br>・「(改正)パートタイム労働法」施行<br>・「次世代育成支援対策推進法」の改正                                             | ・人権・男女共同参画室を人権男女共同参画課に組織改正                                                                    | ・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施                                                             |
| 平成 21 年<br>(2009) |                                                                                                   |                                                                                                           |                                                                                               | ・懇話会に「第 2 次東広島市男女共同参画推進計画策定に向けた東広島市の男女共同参画の推進に関する施策について」諮問                            |
| 平成 22 年<br>(2010) | ・第 54 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)開催(ニューヨーク)                                                        | ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定<br>・「男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定                             | ・審議会に「広島県男女共同参画基本計画(第 3 次)」に盛り込むべき事項」諮問<br>・審議会答申                                             | ・懇話会「第 2 次東広島市男女共同参画推進計画策定に向けた東広島市の男女共同参画の推進に関する施策について」提言<br>・「第 2 次東広島市男女共同参画推進計画」策定 |
| 平成 23 年<br>(2011) | ・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」正式発足                                                      | ・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行                                                                                     | ・「広島県男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定<br>・「広島県男女共同参画施策推進協議会」設置<br>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画(第 2 次)」策定 | ・人権推進課男女共同参画係を人権推進課人権推進係に組織改正                                                         |
| 平成 24 年<br>(2012) | ・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択                                               | ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定                                                                                  |                                                                                               |                                                                                       |
| 平成 25 年<br>(2013) |                                                                                                   | ・若者・女性活躍推進フォーラム提言<br>・「DV防止法」改正                                                                           | ・(財)広島県女性会議が(公財)広島県男女共同参画財団に移行                                                                | ・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査」実施                                                             |
| 平成 26 年<br>(2014) | ・第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択                                               | ・「(改正)次世代育成支援対策推進法」施行                                                                                     |                                                                                               |                                                                                       |

|                   | 国際機関等                                                            | 国                                                                                                                                                  | 広島県                                                                             | 東広島市                                                                                                  |
|-------------------|------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成 27 年<br>(2015) | ・第 59 回国連婦人の地位委員会(国連「北京+20」記念会合)開催(ニューヨーク)<br>・「国連持続可能な開発サミット」開催 | ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」成立<br>・「男女共同参画基本計画(第 4 次)」策定                                                                                              | ・審議会に「広島県男女共同参画基本計画(第 4 次)」に盛り込むべき事項」諮問                                         | ・「第 2 次東広島市男女共同参画推進計画 第 2 期実施計画(平成 27 年度～平成 31 年度)」策定<br>・「東広島市男女共同参画推進懇話会」廃止<br>・「東広島市男女共同参画推進審議会」設置 |
| 平成 28 年<br>(2016) |                                                                  | ・「育児・介護休業法」改正<br>・「男女雇用機会均等法」改正                                                                                                                    | ・審議会答申<br>・「広島県男女共同参画基本計画(第 4 次)」策定<br>・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第 3 次)」策定 | ・人権推進課人権推進係を人権男女共同参画課人権男女共同参画係に組織改正                                                                   |
| 平成 29 年<br>(2017) |                                                                  | ・「(改正)男女雇用機会均等法」施行                                                                                                                                 |                                                                                 |                                                                                                       |
| 平成 30 年<br>(2018) |                                                                  | ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行<br>・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」公布                                                                                    | ・広島県女性総合センター「エソール広島」移転                                                          | ・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所アンケート調査」実施                                                                  |
| 令和元年<br>(2019)    |                                                                  | ・「女性活躍推進法の一部を改正する法律」公布<br>・「DV防止法」改正<br>・「育児・介護休業法」改正                                                                                              |                                                                                 |                                                                                                       |
| 令和2年<br>(2020)    | ・第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合(ニューヨーク)                             | ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定<br>・「パートタイム・有期雇用労働法」改正<br>・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定                                                                        |                                                                                 | ・「第3次東広島市男女共同参画推進計画(前期実施計画)」策定                                                                        |
| 令和3年<br>(2021)    |                                                                  | ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正<br>・「育児・介護休業法」改正<br>・「ストーカー規制法」改正                                                                                     | ・「わたらしい生き方応援プランひろしま(広島県男女共同参画基本計画(第 5 次))」策定<br>・「ひろしまDV防止・被害者支援計画(第 4 次)」策定    |                                                                                                       |
| 令和4年<br>(2022)    |                                                                  | ・「育児・介護休業法」改正                                                                                                                                      |                                                                                 |                                                                                                       |
| 令和5年<br>(2023)    |                                                                  | ・「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023(女性版骨太の方針 2023)」閣議決定<br>・「改正女性活躍推進法」施行<br>・「刑法」「刑事訴訟法」改正<br>・「DV防止法」改正<br>・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布、施行 |                                                                                 | ・「東広島市男女共同参画に関する市民意識調査・事業所調査」実施                                                                       |
| 令和6年<br>(2024)    |                                                                  | ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行                                                                                                                         |                                                                                 |                                                                                                       |
| 令和7年<br>(2025)    |                                                                  |                                                                                                                                                    |                                                                                 | ・「第3次東広島市男女共同参画推進計画(後期実施計画)」策定                                                                        |

## 【5】SDGs目標一覧



### 貧困

あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



### 飢餓

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



### 保健

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



### 教育

すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



### ジェンダー

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う



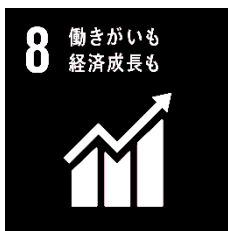
### 水・衛生

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



### エネルギー

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



### 経済成長と雇用

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



### インフラ、産業化、イノベーション

強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



### 不平等

国内及び各国家間の不平等を是正する



### 持続可能な都市

包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



### 持続可能な消費と生産

持続可能な消費生産形態を確保する



### 気候変動

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



### 海洋資源

持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



### 陸上資源

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



### 平和

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



### 実施手段

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

本計画においては、SDGsが掲げるゴールのうち、特に5番目の「ジェンダー平等を実現しよう」をはじめ、以下の目標に力を入れて施策を推進します。



## 【6】用語解説（五十音順）

| 用 語                   | 説 明                                                                                                                                                                                                          |
|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【あ行】                  |                                                                                                                                                                                                              |
| I o T                 | Internet of Things の略で、パソコンやスマートフォンなどの情報機器が接続しているインターネットに、産業用機器や自動車、家電製品等の「モノ」をつなぐことにより、機器の遠隔操作など、多様な付加価値を生む技術のこと。                                                                                           |
| アンコンシャス・バイアス          | 無意識の偏ったものの見方、思い込みのこと。例えば「男の子だから黒いランドセル、女の子だから赤いランドセルがよい」「女性は文系、男性は理系」「年をとると頑固になる」といった偏った思い込みのこと。                                                                                                             |
| 育児・介護休業法              | 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」の略称のこと。                                                                                                                                                       |
| 育児休業・介護休業制度           | 子育てや介護など、時間的制約を抱えている時期の労働者の仕事と家庭の両立支援を進めるための制度のこと。                                                                                                                                                           |
| A I                   | Artificial Intelligence の略で「人工知能」と訳される。コンピュータが大量、多様なデータを分析し、人間の脳でしかできなかったような高度で知的な作業を、人工的なプログラムにより行えるようにした技術のこと。                                                                                             |
| S D G s               | Sustainable Development Goals の略で、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された、全ての国がその実現に向けて目指すべき「持続可能な開発目標」のこと。貧困の根絶や不平等の解消、環境との調和など、持続可能な世界を実現するための17のゴールから構成され「誰一人取り残さない」社会の実現を目指している。                                      |
| エスポワール（東広島市男女共同参画推進室） | フランス語で「希望」を意味する。東広島市が平成4（1992）年に設置した施設で、サンスクエア東広島（西条西本町28番6号）の2階にある。情報の収集、提供や学習機会の提供などを行っている。                                                                                                                |
| M字カーブ                 | 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30代前半を谷とし、20代後半と30代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴によるもの。                                                                      |
| L G B T Q +           | 次の頭文字を並べたもので「性的マイノリティ（性的少数者）」とも呼ばれている。L（レズビアン）：女性の同性愛者、G（ゲイ）：男性の同性愛者、B（バイセクシュアル）：両性愛者、T（トランスジェンダー）：体と心の性別に違和感のある人、Q（クエスチョニング）：自認する性が定まらない人などの総称、+（プラス）は、アセクシュアル（他者に対して恋愛感情や性的関心を抱かない人）等を含む、多様な性のあり方を示す表記のこと。 |
| えるぼし認定                | 「女性活躍推進法」に基づく「一般事業主行動計画」において、策定した取組状況等が優良な企業を、厚生労働大臣が認定する制度のこと。                                                                                                                                              |
| エンパワーメント              | 「力を付けること」の意味で、自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的あるいは文化的に力を持った存在として活躍する場を広げていくこと。                                                                                                                                        |
| O E C D               | 経済協力開発機構。ヨーロッパ諸国を中心に日、米を含め38か国の先進国が加盟する国際機関のこと。国際経済、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発、ガバナンスといった分野についても、加盟国間の分析や検討を行っている。                                                                                          |

| 用 語                   | 説 明                                                                                                                                                                                                   |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【か行】                  |                                                                                                                                                                                                       |
| キャリアコンサルタント           | 労働者の職業の選択、職業生活設計又は職業能力の開発及び向上に関する相談に応じ、助言及び指導を行う「キャリアコンサルティング」を行う専門家のこと。                                                                                                                              |
| キャリアプラン               | 自分が今後どのようなキャリアを積み上げていくかという「具体的な計画や見通し」のこと。                                                                                                                                                            |
| くるみん認定                | 「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定を受けていること。「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」の認定を受けることができる。                                                 |
| 権利擁護                  | 認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が十分でない人の権利の代弁、弁護を行い、安心して生活できるよう支援すること。                                                                                                                                        |
| 国連サミット                | 平成27（2015）年9月25日から27日にかけて、ニューヨークの国連本部で開催された国際会議で、正式名称は「国連持続可能な開発サミット」。161の加盟国の首脳が出席し、新たな野心的な持続可能な開発アジェンダを採択した。                                                                                        |
| 固定的な性別役割分担意識          | 個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、例えば「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、性別を理由として、役割を分ける固定的な考え方のこと。                                                                                                   |
| 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 | 性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、人権が尊重され、女性が安心して、自立して暮らせる社会の実現に寄与するための法律のこと。令和6（2024）年4月に施行された。                    |
| 【さ行】                  |                                                                                                                                                                                                       |
| 産業カウンセラー              | 仕事や職場の人間関係などから生じるストレスや心の問題に対するカウンセリングをはじめ、労働者が自身で問題を解決できるよう援助する役割を担う人のこと。                                                                                                                             |
| ジェンダー                 | 「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれながらの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の区分を「社会的、文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。「社会的、文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。 |
| ジェンダーアイデンティティ         | 自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識（性別に関する自己意識）を指すものと解されている。                                                                                                                                                     |
| ジェンダー・ギャップ指数          | スイスのジュネーブに本部を置く「世界経済フォーラム」が、各国内の男女間の格差を数値化し、順位付けした指数のこと。経済、教育、健康、政治の分野別の男女比を基に算出する。                                                                                                                   |
| ジェンダー平等               | 性別にかかわらず、誰もが平等に責任や権利、機会を分かち合い、あらゆる物事を共に決めていくこと。                                                                                                                                                       |

| 用 語                                       | 説 明                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 次世代育成支援対策推進法                              | 急速な少子化の進行や家庭、地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的に、平成 15（2003）年 7 月に制定された法律のこと。当初は時限立法であったが、令和 6（2024）年 5 月 31 日の改正法の公布に伴い、令和 17（2035）年 3 月 31 日まで再延長された。（平成 15 年法律第 120 号） |
| 持続可能な世界                                   | 人類による地球環境の保全と利用、消費と再生とがバランスを保ち、人と自然の共存が実現できる世界のこと。                                                                                                                                                 |
| 児童委員                                      | 厚生労働大臣から委嘱され、地域の子どもの元気に安心して暮らせるよう、子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談、支援等を行う。民生委員が児童委員を兼ねており、また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。                                                               |
| 児童虐待                                      | 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの）がその監護する児童（18 歳に満たない者）について行う、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等の行為のこと。                                                                                                     |
| 指導的地位                                     | 議会議員、法人、団体等における課長相当職以上の者、専門的、技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業に従事する者のこと。                                                                                                                                        |
| 就業率                                       | 15 歳以上人口に占める就業者の割合のこと。就業者数は、従業者（収入を伴う仕事をしている者）と休業者（仕事を持っていながら病気などのため休んでいる者）を合わせたもの。                                                                                                                |
| 女性活躍推進法                                   | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）」のこと。女性の職業生活における活躍を推進するための基本原則や国、地方公共団体及び事業主の責務等を明確にした法律のこと。                                                                                               |
| 人生 100 年時代                                | 人生が 100 歳まで続くことが当たり前となる時代を想定した考えのこと。                                                                                                                                                               |
| ストーカー行為                                   | 特定の相手への恋愛感情やその気持ちが満たされなかったことに対する恨みの感情を充足する目的により、つきまとい、まちぶせ、無言電話等の行為を反復して行うこと。異常なほどの執着心、支配欲に基づく行動で、歯止めがきかず、行動がエスカレートすることが特徴となっている。                                                                  |
| 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律                   | 政治分野における男女共同参画を推進するために、その基本原則を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明かし、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とした法律のこと。（平成 30 年法律第 28 号）                                                                                     |
| 性的指向                                      | 恋愛や性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛など、恋愛や性愛の対象が、いずれの性別に向いているかを表すもの。                                                                                                                           |
| 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 | 全ての国民が、性的指向やジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）にかかわらず、等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるという基本理念に基づき、多様性に寛容な社会の実現に資することを目的として、理念法として制定された法律のこと。国、地方公共団体及び事業主等は、知識の普及や相談体制の整備等について努めることとされている。（令和 5 年法律第 68 号）           |
| 性的マイノリティ                                  | ※ 「L G B T Q +」の項目を参照                                                                                                                                                                              |
| セクシュアルハラスメント                              | 相手の意に反した不快な性的言動や行為のこと。                                                                                                                                                                             |

| 用 語                      | 説 明                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【た行】                     |                                                                                                                                                                                                                                                           |
| ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン   | 「ダイバーシティ」は、多様性を認め合い、互いに受け入れ合うことを意味し「エクイティ」は公平性を意味する。「インクルージョン」は性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず、誰もが平等に機会が与えられ、一体感を持って生活できる環境があることを意味する。これらを一体化した「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン（D E & I）」とは、多様な人が生活や活動する組織等において、それぞれの人のニーズに合った支援をすることで、誰もが生き生きと生活し、働き、成果を出し続ける環境をつくり出すことを意味する。 |
| 多文化共生社会                  | 国籍や民族などにかかわらず、お互いの文化の違いなどを認め合い、対等な関係を築きながら地域社会で共に生きていく社会のこと。                                                                                                                                                                                              |
| 多様性                      | 人種や年齢、性別、能力、価値観など様々な違いがある状態のこと。                                                                                                                                                                                                                           |
| 男女共同参画社会                 | 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。                                                                                                                                            |
| 男女共同参画社会基本法              | 男女共同参画社会の形成に向けて、国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、平成 11（1999）年 6 月に公布、施行された法律のこと。（平成 11 年法律第 78 号）                                                                                                                                           |
| 男女混合名簿                   | 学校で、児童・生徒の名簿を全員の五十音順に並べる名簿のこと。「性別によらない名簿」ともいう。                                                                                                                                                                                                            |
| 地域防災リーダー                 | 防災に関する知識及び技能を有する者として、地域の防災対策の推進及び防災意識の普及を行い、自主防災組織の育成及び充実に図り、地域防災力の向上に寄与することを目的に市が認定した人のこと。                                                                                                                                                               |
| D V 防止法                  | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）」のこと。人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することなどにより、暴力の防止及び被害者の保護を図るために制定された。                                                                                                                   |
| 特定事業主行動計画（東広島市特定事業主行動計画） | 職員が仕事と家庭を両立させ、安心して出産や育児を行うことができる職場づくりを行うため「次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）」に基づき、策定している計画のこと。                                                                                                                                                               |
| ドメスティック・バイオレンス（D V）      | 配偶者やパートナー、交際相手など、親密な関係にある者からふるわれる暴力のことで、身体的暴力（殴る、蹴る、首を絞める、髪を引っ張る など）、精神的暴力（大声でどなる、無視する、大切にしているものを壊す など）、経済的暴力（生活費を渡さない、外で働くことを邪魔する など）、性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない、妊娠中絶を強要するなど）といった形態がある。                                                                      |
| 【な行】                     |                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 認定こども園                   | 幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ、教育・保育を一体的に行う施設のこと。                                                                                                                                                                                                                     |

| 用 語               | 説 明                                                                                                                                                              |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 【は行】              |                                                                                                                                                                  |
| パートナーシップ宣誓制度      | 一方又は双方が性的マイノリティの二人が、性別にかかわらずお互いを人生のパートナーとして協力し支え合うことを約した関係であることを宣誓し、市が公的に証明する制度のこと。                                                                              |
| 配偶者暴力相談支援センター     | DVの被害を受けた人の保護や自立支援を行う上で、中心的な役割を果たす機関のこと。                                                                                                                         |
| パタニティハラスメント（パタハラ） | 妊娠した女性を意味する「マタニティ」に対し、父性を意味する「パタニティ」からつくられた言葉で、職場などで行われる、働く男性に育児を理由として、精神的、身体的苦痛を与える「嫌がらせ行為」のこと。男性の育児休業や時短勤務などの申請を断ることは、パタハラに該当し、上司と部下の関係だけに限らず、同僚の関係でも起こることがある。 |
| 働き方改革             | 働く人の事情に応じて、多様な働き方を選択できる社会を実現し、成長と分配の好循環を構築し、一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指した取組のこと。                                                                                 |
| ハラスメント            | 様々な場面における嫌がらせやいじめなどのこと。故意か故意でないかは関係なく、他人に対する言動が相手を不快にさせることや尊厳を傷つけ、脅威を与えるようなこと。セクシュアルハラスメント（セクハラ）、パワーハラスメント（パワハラ）、マタニティハラスメント（マタハラ）など、様々なハラスメントがある。               |
| ハローワーク            | 公共職業安定所のこと。仕事を探す人や求人事業主に対して、様々なサービスが無償で提供する、国が運営する機関のこと。                                                                                                         |
| パワーハラスメント（パワハラ）   | 職場などで行われる、職務上の地位や人間関係などといった権力（パワー）を利用して、精神的、身体的苦痛を与える行為や職場環境を悪化させる嫌がらせ行為のこと。業務上必要な指示や注意、指導などは、パワハラには当たらない。上司と部下の関係だけに限らず、同僚の関係でも起こることがある。                        |
| P D C A サイクル      | 計画（P L A N）、実行（D O）、点検・評価（C H E C K）、改善（A C T I O N）に基づく、生産、品質、取組などの管理を円滑に進めるための業務管理手法のこと。                                                                       |
| 病児・病後児保育          | 保護者が就労等により、家庭で病児、病後児の看病ができないときに、看護師等を配置した専用施設等で、保護者に代わって一時的に看護保育を行う事業のこと。                                                                                        |
| ファミリー・サポート・センター   | 育児の援助を受けたい人（利用会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が会員となり、地域の中で、有償で子育てを助け合う会員組織のこと。                                                                                              |
| フレックスタイム制         | 一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業、就業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度のこと。                                                                                                |
| 保育コンシェルジュ         | 保護者のニーズに応じて、保育施設の案内や預け先の提案、子育て関係の窓口への案内等を行う相談員のこと。                                                                                                               |
| 放課後児童クラブ          | 小学生を対象に、保護者が就労などで日中家庭にいない場合、授業終了後に預かり、適切な遊びや生活の場を提供して健全な育成を図る事業のこと。                                                                                              |

| 用 語               | 説 明                                                                                                               |
|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 防災会議              | 「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」及び「東広島市防災会議条例（昭和 49 年条例第 114 号）」の規定に基づいて設置された機関で、本市における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施を推進する。   |
| 包摂的               | 多様な意見や価値観、文化をはじめ、社会的弱者やマイノリティー（少数者）等も含め、誰も排除することなく包括的に受け入れ、調和を図ること。（「インクルージョン」ともいう。）                              |
| 【ま行】              |                                                                                                                   |
| マタニティハラスメント（マタハラ） | 職場などで行われる、働く女性に妊娠や出産を理由として、精神的、身体的苦痛を与える「嫌がらせ行為」のこと。妊娠や出産を理由とした解雇、雇用契約の変更、雇い止めなども該当する。相手は異性だけに限らず、同性同士でも起こることがある。 |
| 民生委員              | 厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人であり「児童委員」を兼ねている。                                   |
| 【や行】              |                                                                                                                   |
| 要配慮者              | 高齢者や障がいのある人、乳幼児など、防災施策において特に配慮を要する人のこと。                                                                           |
| 【ら行】              |                                                                                                                   |
| ライフスタイル           | 人生観や価値観、習慣などを含めた個人の生活の様式、営み方、生き方のこと。                                                                              |
| ライフステージ           | 人の一生における幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期など、それぞれの段階のこと。家族については新婚期、育児期、教育期、こどもの独立期、老夫婦期などに分けられる。                                 |
| 労働力率              | 就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が 15 歳以上の人口に占める割合のこと。                                                                       |
| 【わ行】              |                                                                                                                   |
| ワーク・ライフ・バランス      | 「仕事」と「仕事以外の生活（育児や介護、趣味、学習、地域活動等）」とのバランスを取り（調和を図り）、その両方を充実させる働き方、生き方のこと。                                           |

## 【7】関係法令

---

### 1 東広島市男女共同参画推進審議会規則

平成27年3月31日

規則第32号

改正 平成28年3月31日規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和50年東広島市条例第34号）第3条の規定に基づき、東広島市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の所掌事務、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議し、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 東広島市男女共同参画推進計画（以下「計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 計画を推進するための施策に関すること。
- (3) 計画の実施状況に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活環境部人権男女共同参画課において処理する。

(一部改正〔平成28年規則第28号〕)

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

附 則 (平成28年3月31日規則第28号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

## 2 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号  
最終改正 平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、  
国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められて  
きたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が  
国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女  
が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別  
にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することが  
できる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となってい  
る。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を  
二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、  
社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の  
促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を  
明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公  
共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を  
総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第 1 章 総則

#### (目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会  
経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実  
現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形  
成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及  
び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社  
会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定め  
ることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計  
画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義  
は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な  
構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分  
野における活動に参画する機会が確保され、もって男  
女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を  
享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会  
を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女  
間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女  
のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供する  
ことをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての  
尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱  
いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機  
会が確保されることその他の男女の人権が尊重される

ことを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会にお  
ける制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を  
反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立  
でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形  
成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、  
社会における制度又は慣行が男女の社会における活動  
の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとし  
るように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等  
な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策  
又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し  
て参画する機会が確保されることを旨として、行われな  
ければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女  
が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の  
介護その他の家庭生活における活動について家族の一  
員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の  
活動を行うことができるようにすることを旨として、行  
われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会におけ  
る取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女  
共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなけれ  
ばならない。

(国の責務)

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画  
社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」とい  
う。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関  
する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合  
的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 9 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同  
参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及  
びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施  
策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会の  
あらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同  
参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関す  
る施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置

その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

### (男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

## 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定に

より置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1) から (10) まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

### 3 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

最終改正 令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号

#### 第 1 章 総則

##### （目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

##### （基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

##### （事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### 第 2 章 基本方針等

##### （基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1）女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- （2）事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- （3）女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- （4）前 3 号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、基本方針の変更について準用する。（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 事業主行動計画等

#### 第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に

同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

(1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

(1) 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。

(2) 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

(4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

(5) 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。  
(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」

とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事せようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 計画期間
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占

める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表  
（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第8条第1項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

##### (職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。  
(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

##### (啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

##### (情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

##### (協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係

機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(1) 一般事業主の団体又はその連合団体

(2) 学識経験者

(3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

##### (秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

##### (協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

#### 第5章 雑則

##### (報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

##### (公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

る。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。  
(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第39条 第30条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第28条を除く。.)及び第6章(第30条を除く。)の規定並びに附則第5条

の規定は、平成28年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成38年3月31日限り、その効力を失う。

2 第22条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第28条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成29年3月31日法律第14号)抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中雇用保険法第64条の次に1条を加える改正規定及び附則第35条の規定 公布の日

(2) 及び(3) 略

(4) 第2条中雇用保険法第10条の4第2項、第58条第1項、第60条の2第4項、第76条第2項及び第79条の2並びに附則第11条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100分の50を」を「100分の80を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第53条第5項及び第6項並びに第64条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第10条の規定、附則第13条中国国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条第10項第5号の改正規定、附則第14条第2項及び第17条の規定、附則第18条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第19条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の

項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年6月5日法律第24号)抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年3月31日法律第12号)抄  
(施行期日)

第1条 この法律は、令和4年4月1日から施行する。た

だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条中職業安定法第32条及び第32条の11第1項の改正規定並びに附則第28条の規定 公布の日

(2) 略

(3) 第1条中雇用保険法第10条の4第2項及び第58条第1項の改正規定、第2条の規定(第1号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第48条」を「第47条の3」に改める部分に限る。))、同法第5条の2第1項の改正規定及び同法第4章中第48条の前に1条を加える改正規定を除く。)並びに第3条の規定(職業能力開発促進法第10条の3第1号の改正規定、同条に1項を加える改正規定、同法第15条の2第1項の改正規定及び同法第18条に1項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第5条、第6条及び第10条の規定、附則第11条中国家公務員退職手当法第10条第10項の改正規定、附則第14条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和45年法律第98号)第4条第2項及び第18条の改正規定並びに同法第33条の改正規定(「、第11条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第5条の5第1項」とあるのは「船員職業安定法第15条第1項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第15条から第22条まで、第24条、第25条及び第27条の規定 令和4年10月1日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和4年6月17日法律第68号)抄  
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第509条の規定 公布の日

## 4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)

平成13年4月13日法律第31号  
最終改正 令和5年6月14日法律第53号

### 前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下  
の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取  
組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含  
む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が  
必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの  
暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困  
難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人  
の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現  
を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保  
護するための施策を講ずることが必要である。このことは、  
女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会にお  
ける取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自  
立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力  
の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### (定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配  
偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃  
であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下  
同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言  
動（以下この項及び第28条の2において「身体に対す  
る暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に  
対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はそ  
の婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者で  
あった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む  
ものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力  
を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしてい  
ないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離  
婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と  
同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情  
に入ることを含むものとする。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止  
するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援する  
ことを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

### 第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及  
び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主  
務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被  
害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下こ

の条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」  
という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第  
1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計  
画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す  
る基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策の内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び  
民間の団体の連携及び協力に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の  
防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事  
項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しよう  
とするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議し  
なければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したと  
きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府  
県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の  
ための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条に  
おいて「都道府県基本計画」という。）を定めなければ  
ならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定め  
るものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関す  
る基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策の実施内容に関する事項

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地  
方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する  
事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の  
防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する  
重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即  
し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村に  
おける配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため  
の施策の実施に関する基本的な計画（以下この条におい  
て「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなけ  
ればならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村

基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第2章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- (3) 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第3号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の

保護を行うことができる。

(協議会)

第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第5項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する

通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第4章 保護命令

（接近禁止命令等）

第10条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第3号及び第4号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及

び第12条第1項第2号から第4号までにおいて同じ。）からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

（1）面会を要求すること。

（2）その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（3）著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

（4）電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第1号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

（5）緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

（6）汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

（7）その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

（8）その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

（9）その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2

条第1項第1号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。)を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。)により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

(10) その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと及び当該子に対して前項第2号から第10号までに掲げる行為(同項第5号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。)をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の

子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

6 第2項第4号及び第5号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為(電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。)をいう。

(1) 電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)第2条第1号に規定する電子メールをいう。)その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第10条の2 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者。以下この条、第12条第2項第2号及び第18条第1項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成16年法律第123号)第2条第22号に規定する区分建物をいう。))の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、6月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

(1) 申立人の住所又は居所の所在地

(2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄す

る地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地  
(接近禁止命令等の申立て等)

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況  
(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)
- (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- (3) 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に

対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

- (3) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前2号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第5号イからニまで又は前項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第1号から第4号まで又は前項第1号及び第2号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたとき

は、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第3項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまで又は同条第2項第3号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用す

る。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第3号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除

（民事訴訟法の準用）

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第1編から第4編までの規定（同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|              |                    |                                                         |
|--------------|--------------------|---------------------------------------------------------|
| 第112条第1項本文   | 前条の規定による措置を開始した    | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第112条第1項ただし書 | 前条の規定による措置を開始した    | 当該掲示を始めた                                                |
| 第113条        | 書類又は電磁的記録          | 書類                                                      |
|              | 記載又は記録             | 記載                                                      |
|              | 第111条の規定による措置を開始した | 裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた |
| 第133条の3第1項   | 記載され、又は記録された       | 記載された書面                                                 |

|                      |                                                                                                        |             |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|                      | 書面又は電磁的記録                                                                                              |             |
|                      | 当該書面又は電磁的記録                                                                                            | 当該書面        |
|                      | 又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録                                                                              | その他これに類する書面 |
| 第151条第2項及び第231条の2第2項 | 方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法                                                                         | 方法          |
| 第160条第1項             | 最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。） | 調書          |
| 第160条第3項             | 前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に                                                                             | 調書の記載について   |
| 第160条第4項             | 第2項の規定によりファイルに記録された電子調書                                                                                | 調書          |
|                      | 当該電子調書                                                                                                 | 当該調書        |
| 第160条の2第1項           | 前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容                                                                           | 調書の記載       |

|            |                                              |         |
|------------|----------------------------------------------|---------|
| 第160条の2第2項 | その旨をファイルに記録して                                | 調書を作成して |
| 第205条第3項   | 事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項  | 事項      |
| 第215条第4項   | 事項又は第2項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項 | 事項      |
| 第231条の3第2項 | 若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する           | 又は送付する  |
| 第261条第4項   | 電子調書                                         | 調書      |
|            | 記録しなければ                                      | 記載しなければ |

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

（1）第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

（2）第3条第3項第3号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

（3）第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

（4）第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

（1）都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

（2）市町村が前条第2項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

|                                                                             |                      |                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 第2条                                                                         | 配偶者                  | 第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。） |
|                                                                             | 、被害者                 | 、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）    |
| 第6条第1項                                                                      | 配偶者又は配偶者であった者        | 特定関係者又は特定関係者であった者                 |
| 第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第2号及び第12条第1項第1号から第4号まで並びに第2項第1号及び第2号並びに第18条第1項 | 配偶者                  | 特定関係者                             |
| 第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第1号及び第2項第1号                                         | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第28条の2に規定する関係を解消した場合              |

## 第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に違反した者は、2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に処する。

む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過し

た日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定  
平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第8条 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和4年6月17日法律第68号）抄（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）第509条の規定公布の日

附 則（令和5年5月19日法律第30号）抄（施行期日）

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1）附則第7条の規定公布の日

（2）第21条の改正規定民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

（保護命令事件に係る経過措置）

第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）

第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第3条 新法第14条の2から第14条の4までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用

しない。

2 附則第1条第2号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第4条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第8条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（令和5年6月14日法律第53号）抄  
この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

## 第3次東広島市男女共同参画推進計画（後期実施計画） きらきらプラン

---

発行年月：令和7（2025）年3月

発 行：東広島市

編 集：東広島市 生活環境部 人権男女共同参画課

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号

電 話 （082）420-0927

FAX （082）422-2040

---